

六 報

第 76 号

国立大学協会

昭和 52 年 6 月

タイ国大学学長団の来日	井上 智勇 3
■タイ国学長団からの報告■	
学生交流計画のための日本諸大学訪問に関する報告書	18
教育雑感	山田伴次郎 21

事業報告

● 諸会議事要録 (52年1月～4月)	
理事会 (2.23).....	26
同 (4.13).....	35
第1常置委員会 (2.18)	44
第3常置・第4常置委員会合同会議 (1.14).....	47
同 (3.18).....	55
第5常置委員会 (1.25).....	63
同 (3.28).....	70
第6常置委員会 (4.14).....	75
医学教育に関する特別委員会 (2.22).....	80
教養課程に関する特別委員会 (4.28).....	84
教員養成制度特別委員会 (4.30).....	89
科目別研究専門委員会委員長会議 (2.23).....	96
実施方法等調査専門委員会 (1.26).....	97
同 (4.12, 13).....	104
入試改善調査委員会 (4.13).....	109
特別会計制度協議会 (1.10).....	114
同 (2.2).....	119
● 諸 会 合	122

予 算 ・ 決 算

昭和51年度国立大学協会歳入・歳出追加予算〈案〉	123
昭和51年度国立大学協会歳入・歳出決算〈案〉	124
財産目録	126
昭和52年度国立大学協会歳入・歳出予算〈案〉	127

要 望 書 等

大学院問題に関する要望について(その1)(51.11.5)	129
大学院問題に関する要望について(その2)(52.2.23)	132
大学教官等の発明に係る特許等の取扱いについて (中間報告)に対する意見について(52.3.9)	136

資 料

学費について(事務連絡)	138
昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等 について(通知)	138
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を 改正する法律(抜粋)	139
大学入試センター設置に伴う関係法規(抜粋)	140

そ の 他

学長等の異動	144
寄贈図書	146

★ 窓 ★ ハマチ養殖の自家汚染対策の研究/窪田 三朗 143

タイ国大学学長団の来日

★報告★ 井上 智 勇

1976年10月20日から11月2日まで、次のタイ国大学学長3名が来日し、わが国の文部省、国立・私立大学等の若干を訪問し種々な対談を行うとともに、わが国の大学の管理体制・研究・教育の施設や内容を見聞し、併せて日本留学中のタイ国学生と懇談した。その間若干の時間をさいて、わが国の新旧文化の様相を見学した。

来日したタイ国の学長は次の3名である。

カサーン・チャーティカワニツ マヒドン大学長（医学）

Dr. Kasarn Chartikavanij Rector of Mahidol University

ウイパタ・ブンシーワンサイ 農業技術大学長（理学・農学）

Dr. Vipata Boonsri Wangsai Rector of the Institute of Agricultural Technology

スッチャイ・ラオスントーン スリナカリンウイロート大学長（文学・教育学）

Dr. Sudchai Laosunthorn President of Sri Nakaharinwirot University

念のため次の点を記しておきたい。例えば、Kasarn Chartikavanij 氏の場合、Kasarn は Personal name で、Chartikavanij は family name であるが、カサーン氏の言によれば、タイ国では一般に人を呼ぶとき personal name で呼ぶという。したがって Kasarn Chartikavanij 氏を呼ぶときは、Dr. Kasarn または Mr. Kasarn という。

さて一行の日程は次のとおりであった。

タイ国大学長団滞日日程

月日(曜)	活 動			宿 舎
	午 前	午 後	夕	
10.20 (水)	東京国際空港着			ホテルパシフィック (東京)
21 (木)	文部大臣表敬 懇談会(文部省)	東京大学訪問	文部事務次官主催 レセプション	"
22 (金)	東京外国語大学訪問	一橋大学訪問 東京農工大学訪問 (農技大学長のみ)	日本学術振興会主催 夕食会	"
23 (土)	東京国立博物館見学	国立科学博物館見学		"
24 (日)	休 日			"

25 (月)	東京水産大学訪問	東海大学訪問		"
26 (火)	東京→京都	京都市内見学		京都ホテル (京都)
27 (水)	京都市内見学	京都大学訪問	京都大学学長主催 レセプション	"
28 (木)	京都→奈良 (車)	奈良教育大学訪問 奈良市内見学	奈良教育大学学長主催 レセプション	奈良国際ホテル (奈良)
29 (金)	平城宮跡, 薬師寺見学	法隆寺見学 奈良→大阪 (車)		大阪ロイヤルホテル (大阪)
30 (土)	大阪大学訪問	大阪外国語大学訪問 大阪市内見学	大阪地区学長主催 レセプション	"
31 (日)	鳥羽へ旅行		会食	池の浦荘 (鳥羽)
11. 1 (月)	鳥羽→東京	国立大学協会主催 懇談会 (葬会館)	国立大学協会学長主催 レセプション	ホテルパシフィック (東京)
2 (火)	東京国際空港発			

タイ国の学長団が来日した経緯

文部省はすでに、1974年には西独の学長6名、1975年にはフランスの学長3名を国大協と協力しつつ招へいた。国大協の第5常置委員会は、この2回の外国大学長の招へい、わが国の大学の視察と対談、その他によって、外国大学とわが国の大学との相互理解を深め、併せて文化交流の緊密性の濃度を高めることを認め、毎年外国大学の学長数名を招へいし得る予算措置をとるよう、国大協を通じて政府に要望してきた。

一方、文部省はかねてから、諸外国の指導的立場にある学者・教育行政官をわが国に招致して、わが国の教育・学術・文化の実情を視察する機会を提供し、それぞれの国とわが国との相互理解と協力との推進をはかって来たが、さらに学長クラスの相互交流の有効性と必要性とを認め、国大協の要望に基づき、学長招致の予算を計上するに至った。

1976年4月に開かれた第5常置委員会では、この年の学長招へい事業の主たるねらいを、わが国に多数の留学生を派遣している東南アジアの学長を招き、わが国の大学の実態を認識せしめること、留学生との対談を通じて、留学生を送り出す側と、受け入れる側との問題点を明らかにして、その改善方策を明確ならしめようとするにしようとした。

この立場から第5常置委員会は文部省と交渉し、わが国と留学生交換を通じて特に関係の深いタイ国の学長招へいを第1候補とすること、招致時期は1976年秋とすること、滞在期間は2週間とすること等の大綱について同意をみた。

文部省は国大協との協力の下に事業を進めることを基本とし、タイ国政府と外交ルートで

通じて折衝を行い、タイ国立大学長の中から、被招致者として Puey Ungphakorn タマサート大学長及び上記マヒドン大学長、農業技術大学長の3名を招へいすることとし、来日期間を10月13日から26日までとすることとした。その後タマサート大学長が、国内・学内両面の事情のため来日することが不可能となったため、代って上記スリナカリンウイロート大学長が来日することとなった。また、10月初めのタイ国内部の政情の変化によって来日は1週間延期され、一行は10月20日夜無事羽田空港に降り立った。

こうしてタイ国学長一行の来日は実現したのであるが、一行のわが国における訪問先およびそこでの対談等の概要は次のようであった。ちなみに東京大学庶務部国際主幹国際第一掛長但馬孝雄氏が、来日学長の文部省訪問以外の全行程を共にし、そのお世話にあたった。

文部省及び各大学の訪問と対談

文部省訪問と対談

10月21日、来日3学長は木田事務次官を表敬訪問し、今村学術国際局長と共に、約20分間懇談した。ついで3学長と、大学局の吉田審議官、大崎高等教育計画課長、学術国際局の今村局長、沢田審議官、中山ユネスコ国際部長、七田学術課長、大塚企画連絡課長、五十嵐留学生課長、川村国際教育文化課長等が、①タイ国との留学生交流について、②日本の高等教育制度について懇談した。その懇談の内容は次のようであった。

まず五十嵐留学生課長がタイからの留学生の受入れ及びわが国からの留学生派遣の概況について説明し、日本語教育の問題、その他について質疑応答が行われた。次に吉田審議官が入学試験制度の改善、大学改革の推進、高等教育の計画的整備計画等について説明し、意見の交換を行った。

終りにカサーン学長は、最近のタイ国の基本的方向が、従来の西欧指向型から次第にアジア指向型に変わりつつあること、これと関連して日本から学ぼうとする姿勢が強化しつつあること、今回の来日を機に多くを学びたい旨を述べて謝辞とした。

なおこの日、午後6時から木田事務次官主催の歓迎レセプションがホテル・パシフィックで開催されたが、永井文部大臣をはじめ、都内のタイ留学生18人も加わり、100人を越す教育関係者が参会して盛大であった。

東京大学での対談

タイ国の3学長は文部省訪問の後、10月21日午後2時、東京大学を訪問し、附属図書館、大型計算機センターを見学し、午後3時から林健太郎学長と懇談した。この席には碓井教育学部長、岩田事務局長、横山学生部次長が同席した。

最初にカサーン学長が、国大協会長としての林学長に今回の招待について謝辞を述べた。ついで大学の管理運営上の問題として、大学の最高意思決定機関である評議会の機能につ

いて質問があり、また学長選挙における学生参加の問題が話題となった。次に外国人留学生について、東京大学の全般的な受入れ状況が話し合われ、特に日本語教育について意見の交換が行われた。タイの学長側からは次のような意見の開陳と提言がなされた。即ち、従来タイの留学生は、日本に来てから初めて日本語を修得し、その後専門課程で勉強しているが、このような状況では、修学年数が長くかかり問題である。そこで、タイ国に日本語教育の機関を設けて、留学させる前に十分な日本語教育を行い、語学検定試験に合格した者を日本に派遣するという制度を作りたいので、日本人教師派遣など日本側の協力を得たい——と。

東大の教育学部についての質問のうち、教員養成についての質問があったが、本学部は教員養成大学・学部とは異質な面があるので、全般的な教員養成問題については、奈良教育大学で見聞してもらうこととした。

東京外国語大学・一橋大学・東京農工大学での対談

10月22日午前10時、タイ国学長一行は文部省国際教育文化課の山岡元嗣専門員とともに東京外国語大学を訪問した。

まず学長室で坂本是忠学長と挨拶を交し、同席したインドシナ語学科の外国人教師チンタナー女史及び庶務課長から、東京外大の施設・キャンパス等についての説明をうけた。

このあと会議室に移り、坂本学長が同席した鈴木学生部長、土井図書館長、インドシナ語学科の松山教授、日本語学科の日下部教授、アジア・アフリカ言語文化研究所の飯島教授、チンタナー女史、庶務課長、教務課長等を紹介して後懇談に入った。まず松山教授が東京外大のタイ語教育について、学生は1学年10名程度、男女比率はほぼ半々、男性は大部分が政治・経済を、女性は大体文学・語学・美術を学んでいるが、仏教研究を志す者もいること、また本学学生のタイ国留学先としては、チュラロンコン大学、タマサート大学、カサート大学等が主なものであることなどを話した。次に日下部教授は、本学の特設日本語学科には現在4名のタイ学生がおり、かれらは日本語学を専攻し、日本語に関する卒業論文を書いているなどを報告した。それについて若干の質疑応答がなされた後、飯島教授がA・A研究所におけるタイ研究の概要を説明した。

次にカサーン学長が一行を代表して、招待されたことへの謝辞とともに次の要旨のことを述べた。「われわれが来日した目的は日タイ両国の関係を一層親密ならしめることである。従来、タイ国の学生・教師の海外派遣先は主として欧米であったが、われわれは日本の大学が水準も高く、高度に組織されていることを知った。タイ政府も、日タイ関係の緊密化を望んでおり、交流の方向を欧米からアジア諸国、特に進歩のめざましい日本へと方向転換を考えている。最近日タイ関係は深くなり、バンコクに在留する日本のビジネスマンも多数にのぼっている。またタイから日本に留学する学生は約400人で、そのうち半数が奨学生であり、あと半数が私費留学生である。この数を一層増加せしめたいが、問題は日本語の修得である。英米への留学の場合は通常4～5年学べばよいが、日本に留学した場合、日本語修得

のための年数を入れると少なくとも6～7年を必要とする。チュラロンコン大学、タマサート大学では日本語の授業も開講するようになり、バンコクでも日本語教育に対する要望が高まっている。このような情勢に対処するため、多くの日本人教師がタイ国へ来られるよう希望する。」

その後一行は、屋上より大学キャンパスを一望した後、坂本学長、庶務課長とともに府中の日本語学校に向った。途中、半田一郎校長その他と多摩川畔のレストランで落ち合い昼食を共にした。昼食中に半田校長が日本語学校における外国人留学生の現状を説明するとともに、学生が極めて協力的であり、政治的・思想的なトラブルのないことを述べた。昼食後、日本語学校に赴き、半田校長らの案内で校内施設及び学生寮における留学生の生活状況を視察した。

ついで図書室でタイ留学生10名と会い、カサーン学長は、タイ国内部の情勢は報道されている程大変なものではなく、心配することなく勉学を続けるように、と激励した。学生からの謝辞をうけて後、午後2時30分ウィパタ学長は東京農工大へ、他の2学長は一橋大学へ向って出発した。

一橋大学での対談

10月22日午後3時ごろ、カサーン学長とスッチャイ学長は一橋大学に到着した。まず学長室で小泉明学長、増淵附属図書館長、大川教授はタイの学長を迎え、英文の Hitotsubashi University を手渡して、大学の全体的な輪郭を説明し、若干の質疑に対して応答した。ついで小泉学長は、これまでタイ国留学生をセミナーに参加させて指導したことがあること、その卒業生のうち National Institute of Development Association、タイ中央銀行、王室の財務等に働いていることを話し、本学とタイ留学生との関係が深いことを述べた。

つづいて特別応接室に移り、上記の教官の他に、現在タイ留学生を指導している木村教授、石川教授、中川助教授、伊丹講師が加わり、タイ留学生6名も出席して懇談した。

話題は多岐にわたったが、問題の一つは次の点であった。即ち、タイの留学生は欧米に学べば博士号を得て帰国することが多いが、日本に留学し大学院の博士課程を修了しても博士号を得ることが難しい。これは留学生の能力が劣るためであるか、という質問である。一橋大学側は、日本における学位取得のための慣行的標準のあること、学位取得の困難さは日本人学生にとっても同様であることを話して了解を求めた。この点は今後国際交流を推進するという立場から、国大協としても検討すべき問題であろうと筆者は考える。

またタイの留学生の声の中には次の点を指摘するものがあった。即ち、タイの留学生が欧米に留学して学んだ学説は、必ずしもタイ国の現実に適合しない。そこで一橋大学への留学生のうち、日本とタイ国との比較研究をしようと企てたものがあったが、データが十分得られないために挫折したという。これに対してスッチャイ学長は、そのような場合、連絡してくれば、データ蒐集に出来る限り協力すると述べた。なおタイ留学生は、政変後の母国の

実情について熱心に質問していたようであった。懇談はなおつづいたが午後4時分ごろ、一行は別れを告げて宿舎に向った。

東京農工大学での対談

10月22日、タイの農業技術大学学長ウイパタ博士は、東京外大訪問の後、特に希望して東京農工大学を訪問した。福原満洲雄学長も諸星農学部長も日本学術会議に出席して留守であったため、まず学科主任教官、事務局長が簡単な挨拶をして後、農学部の各施設に案内して見学に供した。

ウイパタ学長は、まず附属家畜病院・附属硬蛋白質利用研究施設、附属農場を視察したが、農場では、主事の岩成教授の案内で、みそ醸造場でみその製造過程を、ついで牛乳製造場における滅菌処理及びパック詰めの実演を、農作業機械置き場では田植え機を見学した。この田植え機や、穀物の乾燥貯蔵や温室内での花卉の栽培には特に興味をもったようである。また人工気象室における植物の生理学的な研究についても説明をうけ、附属硬蛋白質利用研究施設では、豊田教授から皮革の製造工程についての説明をうけた。家畜病院では、病院長久米教授の案内で諸施設を見学したが、本病院の患者が主としてイヌ、ネコなどの小動物であること（タイでは農耕用の牛・馬が主である）、日本の獣医教育が4年制であること（タイでは6年制という）に驚異の念を抱いたようであった。

午後3時半ごろ農学部長室に戻り、各学科主任と懇談した。ウイパタ学長は本学と東京大学農学部と混同していたようであったので、その誤解をとき、農学部の占有面積、学生数、研究者数につき説明し、若干の質疑応答が行われた。ウイパタ学長は、現在日本からは自動車や工業用機械などの輸入が優先しているが、農業国タイとしてはむしろ、農業機械・技術、食品加工技術の導入を希望すると述べた。またウイパタ学長によれば、タイ国でも有機合成農薬の乱用による問題が深刻化しつつあるようである。時間の関係上、十分な話し合いはできなかったが、日本の農業技術の水準について理解を深めたように思う。

東京水産大学での対談

タイの学長一行は、10月23日には東京国立博物館、国立科学博物館を見学し、24日は終日自由行動をとり、25日に一行は東京水産大学を訪問した。佐々木忠義学長はじめ、佐々木学生部長、岩本資料館長、小笠原水産資源研究施設長、田中教授、市川教授、増田教授らが一行を学長室に迎え、まず佐々木学長が本学の教育・研究及び施設の概要を説明した。

次に一行は水産資料館、水産資源研究施設、海洋環境工学科研究室、食品冷凍工学、熱操作工学の研究室、淡水魚飼育実験室等を見学した。水産資料館では岩本館長が練習船<海鷹丸>の模型を示しつつ、その活躍、特に南氷洋の調査及びガラパゴス群島の調査について詳しく説明し、またセミクジラの骨格完全標本、日本の漁具・漁法の模型、日本の動植物標本、増殖方法等について説明した。一行は<海鷹丸>の訓練や海洋科学に関する研究活動に

は特別の興味を示した。

水産資源研究施設では、小笠原教授が、マレーシア原産の大型淡水エビであるオニテナガエビ増養殖、カナダ及びメキシコ産 lobster、淡水エビ類の研究成果について説明した。特にオニテナガエビに話題が集中し、一行は、このエビはタイ国でも高級品に属すること、タイでも研究がなされていることを述べ、この熱帯種のエビが日本で越冬できるかなどの鋭い質問を行った。

海洋環境工学科については森田教授が主に同教授の専門とする海水の微量金属定量に関する諸器機の説明を行った。微量金属と関連して公害問題についての質疑応答が行われ、ミナマタ病にまで議論が発展した。特に医学を専門とするカサーン学長は森田教授と専門的な意見を交した。

食品冷凍工学及び熱操作工学については、田中教授が接触凍結装置を中心に冷凍装置に案内し、凍結の種類と方法について説明した。一行はこの装置に興味をもち、日本では鯨などの凍結に使用しているが、タイではどのような種類に使用したらよいかと質問し、田中教授は、漁獲した底棲魚を重ねて角型として用いては、と答えた。

淡水魚飼育実験室の研究については荻野教授が説明にあたり、主にニジマス稚魚を用いた魚類栄養に関する研究を述べたが、研究水準の高さに感心したようであった。

見学後再び学長室で懇談に入った。水産大学側からは、古くからタイ留学生を受け入れ、それら学生が帰国後、タイ国政府の高官に昇っている者さえあり、タイ国の水産業の発展に貢献していること、本学の市川教授が1年間客員教授としてタイ国に滞在したこと等を話し、今後学生・研究者の交換を盛んにしたい旨を述べた。

タイ学長一行は、本学の修士課程に興味を示し、日本語修得の難しさを強調して、英語でも受講できるようにと希望した。また博士コースについても質問し、将来は水産に関する高度の教育は是非日本で受けさせたいと述べた。研究費についての質問もあったが、佐々木学長から詳細に説明した。

最後に、カサーン学長が一行を代表して謝辞を述べるとともに、本学の研究施設及び教官の水準が欧米のそれに比してより優れているとの感想を述べた。

東海大学での対談

10月25日、タイ学長団は午後3時半に東海大学湘南校舎に到着し、総長室で足利、菊池、矢野3教授の他国際関係の教職員と対談し、午後4時10分から東海大学に在学しているタイ留学生と懇談した。午後5時から湘南校舎を見学した後東京に戻り、午後7時ごろ東海大学校友会館に到着し、牧野教授(学長代行)の他森田、藤牧、矢野3教授らと会食し懇談を重ねた。その間の対談の主な内容は次のようであった。

東海大学側はまず本学の歴史・教育目標・現状について概略説明し、見学に先だつて湘南校舎の概要を写真で説明した。

タイ学長一行の質問は、①現在タイ国以外の留学生数、②学生寮、③下宿費、④学生の大学への納付金、⑤日本政府の私学への援助額、⑥修士課程の学生数、⑦そのうち博士課程へ進学する学生数、⑧学位取得者のうち大学教員になる数、等についてであり、東海大学側はそれぞれの質問に対して具体的に答えた。また東京への帰途、車中でタイ学長は、①湘南校舎の体育施設を学生が利用する場合は使用料を支払うのか、②医療技術短大の学生数等について質問したが、東海大学側は①については無料であること、②については第一看護学科、第二看護学科それぞれ定員80名であることを話した。タイの学長一行は、タイでも看護婦の退職が多く困っていること、学生寮もラディカルな学生の拠点となり、而も寮に少年・少女を集めて革命家教育を行っているなどを話した。

京都大学での対談

10月26日、タイの学長一行は午前中に入浴し、午後は京都御所、二条城、三十三間堂を拝観した。翌27日は午前中、修学院離宮、国際会議場を見学した。

日本とタイ国とは、ともに長い仏教的伝統をもっているが、いわゆる南方仏教と北方仏教の相違があり、芸術面でも、渋さを特徴とする日本美と、絢爛豪華さを誇るタイ人の美意識とは極めて対蹠的で、日本的なものの理解は困難でないかと懸念されたが、3学長とも、修学院離宮の簡潔で引き締った庭園、建築美の中に「静寂の境地」を見出し共感を覚えたようである。西欧人と対比して、日本人とタイ人とが性格を異にしながらも、同じアジア人としてより深い親近感を抱いたのであろう。また田畑の作物、コンバインによる稲刈り風景や、途上にみる道路改修工事の模様に対して、自国の技術、行政組織、作業振りなどを念頭に思い浮かべながら、積極的な関心と興味を抱いたようである。

ついでタイの学長一行は、京都大学東南アジアセンターで、センターの専門家5名及び客員部門の外国人研究員2名と昼食を共にしながら懇談した。スタッフは皆タイ国と馴染が深く、タイ語を交えながらなごやかなうちに話が進んだ。内容はセンターの歴史・制度、研究の組織や成果についてであった。3学長は皆深い理解と興味を示し、京大の東南アジアセンターにタイ国から土壌学者と政治学者が客員部門のスタッフとして迎えられていることを知り、この種の制度に強い関心と評価を示した。昼食後、一行はセンターの資料室を見学した。

ついで一行は大学構内を一巡して後、京都大学楽友会館で京大に在学中のタイ留学生約15名と懇談した。ここで留学生諸君の述べた意見・希望・要望は、文部省も国大協とともに検討すべき点が多々ある、と筆者は感じる。学生の声の要点は次のようであった。

①日本語の学習コースは4月から始まる1年コースと10月から始まる半年コースがあるが、タイ留学生は普通半年コースに参加することが多い。それは余りに短い。来日前にバンコクで日本語を修得する機会があることが望ましい。タイの学長も前に述べたように、バンコクに日本語教育の機関を設立することを強く望んでいることを告げた。タイ留学生による

と、留学生にはチューターの便宜が与えられているが、互にルーズになり必ずしも効果的でないという。②現在、留学生の多くは経済学などの分野に所属しているが、将来は自然科学・人文科学・社会科学等の諸分野へ配分するよう、タイ国政府も日本政府も考慮されたい。また日本の教育制度に関する情報を強化して、留学生にバンコクを出発する前に心の準備をさせるべきだ。③留学を終えて帰国したとき就職が保証されることが望ましい。④留学生の住宅問題をそれぞれの大学のみならず、より高次のレベルで対処すべきであろう。⑤日本人はタイ人に比して個人主義的で競争心を内に秘めているように見える。タイ人の社会生活で最も重要な価値はチェエイ（相互扶助ないし助け合い）である。そのためにタイ人は暖かいが日本人は冷たいと感じ、留学生生活が淋しいという。⑥留学生の給費制度について今少し弾力性をもたすべきだ。⑦留学生の試験については合格後の最終通知が遅く、出国までに2～3カ月の余裕しかない。その改善が望ましい。

タイ留学生との懇談後、タイ学長一行は岡本道雄京大大学長を中心とする懇談会に移った。京大側からはなお梅本教育学部長、菅原医学部長、満田農学部教授、近藤工学部教授、東南アジアセンターの水野教授が出席した。京大側は、京大における国際交流の現状、各学部の構成、教育・研究活動、そこにおける留学生について述べ、3学長との間に日タイ両国の大学における教育・研究組織について意見を交換した。

タイの3学長は、他の訪問大学でもそうであったように、京都大学の学問水準の高さを評価し、従来欧米に偏しがちであった眼をアジア特に日本に向け、日本の大学とより積極的に交流をはかりたい、語学教育の面でも英語一辺倒を改め、日本語にも力を注ぎ、バンコクのAUA (American University Alumni) に劣らぬインテンシブ・コースを提供し得る文化施設を設立し、あわせて日タイ両国文化の相互理解を深めるよう努力したい旨を述べた。またタイ学長側から、研究者の交流などに関する高いレベルでの特別委員会のようなものを組織することが望ましいと希望した。岡本学長は、そうした問題について国大協が目下検討中であると答えた。

懇談後ただちに全員岡本学長主催のレセプションの会場に向った。レセプションには井上滋賀大学学長代理、脇坂滋賀医科大学学長、名和京都教育大学学長代理、増尾京都工芸繊維大学学長も同席した。3学長はともに、受け入れ側の手厚い歓迎に心からの感謝の意を述べるとともに、くり返し西欧偏重を修正して日本に関心を向けるため、日本語修得を容易ならしめる文化施設の必要性を説いた。

奈良教育大学での対談

10月28日午後1時半、タイの3学長は井上智勇学長をはじめ、数名の教官と事務官とに迎えられて学長室に入った。まず井上学長が歓迎の辞を述べるとともに出席者を紹介して懇談に入った。午後3時過ぎまで懇談が行われたが、その主な内容は次のようであった。ちなみに懇談の通訳は英語科の佐藤教授がつとめた。

まず井上学長から、タイの学校制度はどのようなものであるかという質問をしたのに対して、スッチャイ学長は次のように答えた。

スッチャイ学長 私の大学、スリナカリンウィロート大学の前身は、1954年に創立された College of Education で、1974年に総合大学に昇格した。学生数は19,592名で8つのキャンパスからなり、そのうち4つはバンコクに、他の4つは地方にある。さてタイ国の教育制度は、小学校7年の義務教育、日本の中学に相当する3年間の前期中等教育、つぎに2年間の後期中等教育（日本の高等学校にあたる）、そのあとに高等教育がつづく。

教員免許は3種類ある。①後期中等教育を卒業して、小学校4年までの教員免許、②後期中等教育後、2年の College of Education を卒業したものには、幼・小・中学の教員免許、③後期中等教育を終え、4年制の大学を卒業してB. E.（教育学士）を得た者に対する後期中等教員免許がこれである。M. A. は2年で、博士課程に学ぶ者は現在8名いるが、卒業したものは1名である。学部の単位数は300単位で日本より多い。

カサーン学長 タイ国の大学に比べると、日本のM. A. は40単位と非常に少ないが、その理由は何か。

井上学長 大学院では学生は、学部で学んだ一般的な教養と選んだ課題の研究を基礎として、専門的課題の研究をより深めるために、自己の研究に集中する必要があるからである。

このあと田中教務課長が日本における教員養成大学・学部の概要と、奈良教育大学のカリキュラムについて説明した。3学長との質疑応答はなおつづいた。

カサーン学長 日本人はタイ人と比べると礼儀正しく、勤勉で、規律正しい。日本の繁栄は教育の力に負う所が大きいのと思うが、明治以来どのような教育理念で国民を教育したのか。

井上学長 私は西洋古代史が専門であるので明確に答えられないが、次のように云って大きな誤りはないであろう。日本の文化は古代以来中国文化の影響をうけて発達したが、古代・中世の時代に最も大きな影響を与えたのは仏教である。しかし差別即平等一如を説く仏教の思想は、封建制度を基礎とした徳川幕藩体制の支配理念にはなり得ない。そこで近世の幕藩体制の時代になると、君主を上限とし家を下限とする社会構造の倫理であった儒教思想が人々の思想を支配した。明治時代にもこの思想は連続したが、新しく天皇を中心とした近代的統一国家を実現するという国家的要望と結合し、天皇への忠誠と富国強兵を強調する中央集権的教育が行われた。しかし問題は第二次世界大戦後の教育の理念をどのように確立するかであるが、民主主義による個人の解放と国家・社会との調和をどのように求めて行くかが考究さるべきものと考えている。

ではタイの教育理念はどうか、と質問したのに対し、カサーン学長は、タイでは、①国王への忠誠、②国家への忠誠、③仏教の信奉、この三つが基本理念であると答えた。

木村教授（日本史専門） 日本は元来稲作を主とした農業国であり、狭い土地に多くの人口

をかかえ、国民が生きてゆくためには勤勉にならざるを得なかった。農業と日本人の勤勉さは大いに関係がある。

カサーン学長 タイ国も農業国であるが、農夫は働かない。収入を求めて都会とくにバンコク（人口 400 万）に集中する。農業のあとつぎの問題が深刻である。

近藤教授(体育教官) 日本人は好奇心に富み、自分にはないものは何でもとり入れる。スポーツをみても、外国のスポーツでとり入れていないのは英国のクリケットだけである。

カサーン学長 日本人は先祖の文化遺産を継承しながら、創意工夫をして発展させてゆく。米の収穫も化学肥料で飛躍的に増加させた。残念ながらタイの農民は先祖の方法をうけつぐだけである。文盲率も高く、僻地には学校もなく、親にも教育に対する熱意がない。

この他奈良教育大学の附属農場について質問があったが、農学の専門家石井教授が、農場は 1 ヘクタールに過ぎないが、技術・幼稚園課程の学生の実習、附属幼稚園・小学校の児童生徒の花樹・野菜・稲などの観察・栽培などに使用していると説明した。

また他の大学での対話にもしばしば聞かれたように、3 学長は、日本の大学の研究水準の高さを評価し、日本語教育の問題を克服して両国の研究者・学生の交流を盛んにしたい旨を述べた。

午後 6 時からはナラ国際ホテルで井上学長主催のレセプションを開き、奈良女子大学の曾沢学長も出席して、懇談を重ねた。

10月29日には、タイ学長団一行は午前中に平城官跡、薬師寺を見学し、午後は法隆寺を拝観して後大阪ロイヤルホテルに向った。

大阪大学での対談

10月29日午後 4 時 30 分、タイ学長団一行はロイヤルホテルで大阪大学の田口教授、大島教授、山中秘書係長に迎えられ、阪大の案内書、翌日のスケジュール、留学生名簿、懇談会出席教官名簿を受け取って後、特に希望して夕食前に心斎橋の散策を行った。

10月30日のスケジュールは次のようであった。9 時 30 分～9 時 50 分——大阪大学楠本会館で学長及び関係教官との懇談、9 時 50 分～10 時 40 分——タイ留学生との懇談、10 時 50 分～12 時——吹田キャンパス特に超高压電子顕微鏡センター、工学部発酵工学科、微生物病研究所、蛋白質研究所の見学、12 時 10 分～13 時——千里阪急ホテルで学長、関係教官と昼食。この昼食に出席した阪大側は若槻哲雄学長の他、阿河、田口、深井、伊藤、中崎、中村の 6 教授で、何れも工学部、微生物病研究所の教官である。タイ留学生との懇談には、阪大に在学している留学生 10 名中 5 名とユネスコ微生物学国際大学院研修講座研修生 3 名が参加した。

若槻学長及び関係教官との懇談の概要は次のようであった。若槻学長の歓迎の辞につきタイ国訪問の経験の多い深井、伊藤、中崎 3 教授が中心となって自由懇談を行った。タイ学長側からは、阪大の機構、予算、特に研究費交付について質問があった。またカサーン学長は、阪大に留学するタイの学生 10 名中工学部在学者が 1 名に過ぎないことに不満の意を表わ

した。阪大側から、これまで土木、電気、通信等の学科に留学したのもあったことを伝えた。カサーン学長は特に電気系学科への留學生の増加を希望した。

留學生との懇談会では、研究・教育の面についての苦情は無かったが、他の大学でも同様であったように日本語修得についての問題が主な議題となった。カサーン学長も、日本語教育の促進をタイ政府に要望する意向のあることをくり返し述べた。また留学の目的を達した後はタイ国に帰って就職し、その研究成果を国家に還元するよう要望した。最後に深井教授は、タイ留學生は謙虚で礼儀正しいが、引込み思案のタイプの人が多い、もっと対人関係に積極的であるよう希望した。

吹田キャンパスでは3学長はまず、①300万ボルト電顕の機能について藤田教授から説明をうけ、ビデオテープでタングステン引張り応力下の結晶歪即ち転位の動的測定を観察した。世界最大電圧の電顕を見学して、わが国における技術進歩の高度さに驚嘆したようであった。②工学部発酵工学教室では、アジア地域の若手研究者を対象とする国際微生物学大学院研修講座の実施状況を視察し、田口教授の案内で培養工学、醸造工学、食品貯蔵工学、微生物遺伝学、酵素工学、廃液処理工学の各研究室を見学し、若干の質疑応答が行われた。③微生物病研究所では、川俣教授から本研究所の内容について説明をうけ、附属感染動物実験施設を見学した。特に風量変換、清浄空気送風設備の機構や、胸腺欠損マウスであるヌードマウス（NU—NU）の飼育及びヌードマウス使用による人糞菌の移植に成功した実験結果に興味を示した。なお時間不足のため蛋白質研究所の見学はこれを割愛し、屋上から吹田キャンパスの全貌を俯瞰した。

大阪外国語大学での対談

10月30日午後1時40分、タイ学長団一行は大阪外大に到着、学長室で小休憩をとった後午後1時50分から約20分間、吉川助教授の行うタイ語科1年生の授業を見学した。このときは土曜の午後であったが、大阪外大はこの授業を、平常の時間割の授業をこの時間に移して実施したのである。10数名の学生相手に行われる音韻記号を用いての発音訓練、会話練習をみて、3学長は、短期間にしては学生の発音が正確で、表現能力が優れていると評価した。また小規模クラスの授業が教育効果の高いことはタイでも同様であると述べた。

14時10分から15時10分までの1時間、懇談会がもたれた。これには大阪外大側からは、牧祥三学長をはじめ、学生部長、図書館長、タイ語科教官、留學生別科教官、事務局長、庶務課長、教務課長、本学の留學生別科に留学中のタイ学生4名が出席した。

留學生別科の教官が、タイ留學生はまじめで成績もよいという説明を聞いて、3学長は満足であった。タイ留學生側からは、日本語の障壁以外に問題はなく、アメリカに留学していたときのような人種間のコンプレックスを感じることなく、居心地がよいという感想を述べた。

3学長は、日本の国立大学における教官採用の方法、資格、教授・助教授昇任のための資

格、業績審査、学長の選出方法、大学の運営方法、研究システム、研究費の使い方、学会等について質問し、タイ語学科の富田教授が日タイ両国の大学を比較しつつ、その相違点を詳細に説明した。

大阪外大側から、両国の大学間の交流について質問したのに対し、スッチャイ学長は、まずプライベートな形で接触を保ち、実績を積んだ後に公式にすれば順調に運ぶことができるであろうと答えた。

懇談後3学長は大阪城を見学し、17時30分からは牧学長主催のレセプションに臨んだ。これには本学関係者の他、若槻阪大学長、百々神戸大学学生部長も出席した。会食はすき焼を中心とし、天ぷらを添え、タイ学長からはタイの大学管理、学生気質をはじめ日本料理についての印象、両国の食事の比較など、くだけた話題が交され、2時間の会食を終えた。

10月31日10時、近鉄で志摩・鳥羽へのレクリエーション旅行に出発した。本学からはタイ語科の富田教授、吉川助教授、事務官2名が同伴した。この日は名所見学にあてたが、フリーな時間を多くした。ショッピングや、海女やイルカの曲芸を見て喜んだ。夜は日本式旅館の鳥羽の<池の浦荘>に一泊し、再び日本式料理に舌つつみをうった。3学長は夕食後も自由行動を楽しんだ。

大阪外大はそのうけた印象から、今後は公式行事を半減して自由行動の時間を多くすること、和風旅館や日本料理も考え、受け入れ大学間で予め連絡することなどが必要ではないか、という提言を報告書の中に書きこんでいる。

国大協主催の懇談会と会長主催のレセプション

11月1日16時から18時まで、タイの3学長をかこんで国大協主催の懇談会を催した。出席者は国大協側からは林会長、川上副会長の他、佐々木、小泉、坂本、井上（智）、牧、福原の各学長（招待準備委員会委員）但馬専門委員、文部省からは五十嵐留学生課長、川村国際教育文化課長、嶋崎国際教育文化課長補佐、国際学術課の佐藤専門員、松村調査官、日本国際教育協会から花村総務課長、私立大学懇話会からは正田会長、東海大学からは藤牧国際部次長であり、通訳者は東京大学大学院社会学研究科博士課程に在学しているスリチャイ・ワンガエーオ君 Mr. Surichai Wunkaao であった。司会を佐々木東京水産大学長がつとめ、はじめ林会長が挨拶を行い、約2時間の懇談に入った。

懇談の内容は多岐にわたったが、既に何れかの大学で論じられた点と重複するものもあった。このような点はできるだけ簡潔に記すことにし、懇談の概要を報告することにした。

まずカサーン学長が一行を代表して、今回の招待、各大学で懇篤なもてなしを受けたことに謝辞を述べ、さらに「短時日の大学訪問で十分理解していない点もあろうし、その上、各大学で多量のお酒を頂戴して、二日酔の気分が残っていますので」とユーモアを混ぜながら述べた次の諸点は注目すべきであろう。

「普通、日本あるいは日本人というと、私の頭にまず浮ぶのは商売ということである。しかし今回の旅行で、私たちは別の面から日本を見ることが出来た。日本文化の素晴らしさ、日本人の勤勉さ、礼儀正しいこと、規律正しいことに深い印象をうけた。

日本に留学しているタイの学生と話し合ったが、かれらが問題としている点は決して解決できない問題ではない。欧米に幾度か行ってきた私からみると、日本の大学の教育・研究設備、方法、研究水準など、欧米の大学に劣るどころか、むしろすぐれていると思う。この見地に立って、今後の両国間の学生交流を進めてゆきたい。

日本にいるタイの留学生は3種類に分けることができる。一つは高校生のグループで、最近タイ政府が試みとして派遣したものである。かれらが高校を終え、どのような大学に入れるか、或いは日本人生徒と同様の評価を受けうるか、むずかしい問題であろう。何れにせよかれらは指導される先生の親切な配慮に十分感謝している。第二のグループは学部学生である。かれらの最大の問題は、日本語を十分マスターしていないことである。また大学の近くに下宿したいと願っても、中々求められない。教育面での緊張と社会生活上の緊張で精神的に疲れている学生もいる。第三のグループは修士及び博士課程に在学している大学院学生である。かれらは大人で精神状態も学部学生よりよく、日本留学を成功せしめる率は高い。問題は博士の学位を取得することに関するものであるが、日本の学界、教育制度とも関係があるようなので、私としては、現実として受けとめる他はないと考えている。」

以上のことを述べた後、カサーン学長はさらに、今後の学生交流についての私見として次のように述べた。「高校生の日本留学は多少あってもよいが、多量である必要はない。最も重視すべきことは、修士課程の学生と研究生の留学である。これにはできるだけ多くの学生に機会を与えたい。私の見た所によると、日本の工業技術・教育は極めて高い。産業技術全般にわたって学ばせたい。第二に重視すべきことは、学部学生の留学をなお推進することである。なお皆さんにご相談したいことは、一つは、日本の奨学金をもらっている学生が、永く日本の生活になれ、本国に帰国しながらないことで、これをどう解決するかということである。次は日本語の基礎教育を出国前にどのようにして履修させるか、という問題である。」——と。

カサーン学長の意見に答える形で、文部省の五十嵐留学生課長は次のように述べた。

「カサーン学長は、タイの留学生を三つのタイプに分類されたが、これについて文部省の考えている点を述べたい。第一点は高校生についてであるが、これは3年前タイ政府の方の試みとして行われたのであるが、現在13名が留学している。タイの中学を卒業した者で、1年間の日本語教育をうけた後日本の高校で勉強するという形をとり、現在東京学芸大学の附属高校で10名勉強しており、残りの3名は東京工学院で日本語を学んでいる。文部省としては、東京学芸大学とその他留学を希望する大学とも連絡をとりつつ、その受け入れ方を検討するつもりである。

学部学生については、日本語をマスターするため3年間位かかるが、そのうち最初の2年

間が非常に重要なので、今年から大学院学生をチューターとして、留学生の指導や相談相手となるよう配慮している。カサーン学長も希望されたように、それぞれの大学の指導教官が、特別に時間をさいて指導されるよう、文部省もお願いしたい。

最後に大学院の学生についてであるが、学位制度が重要な問題の一つである。日本においても大学院制度の改革が検討されつつあるが、留学生制度の運営を考慮する点から、国大協としても検討して頂きたい。

タイ国で基礎的な日本語教育をしたいとの希望を述べられたが、日本に留学した者を十分活用して頂きたい。先般外務省の方で帰国留学生の集会を開いたが、中にはタイ国で重要な地位に、或いは中堅的地位に立っている者があった。文部省としては、奨学金を出した学生が、本国に帰って自国の発展に寄与されることを望んでいる。』

学位について小泉学長は、自分の指導した学生のアメリカでの経験を踏まえて、インターナショナルな視野で検討する必要があると述べ、私立大学懇話会会長の正田氏も、大学院懇談会に触れつつ、学位問題を国際的に考える必要があると述べた。また国大協側の学長から、タイ留学生が帰国した場合、タイ社会にこれを受け入れる基盤があるか、また現在タイ国としてはどのような分野の研究を希望するかという質問をした。これに対してタイの学長からは、現在のタイ国では、公務員をはじめ、農業その他種々な分野で就職できる機会が多くなったこと、希望分野は農業技術、種々な工業部門、食品化学等であるとの答えがあった。

佐々木学長は予定の時間のきたことを告げるとともに、日本語の問題も重要であるが、タイ留学生と日本人学生とのコミュニケーションの密度を深める必要があること、タイ学長側から提起された諸問題を国大協として、特に国際交流の問題に取り組んでいる第5常置委員会で十分検討することを述べた。最後に林会長は2時間余の懇談は極めて有意義であった旨を述べて閉会の辞とした。

このあと直ちに国大協会長主催のサヨナラ・パーティに移り、林会長は今後両国の学術交流がますます盛んになることを祈念する旨の挨拶をし、カサーン学長が一行を代表して謝辞を述べ、なごやかな懇談のうちに宴を閉じた。

11月2日、タイの学長一行は総てのスケジュールを終えて帰国の途についた。

(筆者 奈良教育大学学長)

学生交流計画のための日本諸大学訪問 に関する報告書

1. メンバー

- 1) マヒドン大学 カサーン・チャーティカワニツ学長
- 2) スリナカリンウイロート大学 スッチャイ・ラオスントーン学長
- 3) 農業技術大学 ウイパタ・ブンシーワンサイ学長

2. スケジュール

日本の文部省のご好意により1976年10月20日より11月2日まで。

3. 訪問先

- 1) 東京大学
- 2) 東京外国語大学
- 3) 東京外国語大学附属日本語学校
- 4) 一橋大学
- 5) 東京農工大学 (ウイパタ学長のみ)
- 6) 東京水産大学
- 7) 東海大学
- 8) 京都大学
- 9) 東南アジア研究センター, 京都大学
- 10) 奈良教育大学
- 11) 大阪大学
- 12) 大阪外国語大学
- 13) 文部省首脳との懇談
- 14) 日本学術振興会首脳との懇談
- 15) 国立大学協会首脳との懇談
- 16) 東京国立博物館
- 17) 国立科学博物館
- 18) 国立京都国際会館
- 19) 京都, 奈良, 大阪, 鳥羽における名所旧跡

4. 多数の学長、教官およびタイ国留学生と懇談した結果、以下のような理解を得ることができた。

4-1 基本的理解

日本は理論および実用の両面で大学におけるかなりの分野において工業技術的に非常に進歩した国である。

ほとんどの教官は教育よりも研究に専心している。

日本には80以上の国立大学と公立大学を含めて数百の私立大学がある。

タイ政府奨学金、日本政府奨学金そして私費を合せて400人以上のタイ国留学生が現在日本で教育を受けている。それは博士課程、修士課程、学部学生、くだって予備学生、そして高校生にまで及んでおり、またこれとは別に、大学入学のために日本語学校で勉強中の学生もいる。

4-2 問題点

学生は英語で授業が受けられる大学院でのいくつかの科目以外は十分な日本語能力が聴講や議論や読み書きのために当然必要なもので、少なくとも1年ないし1年半の日本語研修が課せられている。そのためにアメリカやイギリスのように3年半ないし4年で終了する学士課程が日本では5年ないし6年かかっている。

限られた日本語能力のために何人かの学生は大学の入学試験に合格できずにいる。そしてこのことが現在、高等学校に在学中で入学試験を受けねばならないタイ政府奨学金学生の間で不安の種となっている。一方、日本政府奨学金学生は文部省が無試験でいくつかの大学に5、6名の学生を入学させているのでそのような問題は起きていない。学生が日本の大学に入る前に日本語の修得ができるようにして、語学上の問題を解決しさえすれば多くの学生にとって日本での勉強がやりやすくなり励みにもなろうし、またヨーロッパやアメリカのように4年で卒業できることになろう。

4-3 解決方法

- 1) 日本への留学を希望する学生に十分な日本語能力を修得させるためにタイ国に日本語学校を設立すべきである。そして語学検定の制度を設け留学希望の学生にはその検定試験に合格することを要求すべきである。
- 2) もっとはばひろく中学校レベルでも日本語教育をさかんにすべきであり、またそこで日本語を教える日本人教師の派遣について日本に協力を求めるべきである。
- 3) お互いに親しくなったり意見を交換したりする機会を与えるために教師の交流計画を促進する努力がなされるべきである。
- 4) 日本には進んだ研究がたくさんあり、それはタイ国教師にとって有益なものであるので、ぜひ技術的、実務的な訓練のために日本に行くべきである。

4-4 附記

現在、タイ国には留学終了後タイに帰国することを拒否する学生が相当数おり、このこ

とは、タイ国のために働いてもらうべき彼等の知識を流失してしまっているわけである。そのためには、留学後は帰国しタイ国のために働くことを義務づける施策をなすべきである。

5. 意見

日本は東アジアにおける他の国々よりも工業技術の面において非常に進んでおり、わが国発展のためにこの技術を学ぶべきであるということを本代表団は痛感した。したがって、日本に留学したいと思う人は時間の浪費を避けるためにも留学前に日本語を学ぶべきであり、またそのことが留学期間の短縮につながるとともに効果的な留学となるであろう。

高等学校レベルおよび大学レベルの両学生交流計画が確立されれば、我々はお互いを深く理解しあえるであろうし、また相互関係の促進になるであろう。

(訳：但馬孝雄東京大学国際主幹第1掛長)

教育雑感

山田伴次郎

大学の運営の衝に当ることになると、いつもそのことが頭から離れない。そして、知人とのさりげない会話の中でさえも、話が大学問題に及ぶことがある。また、今まで日常の些事として心にもとめなかったことに妙に感激したり、感心したりすることがある。おそらく、これは孤独の中であって、その孤独を破ってくれる何かを欲していたからに違いないと思われる。そのような些事を2、3ご披露申し上げて、国大協事務局からのご依頼におこたえいたしたい。

* * *

ある日曜日の昼食の後でテレビを見た。

「さる」とか「うさぎ」とか、動物の名前を付けた親子や兄弟などで作られたチームが歌を競い合う番組であった。このチームの中で、ダンプカーの運転手と砕石会社の社員という双子の兄弟と、その兄弟の「めい」にあたる女の子の3人組の合唱の見事なハーモニーに妙に心をひかれ、この3人のチームを応援する気持でその番組を見ていた。決勝という緊張した息づまるムードの中で、かつて水前寺清子がよく歌っていた「三百六十五歩のマーチ」をこれまた見事なハーモニーで歌った。聞いていて「いいムードだ」とつぶやいてしまった。果せるかな、この3人のチームは優勝した。

こう申し上げる私は、調子外れに寮歌などをがなりたてて青春時代を過ぎた者で、歌を確かなメロディーとリズムで歌うことはできないし、ましてや相手の声の高低と調和をとりながら相手と別の音程で歌うなどということは到底できるものではない。この私のできないことを、ダンプカーの運転や砕石会社の事務といったおよそ音楽とは縁の遠い騒音の中の仕事に毎日を通してに違いない若い双子の兄弟がやっけてのけるのだから驚くほかない。今になって考えると、私が彼等のチームに心を動かされた背景には、こんな事情もあったのではないと思われる。

優勝の批評には、2人の男性はそれぞれ1人でも立派な歌い手だが、それを押えて、「めいごさん」を盛り立てて、よいハーモニーを作っていたという意味のものがあつた。とにかく、優勝の原因は競争という緊張したムードの中で見事なハーモニーによって和やかなムードをかもしだしたことにあつたように受け取れた。

ところでムードとは心や気持の状態という意味のようであるが、日本語としては雰囲気

などという意味に使われることが多い。

この雰囲気というものは不思議なものである。人の集まりでかもしだされる雰囲気は、そこに集まっている一人一人がお互に働き合って作っているにもかかわらず、その一人一人はまた自分達で作ったその雰囲気に酔わされてしまうのである。いわば、相互に決定し合う働きとでもいうべきものを、この雰囲気は持っているのである。

工場には工場の、商社には商社の独特の雰囲気が、学校にはまた学校独自の雰囲気がある。これらの雰囲気は、その職場や学校の人達が作ったものであるが、その人達はそれぞれの雰囲気に大きく影響されて、工場の技術者としての個性、商社マンとしての個性、学生、生徒としての個性が育っていくように感ぜられる。

大学とて、この例外ではない。大学の教育と研究の場としての雰囲気は、教職員、学生の一人一人が作っているはずのものであるが、その自ら作り上げた雰囲気に自分が大きな影響を受けて、いつの間にか「大学の人」らしい個性が身についていく。このような雰囲気の持つ教育作用は、教育の中で相当な比重を占めているのではなからうか。

一方、教育界では、個別学習とか、個別指導とかが重視されている。確かに、個人個人の能力や個性に応じて教育することは必要であり、教育とは本来そうでなければならないが、人の集団の作る雰囲気の影響作用を忘れた個別的教育には大きな疑問が残る。それは特別の目的を持った集団の中での個人の間の切磋琢磨といった雰囲気醸成の過程やゼネレーション・ギャップといった集団間の雰囲気の違いが、実は個人や社会の進歩の大きな推進力になっているからである。そして、技術が進み、放送大学のようにテレビを相手に学習するとか、CAI（コンピュータ アシステッド インストラクション）のように電算機を相手に勉強するという事態が訪れ、一人一人が孤立したままで教育を受けられる状態が出現したとき、それだけで、果して社会的動物といわれる人間の教育が完成するのだろうかと疑念を抱くからでもある。これらの教育は教育の一側面として是非とも拡充しなければならないが、雰囲気の影響もまた同時に考えなければならない問題である。

ともあれ、雰囲気を大別すると、息づまる雰囲気と和やかな雰囲気とがある。そして和やかな雰囲気は単なる自己主張の渦の中には生れない。自己を抑え、豊かなハーモニーを作る努力の中から生れるものである。この雰囲気は自己主張の多い研ぎすまされた、息のつまるような雰囲気にも増して、人間の生活の中では大切なもののように常々思っている。

しかし、私の思いとは別に、教育の相当な部分は、この和やかな雰囲気と息づまる雰囲気との交錯の中にあり、その両者の雰囲気を如何に按分するかは、また学校教育の中で改めて考え直さなければならない課題ではなからうか。

* * *

昨年暮近く、知人の自動車に便乗させてもらったことがある。その自動車は39年型と
いっていたから、私の持っていたものより若干年を食っていて、10年以上経っているもの
であった。しかし、私には、私の以前の車以上に快調に走る感じがした。運転者である知
人は「この車は最近ノイズ（雑音）を出しはじめてね。前の車輪のベアリング（軸受け）
か、ミッション（変速機）がおかしいと思うのだが……」というのである。そういわれる
前は全く気が付かなかったが、そう聞かされてよく注意すると、座席の下の方から「ガ
ー」というかすかな音が他の音に混じって聞こえてくる。その音は、タイヤと地面の間か
ら出る音のようでもあるし、彼のいうところからの音でもあるように思えるものだった。
そして交差点にさしかかってスピードを落とすと何となく大きくなるような音でもあった。

今年になって、その知人に会った折に「あの車はどうしたかね」と尋ねてみた。彼は何
の意味か判じかねて戸惑っていたが、今年のこの話をすると、「あれは左の前輪のベアリ
ングの傷だった」とさりげなく答えた。

彼と別れて、この一連のできごとをふりかえったとき、これが人間と機械の対話だと感
じとれた。

機械は無言だという。人間の言葉はないかも知れないが彼の車は「具合が悪い」とい
う言葉（信号）を出していたのである。その言葉は彼のような者だけに解読できる言葉
で、いわば暗号のようなものである。私にとっては、さして価値のない信号であり、単な
るデータでしかなかった。しかし、そのデータも彼には車の状態を知るという目的に向っ
て整理され、立派な情報に仕上げられるものであった。

このことからいえることは、データは誰でも集められるが、それを情報化できるかど
うかは、データを受け取る側の問題ということである。

「世はまさに情報の氾濫の時代」といわれるが、この論法でいくと、「データの氾濫の
時代」ということになり、このデータを情報化する方法を教えるのが今の教育の一つの大
きな目標になり、単に既存の情報やデータの伝達だけに終るのは真の教育になり得るかど
うか、疑わしくなる。

ところで、情報という言葉の意味には、「知識」という意味と、「不確かさ」という意
味とがあるのだそうである。後者の不確かさというのは情報理論で用いる情報の意味であ
り、両者を混同すると議論に混乱を起すであろうが、素人の論として厳密に区別しないで
考えると、教育を受ける側の学習は、多くの情報の中から真に必要とする情報を選択し、
これらを活用するとともに、無意味な情報を除くことにあるといえそうである。その理由
は次のようである。

さきの自動車の話で車が出す信号源がどこかをわからない私は、広い範囲にわたって、
自動車の動く部分を想像する。このときの想像の範囲はエンジンや車輪とそれらをつない
でいる装置などである。エンジンまわりの部品点数だけでも約1,600点といわれているの

だから、私の想像の範囲は部品点数でいって2,000点を超えるかも知れない。ところが、「ミッションか前輪のベアリング」と指摘した彼の想像の範囲の部品点数は150~60点ぐらいのものであろう。自動車の出す雑音というデータに対しての想像の範囲は私の方が彼より十数倍広いことになり、それだけデータ量も多いことになる。しかし、私は彼より自動車に対する学習は明らかに劣っている。従って学習すればするほど同じデータに対しての処理が的確となり、「不確実さ」としての情報が減少することになる。

このような考えに立つと、データ過剰の現代にあっては、データを的確に情報化して、これらの情報を短期間に取捨選択することが必須のことになる。これらの一連の処理に当って、問われるそれぞれの情報の評価について、認識を深めていけるようにすることが、今、教育の場に課せられた大きな使命ではなからうかと考えた次第である。

* * *

自然現象や社会現象を予測して、未来への対策を樹てておくことは、これからの生活にとって、大切なことである。

この「予測」と似たような言葉に、「予知」とか「予報」とかがある。予測と予知は大體同じようなものであろうが、予報は予測の結果の知らせ、情報の意であって、その身近かなものに天気予報がある。

天気予報の当たる割合は、明日及び明後日の予報については現在のところ80パーセントぐらいいだそうで、10年ほど前より10パーセントほどよく当るようになったといわれている。

人の力ではどうしようもない天候は、前もって知って、それにうまく順応するしかない。そこに天気予報の大きな価値がある。早い話、外出に当って雨具がいるかどうか、母親が明日の子供の運動会や遠足のお弁当などの用意をすべきかどうかを決めるのは、ラジオ、テレビ、新聞、電話の天気予報に頼らざるを得ない。この予報は電話で1分、テレビで数分、新聞で60平方センチメートルの簡単なものだが、その裏には人工衛星まで動員した膨大なデータの山があるに違いない。このデータの山をある種の理論で処理できて、明日の天気を予測できればよいが、80パーセントの数字からみて、おそらくそこまでの理論ができていようには思えない。

気象庁天気相談所長の藤井辰男氏の紹介記事の中に、「気象データを積み上げ、考えた未出した予報ははずれることがある。頭にさっと浮かんだときはまず当ります。」という話があった。この話は、考えに考えなければ結論が出ないような処理の難しいデータからの結論は往々にして間違うが、一目でさっとわかるデータからの結論にはまず間違いはないとも解釈できるし、理屈でデータを処理するより経験にものをいわせた勘で処理した方がよいとも受け取れる。

この藤井氏の話に対する二様の解釈をさらに吟味してみると、理論は所詮経験的事実の

簡潔な記述であるという立場では「予測は経験によって可能になるものである」という一言に尽きてしまうことになる。当り前の話だろうが、過去に事実を体験したという経験が未来の予測を可能にするものである。未来について確定的にいえることは、未来は未だ来ていないということではしかないにしても、その未来は、過去、現在という歴史の流れの線上にあることは、また紛れもない事実であり、そこに歴史の重みを感じさせられるものでもある。

さて、ここで予測の方法を調べて見ると、次のようなものがあるようである。

その一つは、古いデータより新しいデータに大きな比重をかけて予測する方法であるが、この方法には遠い過去のデータが入っていて、事態が急変するような時の予測にはあまり役立たない。

今一つの方法は、過去100回のデータからの予測と、このうち現在に近い過去10回のデータといったものからの予測の2つを同時に行なって、どちらが次の観測データとよく合うかを調べる。これを数回繰り返して、もし100回のデータからの予測が合えば以後はその予測法を続けるし、そうでなければ事態は急に変わっていると見なして、最近の10回のデータからの予測法を採用するという方法である。いわば、遠い過去にこだわって予測するか、遠い過去を切り捨てて予測するかを観測データによって決めて、以後の予測の方法を決定しようと言うやり方である。

以上の2つの方法とは別に、社会事象のように複雑で難しい問題に対しては、多くの専門家の意見を繰り返して聞いて、それをもとに未来の年表を作るといった方法もとられている。

ところで、教育は100年の計といわれ、まさしく、未来に属する問題を包含している。教育は未来の予測に立って、将来起るであろう諸問題に正しく対処できる社会人を育てるところに大きな使命がある。いいかえれば、教育は未来を創るものである。このとき、線型にしる、非線型にしる、この予測方法によった未来だけを頼りに教育の課題が設定されてよいのかどうか、考えさせられる。それは、どのようにしても、未来はまだ確実に来ないという事実が存在するからである。

そこで、いっそのこと、どのような未来社会がのぞましいか、その理想の実現の可能性を高める教育の今日的課題を探索し、それを教育の課題としてはどうかと考える。しかし、これとても価値観の多様化した現代を基盤にしてしか考えられないというもどかしさにさいなまされる。

予報官は確かに、毎日、毎日、当り外れの採点に一喜一憂する厳しい職である。だが、その一日一日で、良くも悪しくも勝負がつくが、教育者は予測と理想の挟み撃ちに合いながら、身をほそめる思いで100年の計を追い続けなければならないのである。

(筆者 宇都宮大学長)

事業報告

諸会議議事要録

理事会議事要録

日時 昭和52年2月23日(水) 10:00~14:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 林会長
岡本, 川上両副会長
今村, 加藤, 畑, 香月, 大山, 久保村,
豊田, 桜場, 若槻, 安達, 円藤, 武谷,
具島, 中村各理事
佐々木(第5), 飯島(第6)各常置委員長
北村(医学教育に関する特別委員会)委員長

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のことが述べられた。

一橋大学小泉学長は病氣療養中のところ去る2月8日逝去されたので、ここに謹んで衷悼の意を表する。なお、2月20日に一橋大学において大学葬が催されたので、国大協会長として参列し弔辞を述べた。

次に、丁子事務局長より、本日の会議には第1常置関係のことで新潟大学北村学長に、入試関係のことで湊入試改善調査施設長および田保橋総主幹に、会長の了解をえてそれぞれ出席いただいたのでご了承願いたい、と述べた。

ついで、事務局より配付資料の紹介があったのち、議事録(51年11月4日と同17日の分)の修正箇所につき報告があった。

議事

I 会務報告

会長より以下の各事項について報告があった。

(1) 国立大学共通第一次試験実施に関する要望について

国立大学共通第一次試験実施については、昨年11月の総会において協会としての意見の集約が行われたが、その際、同時に決議された共通第一次試験実施に関する文部大臣への要望書は去る11月18日総会終了直後、岡本, 川上両副会長, 加藤東北大学長とともに文部省に永井文部大臣を訪ねてこれを提出した。また、海部文部大臣に対しては、去る1月10日同じく岡本, 川上両副会長, 飯島広島, 岡本埼玉両学長とともに大臣に会見し、主としてこのことについて懇談した。

(2) 公立大学協会から共通第一次試験成績資料提供の依頼について

さきに国立大学共通第一次試験に関連し、去る12月7日付公立大学協会から、公立大学に対しても国立大学共通第一次試験の成績資料を供与願いたい旨資料9-3のとおり依頼があった。なお、これについては、その後、実施方法等調査専門委員会において目下検討中である。

(3) 卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学団体の申合せについては、昨秋以来数回にわたり大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、本年度の実情や企業側の採用計画の関係

等から、結論としては52年においても本年度と同様に10月—11月の線で実施することとなった。これについて、過日資料11のとおり各国立大学長宛連絡し趣旨の徹底方についてご配慮を願いたい旨ご依頼した。

(4) 特別会計制度協議会について

去る1月10日第30回特別会計制度協議会を開催し、文部省から昭和52年度概算要求に関する大蔵省との折衝の経過の説明があり、これについて隔意のない意見交換を行った。

その後、大蔵省原案の内示、復活折衝等が行われ、同月20日の閣議において来年度予算等の政府案が決定された。その際、学費の問題については、各大学からの照会もあったので、取敢えず事務局長の事務連絡をもってその経過をお知らせした。

さらに、去る2月2日第31回特別会計制度協議会が開催され、決定された昭和52年度予算案について文部省から詳細な報告が行われ、この予算案ならびにこれに関連する諸問題について相互の意見交換を行った。

(5) 国大協宛要望書について

前回ご報告した以後当協会宛に出された要望書は資料8のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り協議に移った。

II 協 議

1. 役員・委員等改選手続について

初めに会長より次のことが述べられた。

来る6月の総会においては、役員・委員等の改選が行われることになるので、その手続等について資料4に基づきご協議をお願いするのであるが、その前にお諮りしたいことがある。そ

れは、6月の総会においてすべての役員が交代になるが、その以前の3月末日をもって私が東大を任期満了により辞任するので、その2カ月半ほどの間国大協会長が欠員となる事態が生ずる。それでこれに対する処置についてまずお諮りしたい。

このことに関し協議の結果、本日予定された議事の終了後に、会長選挙を行うことになった。

ついで丁子事務局長より役員・委員等改選手続について関係資料の紹介があり、その中の改選手続に関する全般的事項を記した「会長・副会長・監事および常置委員会委員等改選について」ならびに「役員・委員等改選事務処理要領」の朗読があったのち、次のことを決定した。

○ 地区代表理事（世話人）の選出

各地区の理事候補者の互選等を行うための地区代表理事（世話人）を下記のとおり選出した。

北海道大学、東京工業大学、金沢大学、大阪大学、香川大学、九州大学

○ 委員等選考役員会の設置

常置委員会大学代表者委員候補ならびに教員委員候補者の選考を行う委員等選考役員会の設置に関し、慣例により会長、副会長、在京理事をもって構成すること、および来る5月12日（木）午後1時30分より会議を開催することを決定した。なお、その結果を翌5月13日（金）午後2時から開催する理事会に諮ることとした。

2. 昭和52年度国立大学協会会費について

会長より、昭和52年度の会費を決定したいので資料5についてお諮りする。なお、今回は会費の基準の改正は行われていないのでご承知願

いたい、と述べられた。

ついで、事務局長より、別紙「昭和52年度国立大学協会会費額調」を基に説明があったのち、原案どおり承認した。

3. 昭和51年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

会長より、昭和51年度国立大学協会予算について資料6のとおり、追加予算を計上する必要があるので、ご審議をお願いしたいと述べられ、ついで事務局長より同資料に基づき、追加予算を要する理由につき次のように説明があった。

歳出予算(図書資料領布費、諸給与・退職給与引当金)に不足を生じ、歳入予算について富山医科薬科大学、島根医科大学の予算の確定、長岡技術科学大学他4大学の新規加入による会費の増加および「雑収入」において「国立大学入試改善調査研究報告書」(昭和50年度版)他3件の増収があったので、これに係る歳入予算を追加する必要があるためお諮りする。

これに関し原案どおり承認された。

4. 昭和52年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長より、資料7の来年度予算案についてお諮りしたいと述べられ、ついで、事務局長より資料A案(30周年記念事業積立金の費目を設けるもの)とB案につきそれぞれ概要の説明があった。

これに関し協議の結果、A案を採択することが承認された。

以上の結果、この予算案ならびに追加予算案を、来る6月の総会に附議することとした。

5. 委員長報告と協議

(1) 入試改善調査委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

共通第一次試験に係る52年度予算は、査定の段階で政府案に復活が認められた。

次に、第二次試験のあり方については、いま各大学において検討がすすめられている。

なお、先程の会務報告で述べられたとおり公立大学協会から共通第一次試験成績資料提供の依頼があった。

以上の件の詳細については入試改善調査施設の方から説明していただくことにする。

ついで同施設の田保橋総主幹より次のとおり報告があった。

①国立大学共通第一次試験に係る昭和52年度概算額の概要：資料9-1にあるとおり、国立大学共通第一次試験を昭和54年度入学者選抜から実施することとし、昭和52年度に大学入試センター(仮称)を設置して、その具体的準備を行う。また52年度に国立80大学を試験場として、高校生等8万人を対象として試行テストを行う。概算要求では合計3,087百万円を要求したが、査定額は1,393百万円となったので、これに応じて予算の組替えを行い、これの対照表を資料で示した。

②第二次試験のあり方について：第59回総会後に実施方法等調査専門委員会を開催して、資料9-2「各大学における第二次試験のあり方等に関する調査について」を昨年12月3日付をもって各大学に依頼した。これは、総会の決定による第二次試験のあり方についての「連絡調査」の一環をなすものであって、3月末までに回答をいただき、それを4月中にまとめて各大学に送付し、第二次試験のあ

り方につき、各大学のその後の検討の資に供するものである。

◎共通第一次試験に関する実施要項について：

これについて文部省側と検討を進めているが、これには法令的整備の問題がある。この法令的整備は、国立学校設置法の一部改正によって国立大学入試センターの設置およびその役割に関する事項が盛り込まれることになり、その法案は本日、国会でその趣旨説明が行われるはずである。その内容は、国立学校設置法の第3章の3の次に第3章の4として「大学入試センター」の項が入り、第9条の5に大学入試センターに関する条文が掲記されている。

以上の前置きののち条文に関する説明が行われ、ついで共通第一次試験に関する入学者選抜実施要項（案）について次のように説明があった。

これについては、国大協側の趣旨を受けて文部省側が第一次裁定案の検討をすすめている。その内容は、国立大学入学者選抜実施要項というかたちの全般的な問題と共通第一次試験の実施細目の二つから構成されている。この入学者選抜実施要項は、近く入試改善会議に諮り、承認をえて要項（案）として公表し、各方面の意見を徴したのち、予算成立時に正式な実施要項として発表する予定になっている。

以上の前置きののち、この要項案の構想ならびに実施細目の内容について詳細な説明が行われた。

以上の説明に関し次のような意見が交された。

○ 実施要項案について、文部省側として国大協に対し協議が行われるのはいつの段階であ

ろうか。

○ 次の入試改善会議（2月26日）では53年度の入試要項が主要な議題になり、54年度実施の共通第一次の実施要項は、さきに会長・副会長にお知らせしてあるような骨組だけが諮られることになる。そうして、それが案のかたちで公表された段階で、国大協として検討される意見を申入れることになる。

○ 共通第一次の出題科目の点について議論があるようだが、実施要項の素案はどんなかたちで出るのか。

○ 出題科目は国大協構想の線で考えられている。英語Aの出題も配慮している。

○ 共通第一次試験が実施される昭和54年度の入試実施要項については2年前に公表するということだが、国大協がガイドラインとして出すという効果と、文部省が大臣裁定の入試実施要項として第二次試験の細目について通達をすることとは、その内容が同一であったとしても、各大学に与える効果には相違がある。第二次試験の内容まで2月段階で入試改善会議にかけ、5月にこれの正式な通知が各大学にいくとなると、各大学はそれによりかなりの拘束を受けることになり、これまで国大協がすすめてきたこととギャップを生ずることになる。とにかく、第二次試験のあり方には微妙な問題があり、国大協の中でも幾つかの意見があるが、それを總會においてようやく克服し了解ができた段階であるのに、いきなり入試要項が出てくることには納得できない。何が故に、いまの段階で第二次試験の細目まで示さなければならぬのか理解に苦しむ。

○ 要項案をみせて貰って検討する機会をもつよう文部省に申し入れている。

- 医学教育特別委員会において第二次試験のあり方について検討したのであるが、そこに、医学・歯学部の第二次試験のあり方として、かなり具体的な試案が配付され、これを医学教育特別委員会から医学系の大学に送付したいという提案があった。その内容はたしかに参考になるものであるが、やはり各大学の自主性の尊重ということがあるので、いかなるかたちで、この試案を各大学に知らせるかということが問題の焦点になり、結局、医学教育特別委員会としてこの試案を送付することはしないことになった。
- 農水産系の学部においても同じような努力が払われている。
- 医学教育特別委員会に提案された第二次試験のあり方の試案は、各大学の検討の参考資料になると思われるので、とくに異議がなければ、これは、いま入試改善調査委員会において、各大学の第二次試験のあり方につき「連絡調査」を行っているところであるので、その中の一部の資料として各大学に送付してもよいのではないか。
- いま、論議されている問題の中心は、第二次試験については、各大学においていま摸索しながら検討がすすめられている段階であるのに、入試改善会議の方から、その内容ともあれ、すでにまとまった実施要項案なるものが出されるということ自体に問題があるということである。
- 時間的な問題があるということであるが、それにしても総会以後、第二次試験のあり方については、国大協が各大学にアンケートをしてその結果を各大学に知らせて検討の資に供するという「連絡調査」を行っているのであるから、その前の時点で、入試改善会議が

実施要項案を発表するのは時期的に問題である。

- 要項案では国大協のガイドラインの線より以上のことはしていない。
- 各大学では第二次試験のあり方をいま検討しているので、そのプロセスに合わせる必要がある。
- この問題については、さきに、文部省の方には国大協と十分連絡協議をするよう申入れてあるが、なお、重ねて慎重に取扱うよう申入れをしたい。それから、各大学の第二次試験のあり方については、国大協としては、どのようなことが各大学で考えられているかの調査はするが、こうすべきである、というような調整はしない、というのが総会の了解点であったことを、ここで確認しておきたい。

以上で入試実施要項の問題についての討議を終り、ついで公立大学協会からの共通第一次試験成績資料の提供方の申入れの問題について協議が行われた。

まず、この問題の経緯について質問があり、岡本委員長より次のとおり説明があった。

公立大学協会の申入書には、共通第一次試験の成績資料を利用させてもらいたい、ということになっているが、これは問題作成等に携わることにはしないが、一緒に共通第一次を行わせてもらいたいということである。その経緯の詳細は入試改善調査施設の方の説明を聞くことにしたい。

ついで、田保橋総主幹より次のように説明があった。

資料9—3「公立大学の国立大学共通第一次試験成績資料の提供方依頼について」と同じ趣旨のことは文部大臣にも申入れがあった。その

具体的内容は、公大協も国立大学共通第一次試験に参加をしたいということである。しかし、これについては設置者の関係や経費等の兼合の問題があるので、過般来事務レベルで文部省側を含め公大協側との協議が行われている。国大協側としては実施方法等調査専門委員会において、これに係る問題を検討し、それらの問題点が解決した段階において国大協の態度についての協議に入るということになっている。

以上のような前置きののち、公大協側の作業の進捗状況につき詳細な説明があった。

以上の説明に関し次のような意見が交された。

- いまの説明によれば事務的にはかなり進展しているようであるが、公大協が共通第一次に参加するということは、国大協理事会としてはこれまで何も知らされておらず、了解もしていないことである。もともと共通第一次は国立大学が共同で共通第一次試験をやることが基礎にあった。そこに公立大学が入るということは全く新しい問題であって、十分な意思疎通をはからなければ基本的な発想が覆えることにもなる。国立大学がまだ1回も実施していないのに、公立大学がこれに参加するとなると、この国立大学共通第一次試験というものはこれまでと違った性質のものになる。
- 公大協の申入れは、本来、文部省に申入れたものであって、それを単に儀礼的に国大協にも申入れるというかたちがとられたということではなからうか。
- 国立大学の入試は、従来は各大学が独自で行ってきた。それは当然なことであるが、共通第一次となれば地域主義ということもある

ので、他の国立大学の受験者の入試も行うことになる。それは国立大学の入試を共同であるという相互の信頼と連帯感があるからである。さらに、共通第一次試験は国大協としても初めての事業であり、不成功の結果に終ることもありうるので慎重にすすめている。したがって数回の経験を重ねた後でなければ、公大協も参加させることができるかどうかはわからないのではなからうか。

- たしかに、公立大学の志願者の入試を国立大学で世話をするとすれば、そこには新たな義務や責任の問題、労力の問題ならびに機密漏洩の危険性の問題等が出てくるので、この申入れに対しては国大協としても一定のプロセスを踏んで慎重にその可否を決定すべきであろう。
- 公大協はこの申入れはしているが具体的なことは決まっていない。現在は事務的折衝の段階である。
- この問題には、まだ、公大協側の具体的な内容の詰めや文部省ならびに国大協側の手続の問題はあるにしても、公大協の方に同調の意思があれば国大協としては受入れる方向で考えてよいのではなからうか。
- この問題については、さきに公大協から資料のような依頼書を入試改善調査施設に持参されたが、具体的なことはまだよくわからないということであったので、それでは国大協としても対応のしようがないということから、どのような内容のものになるかを事務的に折衝し公大協側のすすめの具合をみているところである。一方、文部省においては、この申入れを受けて、これが技術的に可能かどうかを検討しているので、その結論が出た段階で、国大協はこの申入れを受入れるかどうか

かを協議することになる。

(2) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

前回にも報告したように、大学院問題懇談会が、この年度末に中間報告書を出すということであるので、国大協としてその前に大学院問題に関して意見を出しておくべきであるということで、昨年11月に修士課程を中心にした意見書を出した。その際に、博士課程についての意見は改めて出すという申入れをしておいた。そこで、第1常置は引続き博士課程の問題について検討をすすめてきた。その結果、資料10のような見解がまとまったので配付したが、そのまとめ役には主に新潟大学の北村学長が当たられたという経緯があるので、北村学長から説明をお願いする。

ついで、意見書(資料10)の朗読があったのち、北村新潟大学学長(第1常置委員)より概要の説明があった。

これに関し若干の修正意見が述べられたのちこれを承認した。

(3) 第3常置委員会

広根委員長欠席のため代って丁子事務局長より次のとおり報告があった。

第一に、52年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期のことであるが、これについては資料11にあるように、昨年12月23日に開催された就職問題懇談会において申合せが行われた。それによれば、当面、すなわち52年度は、51年度と同じように10月1日求人(求職)のための企業と学生の接触開始、11月1日選考開始の線で行う。53年度については大学団体と企業側が協議して決めるということである。

なお、資料に別紙2として「昭和52年度卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間

の求人求職事務について」というのがあるが、この件については、従来事務レベルの申合せがなく多少混乱が生じていたので、これの改善を図るため大学間の協定をつくることにしたものである。その主な内容は、企業側は8月16日以降に求人に関する印刷物を大学に送付し、大学は9月16日以降にそれらの資料を学生に提示する、というような取決めである。

第二は、学寮に関する問題についてであるが、これについては第3・第4常置合同の委員会で検討がすすめられており、各大学に対して行った実情調査のアンケートのとりまとめをしている段階である。なお、これに関しては山岡高知大学学長(第4常置委員会委員長)が、外国の学寮事情視察に文部省から派遣され過日帰国されたので、近く合同の委員会を開きその報告を受け、また、その他2、3の大学の学生部長等も外国の大学厚生施設の視察を行っているのでその報告もきき、それらも参考にして報告書のまとめの作業に入るといった状況になっている。

(4) 第5常置委員会

佐々木委員長より次のとおり報告があった。

去る1月25日の委員会において来年度の学長の国際交流問題について協議した。その結論として、昨年タイ国に続きもう一度東南アジアを考えたいということになり、1月25日の段階ではインドネシアを一応の候補とすることになった。これを文部省の方と相談したところ、学術振興会の方で全く同様にインドネシアから学長招待の計画が先行していることが明らかになり、重ねてインドネシアから招待することもなかろうということになった。そこで、4月には正式の招へい状を送付しなければならないというタイムスケジュールがあるので、3月中に委

委員会を開き改めて招待国を決定することになった。

次に、1月25日の委員会では文部省からも出席があつて、在外研究員、外国人教師、内地研究員等についての52年度予算の説明があつた。それによれば、在外研究員は10名増の560名、外国人教師は16名増の229名、外国人講師は17名増の245名、外国人客員教授は2名増の7名になり、宿舍の借上料は10%アップという結果になった。なお、かねて国大協の要望であつた内地研究員の充実の問題については、予算面で62%増になり前向きな姿勢があるとの報告であつた。

以上の説明に対し、国大協が行う学長招待と学術振興会が行う学長招待の相違について質問があり、委員長より国大協の学長招待の趣旨と従来の経緯について説明があつた。

5) 第6常置委員会

飯島委員長より次のとおり報告があつた。

第一は、資料12—1「文教予算の概算」から12—5「国立学校特別会計教職員定員増加状況」までは、いずれも特別会計制度協議会において文部省から52年度予算の説明資料として配付されたものである。なお、52年度予算案に対し日教組大学部はじめ大学関連7団体の連合から、国大協に対し、52年度予算は文教を荒廃せしめる不当な予算であるから全面的な組替え運動をしているので、国大協でもこの運動に理解を示してもらいたい、という趣旨の申入れがあつた。

次に、学費値上げの問題については、二・三の学生団体から国大協宛に、入学金その他の値上げには学生の立場を考慮して反対してほしいという申入書の提出があつた。

第二は、大学教員の特許の取扱いについてで

ある。これについては文部省から中間報告が出され、各大学から文部省の方へ意見が述べられたようであるが、国大協としてもこれに並行して、第6常置で各大学の意見をとりまとめて見解を述べようということであつたので、資料12のような意見の原案ができた。いずれ委員会でもこれを十分検討したうえで所要の問題について文部省に申入れをすることになっている。そこで、これについてご意見があれば第6常置あるいは事務局までご提示いただければ、委員会に諮ることにはしたい。

第三は、大学財政小委員会において、「国立大学財政の諸問題について」という課題を予定し、資料12—7にあるように、

第I章「序言」

第II章「高等教育施策と国立大学財政」

第III章「国立学校特別会計」

第IV章「国立大学財政の内容」

第V章「国立大学の財政的基準」

第VI章「国立大学の財政の運用」

第VII章「授業料と奨学金制度」

第VIII章「科学研究と国立大学財政」

第IX章「諸外国の大学財政との比較」

第X章「結語」

の各項目につき調査研究報告書のとりまとめが進捗している。原案ができ次第委員会で十分検討し、成案ができた段階で理事会に報告して、その取扱いにつきご協議をお願いすることになる。

第四は、定員問題である。「国立学校定員の一部を総定員法の枠外にだすことに関する法案」が今次国会で審議されるという前提で52年度の定員計画ができているのであるが、現在の状況では、第4次定削の最終段階には、また総定員の壁に阻まれ、第5次定削が起こらないと

は言い切れない。そういう心配があるので、アフターケアの一つの方法として二・三のモデル的の大学について、職員事情が窮屈になって運用上の破綻をきたしているかどうかという細かなデータをまとめることにしている。これについても第6常置で十分検討し、行政管理庁、要すれば文部省の担当官にも出席してもらい、国大協として定割がいかに困難であるかを懇談的に伝え、理解してもらおう予定で作業をすすめている。

第五は、給与関係である。これについては、とくに助手等の給与改善について改めてアンケート調査を予定している。その原案が本日は提出できなかったの、第6常置で慎重に検討し、52年度の給与改善の主要な目標を助手等の給与改善におくかたちでデータをまとめ、理事会の了解をえたいうですすめることにしている。

(6) 教員養成制度特別委員会

飯島委員長より次のとおり報告があった。

これまで、一般的なものとして「教員養成制度に関する調査研究報告書」(47年11月)、次に「教育系大学・学部における大学院の問題」(49年11月)についての報告書を出してきたが、さらに「大学における教員養成の基準の問題」について資料13にあるように、

1. まえがき
2. 開放制とその課題
(大学基準, 大学設置基準, 免許法, 省令をふくむ)
3. 教員養成における研究組織と教育組織
 - (1) 課程制について
 - (2) カリキュラムの構造について
4. 教員養成改革の実践と構想について
総括

の各項目につき検討をすすめている。これは教員養成についてはいまだに基準が確定していない点があるので、国大協としての見解をまとめて報告すべきであろうということである。教大協の方からは、これに関して、すでに具体的な見解がだされているので、国大協としては基本的・理念的な内容のものをまとめるつもりである。原案ができ次第、各大学に照会して意見を伺ったのちに、報告書のかたちに整えて報告することになっている。

(7) 教養課程に関する特別委員会

飯島委員長より次のとおり報告があった。

教養課程に関しては近く第3回の委員会を開く予定にしている。まだ、特別の作業に取り組むまでには至らず、問題の所在につき意見を交換している段階である。

(8) 医学教育に関する特別委員会

北村委員長より次のとおり報告があった。

さき程ご報告し検討いただいた医学・歯学部第二次試験のあり方の問題の他に、医学部修士課程設置の問題がある。これは、最近文部省において医学に関する教育を行う修士課程を設置する構想が出されているが、これとは別にイラン、イラクからわが国で医学の修士課程の教育をしてもらいたいという要請がきている。これには、わが国の医学教育に修士課程の制度を導入するかどうかということと、外国のために特別に修士課程を設けることにするかの二つの問題がある。イラン、イラクの方では必要経費は負担するから是非受入れ、修士教育修了後は公式の修了証明書を出してほしいという要請である。これには文部省としても受入れに強い意向があって、先般、視察団を派遣したのであるが、その視察団があいにく出張先で爆破事故に遭遇したので、この課題は中断している。いず

れ審議を再開しなければならない状況にある。

理事

山岡(第4)、佐々木(第5) 各常置委員長

6. 第61回総会日時・場所等について

このことについて事務局長より、今秋開催の第61回総会は来る11月16、17両日学士会館(神田)で行われる予定であるのでご了承いただきたい、と述べられ、了承された(事務連絡会議は11月18日開催)。

7. 会長の互選について

初めに会長より次のことが述べられた。

さき程の決議に基づき、6月の総会において新会長が決定するまでの現会長残任期間の会長選挙を行うことにする。選挙方法は単記無記名により大学名を書くことにし、理事過半数の得票をもって決定することになる。過半数の得票者がいない場合は上位3名について投票し、なお、決定者がいない場合は上位2名について決選投票を行う。開票は、第6常置委員長にお願いすることにする。

以上のように従来慣例につき説明があったのち投票に入り、開票の結果、岡本理事(京都大学長・現副会長)が選任された。なお、これにより生じた副会長1名の欠員については当分そのままとすることにされた。

ついで、林会長より退任の挨拶があり、これに対し岡本副会長より謝辞が述べられた。

岡本会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、開会の挨拶に続き理事の交代について次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任者)	(新任者)
東京大	林 健太郎	向坊 隆
静岡大	桜場 周吉	丸山 健
島根大	安達 一明	三谷 健次

ついで、入試関係の報告のために入試改善調査施設より湊施設長ならびに田保橋総主幹にご出席いただいたのでご了解願いたい、と述べられた。

次に、丁子事務局長より、配付資料の紹介があった。

議 事

I 会務報告

会長より以下の各事項について報告があった。

(1) 大学院問題懇談会に対する申入れについて

前回の理事会においてご了承を得た、第1常置委員会委員長名の大学院問題懇談会座長宛申入れについては、去る2月23日付審議の資料とせられるよう、これを提出して申入れを行った。

(2) 「大学教官等の発明に係る特許等の取扱いについて(中間報告)」に対する意見について

これについても前回理事会にお諮りしたが、去る3月9日付第6常置委員会委員長名をもって文部省に送付し、審議の資料とせられたく要望した。

なお、以上の2件については、各国立大学長宛に取敢えず書面をもってご報告した。

理事会議事要録

日 時 昭和52年4月13日(水) 15:00~18:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本会長

川上副会長

今村、白淵、加藤、畑、香月、向坊、久保村、豊田、丸山、井上(友)、若槻、井上(智)、円藤(代:石川)、武谷、具島各

(3) 共通第一次入試に関する文部省との連絡協議会について

去る3月7日に文部省との第4回連絡協議会が開催され、共通第一次入試の実施ならびに入試センターの設置に関し、会長、副会長、入試改善関係代表委員と文部省幹部との協議が行われた。

(4) 新自由クラブとの懇談について

去る3月12日、新自由クラブからの申入れにより、入試改善その他大学問題について、林会長、岡本副会長、加藤入試改善調査副委員長等と河野代表、西岡、依田、その他の同党議員との懇談が行われた。

なお、その際に、林会長からとくに、国立大学の入試については国大協において地味な努力を重ねているのだから政争の具に供することのないように配慮されたい、と強く述べられた。

(5) 衆議院文教委員会参考人として国会出席について

去る3月16日、衆議院文教委員会からの要請により、共通第一次入試の問題について、私が国立大学の関係者として、他の私立大学および高等学校関係代表等とともに、参考人として国会に出席し意見陳述を行った。

また、去る4月6日ふたたび同委員会の要請により、同委員会の入試問題小委員会の参考人として、加藤、若槻、飯島各学長ならびに入試改善調査施設の湊教授が出席し、入試改善の諸問題について意見陳述を行った。

なおまた、昨日参議院文教委員会の要請で加藤学長が参考人として出席された。その際の意見陳述については、後程の議事に関係があるのでその際にご報告を願うことにする。

(6) 日教組大学部会との会見について

去る3月12日、日教組大学部会からの申入れ

により、飯島第6常置委員長ならびに今村同委員が日教組島山大学部長ほか数名と国立大学教職員の定員問題および待遇改善等について会見を行った。

(7) 国大協宛要望書について

その後、当協会宛の要望書は資料4のとおりであり、それぞれ関係委員会に回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り協議に入った。

II 協 議

1. 共通第一次入試の実施について

(1) 入試改善会議「昭和54年度国立大学入学者選抜実施要項(試案)」について

初めに会長より次のとおり述べられた。

共通第一次入試の実施について、その後の情況の概略はただいま会務報告として申し上げたとおりであるが、なお、加藤学長ほかの方々からもご報告を願い、さらに入試改善会議において目下検討中の昭和54年度入学者選抜実施要項(試案)についてご協議をお願いしたい。なお、これについては、先程まで入試改善調査委員会の方で慎重に検討され修正意見もまとまっているので、その報告も受けたい。理事会の承認が得られれば、それにより入試改善会議の方に要望することにしたい。

ついで加藤実施方法等調査専門委員会委員長より、次のとおり報告があった。

共通第一次試験が実施されるについては、まず、法律により「大学入試センター」を設置しなければならない。それで、資料1—①にあるように国立学校設置法の一部を改正し、同法第三章の三の次に「第三章の四大学入試センター」として新たに一章が加わることになる。この大学入試センターは国立大学の共同利用機関

として規定されている。

次の段階としては、この法律を背景にして文部省令が出されることになるが、その案文は資料1—⑧「大学入試センターの設置に伴い文部省令で規定する内容の骨子(案)」にあるように、次の三つの骨組からなっている。

1. 国立学校設置法施行規則の一部改正

ここには、この省令の一部を改正する趣旨、目的等が述べられている。

2. 大学入試センター組織運営規則の制定

この(4)に、「入試センターに評議員を置き、評議員は、センターの事業計画、管理運営に関する重要事項につき、所長に助言する」とあるが、このことは大学の評議会が学長の諮問機関であることと同じ内容の機能をもつものと理解されている。

3. 教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づく大学入試センターの所長等の選考の手続に関する省令の制定

ここでは、センターの教授・助教授については、教育公務員特例法が準用されることが規定される。

さらに次の段階として、この省令をふまえての入学選抜実施要項が文部省から各大学に通知され、それに準拠して各大学から具体的な実施要項が出されることになるが、その試案が本日配付した資料「国立大学共通第一次学力試験の実施に伴う昭和54年度以降の国立大学の入学選抜方法について(案)」である。これについては田保橋総主幹から説明を聞くことにする。

ついで田保橋総主幹より、配付資料を基に詳細な説明があった。

以上の説明に関連し加藤委員長より、この試案について実施方法等調査専門委員会で、これ

まで問題点として話題にされたことについて、次のように説明があった。

文部省から各大学に通知される入学選抜実施要項は、文部省が入試改善会議に諮問し、その答申に則って出すというかたちになっているが、共通第一次試験が実施される昭和54年度以降の入学選抜実施要項については、国大協が共通第一次試験の構想を推進してきた関係から重要な関わりがあるので、国大協としては入試改善会議が最終答申を出す前に、国大協に事前の連絡をするよう申し入れておいた。改善会議の方でも同様の考えがあって事前の提示をしてきたという性格のものである。この中で委員会において話題になった主な問題は次のとおりである。

① 共通第一次試験の教科、科目について

これについては、職業高校からの要望等もあって従前から論議されてきた英語Aの出題のことがあるが、これについては科目別研究専門委員会の意見も徴し、出題する方針とした。なお、これは既に出題が決定している数学一般、基礎理科と同じ扱いとし、高校でこの教科を履修した受験生に限り受験させることにした。

なお、これに関連し国会関係で共通一次の出題科目を減らすことはできないかという意見があった。これに対し、共通第一次試験は高等学校の必修科目につき、一般的な学習の達成度をみるのであるから、大学側が試験科目を大幅に減らすことは、高校の基本的な履修課程を乱すことになるという趣旨のことを加えて説明した。また、共通一次には職業高校で履修している専門教科を代替科目として出題しないのかという質問があった。これに対し、専門教科は第二次試験のところで考え

る性格の問題であるというように考えている。しかし、職業高校については基礎学習の達成度をみるということで数学一般、基礎理科、英語Aを入れることにした、というように述べた。

② 第二次試験について

昨日の参議院文教委員会で、新聞報道によれば各大学が第二次試験に課する科目は非常に多いという結果が出ているが、これは受験生に過重な負担を与えることになるので、国大協は共通一次の趣旨に則って各大学に対し積極的に指導すべきではないかという意見が出された。これに対し、第二次試験は各大学がそれぞれ特性に応じて自主的に行うべきものであるから、国大協がこれについて指示をすることはできないということを述べた。

なお、この第二次試験の問題に関連して、本日の入試改善調査委員会で次のような提案があった。それは、大学入試は綿密な試験をして学生を選ぶというのが重要なことであるので、第二次学力試験後に第三次試験として面接を行いたいというものである。国大協としては、その趣旨は十分理解できるので、これを入試改善会議の方に検討を申入れることにしたいと考えている。

なお、この試案の5に面接、小論文に関する記述があるが、この文中の「特に」の語の位置を変えた方がよいとの委員会の意見があったので、そのように申入れたい。

③ 共通第一次試験の日程について

衆議院文教委員会小委員会において、共通一次を冬休みのはじめの時期（12月下旬）に行うことになっているが、12月実施には問題があるので、大学は9月入学ということは考えられないかという意見があった。その趣旨

は、12月はまだ高校の教育期間中であるのに、大学入試が割込んでくるかたちになる。この問題は大学側が考えるべきことであるから、その観点から9月入学ということを考え、卒業は半年遅らすことはできないかということである。これに対し、この問題は国大協においても話題になっていることであり、好ましいことではあるが、これを大学が一方的に打出すとなれば社会的に大きな問題を引き起すことになるということを国大協は考えている。さらに、この問題は私大側にも、高校側にも関わりをもつ重要な問題である。なおまた、国大協としてはこのことについて全大学のコンセンサスが得られるかどうかはむずかしい内容の問題である。したがってこれをいま表面に出すことは差控える。関係方面の了解が得られることであれば今後の検討課題としたい、と述べた。

なお、関連して入試期一元化に関しての質問があった。それは、従前は国立大学は一期校、二期校と2回の受験のチャンスがあったが、共通一次実施と同時に入試期が一元化され、受験生は1回の受験チャンスしか与えられないことになる。なぜそのようなことをするのか、またそれに代る配慮はあるのかどうかという意見である。これに対し、共通一次の出願情況、正解例、平均点等を公表し、受験生に自己判断の機会を与えるという配慮はしている、と述べた。

なお、試案の6—⑥に「共通第一次学力試験の科目別平均点等の公表」とあるが、この「等」の語は省いた方がよいとの委員会の意見があったので、そのように申入れたい。

④ 推薦入学について

各大学が特別の選抜方法の一つとして行う

ことのできる推薦入学と共通一次との関係については、推薦入学の場合も共通一次を受けることを原則とするが、学部、学科等の目的、性格、その他の特性に応じ特に必要がある場合は、共通一次の受験を免除することができるとした。

⑤ 第二次募集について

この第二次募集のことは一部の新聞に誤り伝えられて問題となったが、このことについては去る2月段階で入試改善会議の方から国大協に対し検討方の申入れがあり、小委員会では承知し検討をすすめていたことである。国会において、このことについて国大協はどうするのかという質問があったが、国大協としては検討をすすめているということだけを述べてある。委員会では、これについては推薦入学方式、内申書の利用と同様に「特別の選抜方法」の一つとして大学の自主的判断で行うものという前提のもとに、この部分の文章表現に若干修正意見を加えて（入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、の「あらかじめ」を削除）入試改善会議に戻し再検討を申入れることにした。これによって第二次募集は、その大学の都合により、7月段階の実施要項発表時にこれを予告した上で実施することも、また3月20日の合格発表後にこれの実施を決めることもできることになる。なお、この第二次募集の応募については制限を設けないと混乱を生ずる恐れがあるので、当該年度に他の国立大学に合格した者は応募資格はないものとし、そのことを細目として規定しておくという意見になっている。

⑥ 試案の7-③の予備選抜（二段選抜）に関する記述のうち「調査書の内容と共通第一次学力試験の成績により第1段階の選抜を行

い、……」とある箇所について、「調査書の内容」と「共通第一次学力試験の成績」の両者の順序を入れ替えるのが適当との委員会の意見があったので、そのように申入れをした。

以上の説明に関し、次のような意見が交された。

- 第二次募集について、特に3月の合格発表後にこれの実施を決める場合の事務的処理については、まだ完全に詰めが終っていないので多少の余裕を残しておいてほしい。
- この部分は、趣旨としては、さき程説明したようなことになることもありうる、ということを入試改善会議に申入れることになるのであるが、実際上は3月20日に合格者発表、同時に当該大学が第二次募集を公示、次に募集要項を発表して募集期間に入り、その間に入試センターでは不合格者のチェックを行う作業がある。それらの過程をふまえて第二次募集の試験を行うことになるので、この場合には入学時期は急いでも4月20日以降になる。以上のような事務手続の問題については、まだ事務レベルで検討中であるということ各大学は承知してもらいたい。
- 先程も説明があった第三次試験のことであるが、近年のわが国は、生産技術が急速に進歩し、世界の超一流になった。しかし、他面、現在の教育のあり方では、いずれはわが国が他国から追越されてしまう憂うべき事態がある。そこで、現在の産業界の態勢に安閑としておるわけにはいかない。そのためにはわが国でも独創性を養成し、独創的技術者を育てなければならない。そのような観点からわが国の教育をみると、わが国の教育は、

ただ教え込むというだけで独創性を啓発する訓練はほとんど行われていない。したがって、大学入試は受験生がどれだけ知識を詰込んでいるかをみるだけでなく、どれだけ問題を本当に理解しているかどうかをみることでできる試験の方法を考えられたいという要望である。このことは、いま考えられている第一次、第二次の試験方法ではむずかしいであろうから、第三次で面接による問答方式によって独創性があるかどうかをみることを考えようとするものである。

- 第二次試験の趣旨そのものの内容がそのようなことを予想しているのであるが、これをさらに重視してそのような構想が出てきたものと思われるので、入試改善会議の方で検討して貰うことにする。
- 内申書の取扱いのことであるが、地方の一部の高校協会から調査書を重視してほしいという要望がある。これに対しては高校の学校格差があるのをどのように評価するかという問題がある。もう一つは、浪人の調査書はすでに過去のものになったものをみることになるが、これの評価はどうなるのかという問題がある。

次は、出願時に第二次志望まで申請できることになっているが、この第二次志望というのは大学間の志望なのか、一つの大学内の学部・学科のことをいうのかという問題がある。

もう一つは、第一次試験を12月20日から28日までの間に行うとなると、その時点ではまだ履修が終わっていない科目（日本史など）があるが、その出題範囲はどこで切るのか。

- 調査書の内容の評価については一地方の高校に限定すればおおよその見当はつくが、全国

の高校となれば無理であって、これを重視するというはむずかしい。もう一つは調査書の中の「性格」の記入を詳しくし、これを全国一率的なものにして内容を充実すべきだという意見がある。これは調査書が十分整備され信頼されるものになっておれば第二次試験では学科試験はしないで、調査書を中心に小論文、面接による試験を行いたいという考えに基づくものである。

- 調査書の取扱いについては、現在でも文部省からは重要視してほしいという要請がでていて、それに各大学がそれぞれ独自に対応しているというのが実情である。入試改善調査委員会の方ではその段階になるものとして考えている。各大学における調査書の取扱い方は公表されていないのでわからないが、大学によって異なっていることはたしかである。なかにはかなり研究し調査されたいうえで利用されている大学もあるが、そのままのかたちで利用、部分的な利用、あるいは全く利用されていない大学もあると思う。現在はそれに準拠せざるをえない。ただ、この問題について今後高校へどのような注文をするか等のことは、入試センターに対し将来の研究課題として提起しておくことにしたい。

次に出願時に申請できる第二志望のことであるが、これは大学間のことを言っているものである。この志望大学、学部を2つ申請できることにしたのは、共通第一次試験の実施と同時に一期校、二期校制が廃止され入試期が一本化されるのに対応して考えられたことで、その志望状況を集計公表することによって受験者に受験校選択の便宜を与えようという趣旨である。ただし、この申請は予備登録的な性格のものであって、これによ

て受験生を拘束するというものではない。

もう一つは共通一次を12月下旬に実施する場合の高校の授業との関係のことであるが、「社会」以外は2年までに終わっており、3年生に関わりがあるのは「社会」だけである。したがって「社会」についてはその進捗を考慮して出題するということである。

- 第二次募集のことは国会で話題になり、一応検討すると言ったことが新聞紙上ではあたかも実施されると決まったように誤報された。なお、この第二次募集は「特別の選抜方法」の一つとして大学の自主的判断によって決めるという趣旨のものであるので、ご了承いただきたい。

以上をもって「国立大学共通第一次学力試験の実施に伴う昭和54年度以降の国立大学の入学選抜方法について（案）」に対する質疑を終り、冒頭の説明で述べられた修正意見等を入試改善会議に申入れをすることが承認された。

(2) 各大学における第二次試験のあり方等の検討に関する調査結果（中間報告）について

田保橋総主幹より資料を基に次のような説明があった。

この集計資料は、83大学に照会したうち未回答等を除いた79大学分についてまとめたものである。最初の部分に掲載されている総表の1「学力検査の教科、科目等について」の集計では学部別に回答されたものを大学当りの割合に換算して集計したが、これでは却って分りにくいので、もう一度学部別に集計し直すことにしている。なお、ここでの「科目」は高等学校指導要領で使われている科目と若干異なる点があるので、ここでは「試験科目」とよぶこととして、そのことを「注」で説明することにして

いる。この集計結果によると2教科2科目出題と回答したものが約30%で最も多いが、4科目以上というものも若干ある。この総表に続く各調査項目毎の総括表は、大学名を省略し、同系同種の学部別に整理して集計してある。この集計資料を4月末までに各大学に送付し、各大学の第二次試験のあり方等の検討の資に供することになっている。なお、この集計資料について新聞報道関係からその内容を公表してほしいという強い要望があるので、各大学に送付した時点で、総表の部分だけを発表することにしたいと考えているが差支えないであろうか。

以上の提案に対し特に異議はなく、了承された。

(3) 公立大学協会よりの申入れについて

田保橋総主幹より次のとおり経緯の説明があった。

公立大学協会から昨年12月7日に「公立大学の国立大学共通第一次試験成績資料の提供方依頼について」という申入れがあったので、去る1月5日にまず事務レベルでの詰めの協議が行われ、ついで2月22日の公大協の「国立大学共通第一次試験利用に関する会議」で討議され、おおよその方向が決定された。残る問題は受験料、手数料および各大学設置者側との協議だけということになった。公大協側は来る4月25日の入試制度委員会を開いて方針をまとめ、5月10日の総会に付議する段階になっている。

次に、公大協では国大協と同じようなかたちで第二次試験のあり方についてアンケート調査が行われている。現実の問題として公大協は国立大学共通第一次試験を受験することを出願資格として公示しなければならないので、各公立大学の入学選抜実施要項公示と同時にこれを発表することになっている。国大協としてはこの

公大協の要望に対し何等かの見解を公表しなければならないが、国大協としてはこの申入れに諾否の回答を行う立場にはない。しかし、公立大学の参加が望ましいかどうかの意思表示はしなければならない。それで一応回答の案文を作成したが、関係法律の成立前にだすことは適当でないのでそのタイミングの問題がある。それで、文部省・公大協それに国大協の意見が合致した時点での回答ということでこの回答案のご審議をお願いする。

以上のことが述べられたのち「公立大学の国立大学共通第一次学力試験成績資料の提供方依頼について（回答）（案）」の朗読があった。

これに関し会長より次の提言があった。

この問題について前回の理事会で、国立大学の共通一次に公立大学が参加するとすると、国大協は国立大学以外の大学入試もやることになるので基本的に問題があるのではないかという意見が出され、この問題はやはり総会における審議・承認の手续をふむべきであろうということであった。しかし、このことはかならずしも総会の審議・承認を経なければならないという性質のものでもなく、また、その時間的余裕もない。他方ではこれを受入れることによって国大協の実務の上に甚しい影響が及ぶということでもないということもあるので、ここで了承が得られれば、第二次募集のことについて各大学の了解を求める際に、同時に文書をもってその趣旨を説明し、この申入れを受入れることにしたいということで了承を求めることにしては行かないかというものであろうか。

これに対しとくに異議はなく了承された。

2. 入試改善関係特別委員会等に対する措置について

初めに会長より次のように述べられた。

入試センターが5月には発足することになるが、その場合に国大協の入試改善関係の特別委員会をどのように措置するかという問題があるのでお諮りする。なお、その前に入試改善関係特別委員会の委員であり実施方法等調査専門委員会委員長である加藤学長が4月末をもって退任されるので、入試センター発足までにギャップが生ずることになる。そこで、加藤理事の承諾と理事会の了承が得られれば臨時委員として引続きご協力をお願いしたい。

これについて異議なく了承された。

ついで資料7に基づき、入試期特別委員会と入試調査特別委員会を入試センター発足の日をもって廃止し、入試改善関係事務の引継、連絡は第2常置委員会で取扱う、との案について審議され、これについて会長より次のとおり付言された。

国大協は入試改善関係の諸問題に今後とも何等かの形で対応していくことになるが、入試センターは各大学の共同利用機関であるので、絶えずこれと密接な関係をもって今後の運営をはかっていかなければならない。そこで、今後は第2常置委員会が入試関係事務を取扱っていくことにしては行かないかという考え方である。

これに関して次の意見が述べられた。

- 今後、入試センターと国大協の関係を密接にとっていくためには特別委員会を設けるといふこともあるが、第2常置でその役割を果すということであればそれでよいであろう。
- 実際には入試センター発足の時点で幾つか

の問題があろうが、原則的には入試センターに常置の組織を設け、独立の機関として十分に機能していくべきだと思う。しかし、重要なことが欠落することもあるから、問題をそのような場合に限定して今後の入試関係事務を取扱うことにすべきであろう。

- 入試センターの評議員には国立大学の学長が参画するので、そのことによって十分な連携を保つことはできるが、問題によっては国大協の立場から意見を述べることもありうるので、その場合の主体的な対応の役割を第2常置におくことを考えたい。
- 入試センターの評議員会には理事の中から、あるいは第2常置委員長は必ず入るといように組織的な連携措置をとっていくべきであって、アットランダムなことであってはならない。

以上のような意見が述べられたのち、入試センターとの連携その他入試関係諸問題の窓口を第2常置におくとして原案どおり承認された。なお、入試改善関係特別委員会の具体的な廃止の時期は会長に一任することになった。

なお、以上のことに関連して科目別専門委員会委員の選任のことについて、加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のことが述べられた。

科目別専門委員会は共通一次の問題作成の要をなしているのでその意思の連続性をはからねばならない。また、入試センターに送り込む科目別専門委員会委員は、国大協が主体性をもって選任しなければならないという観点から、過般科目別専門委員会委員長連絡会議を開いて協議したところ、入試センターに送り込む委員候

補者を選ぶ世話人を各科目別委員会に置き、その推薦の労をとって貰うということになり、その選考が進んでいる。この選任は最終的には入試改善調査委員会の承認を得たうえで入試センターに推薦することになるが、以上のように過渡期の措置としての手続をすすめていることについて理事会のご了承を得たくご報告する。

なお、入試問題の作成は機密保持を要する重要な作業であって、それには関係委員の方は一定の期間入試センターに詰めて貰わなければならないが、入試センター以外の便利な場所でも集まれるよう考慮してほしいとの希望もあり、その問題はもう少し検討することにしてのご承知願いたい。

3. 委員長報告と協議

(1) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

第1常置では大学院問題懇談会に対し、大学院問題について国大協として意見を出しておくべきだということから、昨年11月に取敢えず修士課程を中心にした意見書を出したが、前回にも報告し承認を得たように、さらに大学院問題全体についての要望書を重ねて提出した。その要望書の写はすでに各大学に送付してあるので、それによりご承知いただきたい。

これに関連し事務局長より、次のとおり補足説明があった。

大学院問題懇談会ではこの3月に中間報告を出す予定であったが、国大協はじめ各方面の意見についても審議・検討した結果、今年中に中間報告でなく最終的な報告を出す予定ということである。

(2) 第2常置委員会

若槻委員長より次のとおり報告があった。

第2常置委員会では大学学部におけるカリキュラムの弾力化ということを中心に検討し、取敢えず資料8「大学の履修課程に関するアンケートのお願い」のような提案をまとめた。その内容は、I「大学卒業（中退）者の入学及び既得単位の認定について」（他大学を卒業又は中途退学のうえ再入学した学生につき、既得単位を30単位以内認めるといふもの）、II「優秀な学生に対する大学院教育の早期開始について」（大学院の専攻により適当と認めた場合には、学部3学年終了見込時に卒業と同等以上の学力を有すると認められた学生に大学院入試受験資格を与えるといふもの）の二つからなっている。ここで承認が得られれば各大学にアンケート調査をお願いすることになっている。

これに関して、認定の30単位は多過ぎないか、産業界では学部卒業の履歴を重視するところがある、一部の学生に特権を与えることは差別問題を生ずることにならないか等の意見が出されたのち、原案どおり承認した。

(3) 第5常置委員会

佐々木委員長より次のとおり報告があった。

第5常置では学長の国際交流問題をすすめている。昨年度はタイ国の三大学長を招待したが、今年はどうするかということ去る1月25日の委員会で協議したところ、今年ももう一度東南アジア地域から招待する方針になり、前回までの段階では一応インドネシアということに決定した。ところが、学術振興会の方で全く同様の計画が先行していることが明らかになったので、改めて委員会において検討し、今年はマレーシアから招待することになった。なお、マレーシアは国立は5大学しかないで、この中から3大学を選ぶのも容易でないということから文部省の意向も質したところ、5大学全部を

招待するという事になった。その時期はこの秋を予定しているので、6月の総会には具体的な内容の報告ができることになろうと思っている。

4. その他

(1) 委員会委員の交代について

会長より、特別委員会委員および常置委員会（教員）委員の交代についてお諮りすると述べられたのち、事務局長より資料9に基づき次のとおり報告があり、承認された。

① 特別委員会

	(前任)	(新任)
教養課程	林 健太郎 (東京大学長)	向坊 隆 (同)
研究所	林 健太郎 (東京大学長)	向坊 隆 (同)
科学技術	林 健太郎 (東京大学長)	向坊 隆 (同)
大学格差	桜場 周吉 (静岡大学長)	丸山 健 (同)
教員養成	小江 慶雄 (京都教育大学長)	高橋 陸男 (大阪教育大学長)

② 最後に会長より、釜洞（前）大阪大学長には病氣療養中のところ今朝程逝去されたので、ここに謹んでご報告し哀悼の意を表したい、と述べられた。

第1常置委員会議事要録

日時 昭和52年2月18日（金）13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村、伊藤、市村、平松、林、山田、
岳中、中塚、井上、金城各委員
白田、安盛、高田各専門委員

北村委員司会のもとに開会。

初めに北村委員より次のような挨拶があった。

加藤委員長が出張中で欠席のため代理として議事進行をさせていただく。

文部省では大学院設置に関する中間報告を今年度末に出すという予定であるので、国大協としては今月20日頃までに要望書を提出しなければならない状況にある。それで、本日は要望書の原案についてご審議いただくわけであるが、原案については、いままでの論議をふまえて書くべき問題の項目を決め、これに基づいて専門委員に執筆していただいた。これを本日午前中の小委員会で検討したところ、大幅な修正意見があったため、ただいま別室で専門委員の間で修正原案の作業中である。

以上のように述べられて議事に入った。

議 事

1. 大学院問題について

まず、北村委員より原案に即して次のように内容の概要について説明があった。

Iについては、原案では「博士課程大学院の必要性とオーバー・ドクター問題」ということになっているが、博士課程大学院の必要性とオーバー・ドクター問題とは本来別個な問題であるので、この両者を分けて記述することにする。

IIの、「博士課程大学院新設と構想」については、総合大学院と連合大学院の構想があり、それぞれについてメリットとデメリットを述べる。この両者については、どちらもメリット、デメリットがあるので、その選択は大学自身が行うということにする。

なお、新設大学に博士課程を設置することによって、既設大学の大学院が迷惑を被らないようにするため、IIIとして「既設大学院の充実」のことを挙げている。さらに、原案には漏れて

いるが、IVとして修士課程、とくに教育系学部には修士課程の設置が必要であることを重ねて提案することにした。

以上の前置きののち、原案を朗読しつつ修正個所の説明が行われ、主として次のことが述べられた。

Iの部分については、前述したように「博士課程大学院の必要性」と「オーバー・ドクター問題」とは本来別個の問題であるので、ここの表題は「博士課程大学院設置の必要性」ということにして根本的に書き直すことにした。その内容の骨子は、①現在の修士課程は不満足な状態で中途半端なので、その研究を十分追求していける体制を整備する必要があること、②わが国は物的資源が乏しいので人材養成が必須であること、③従来のような限定された専門分野の研究や大学教官養成のための博士課程でなく、学際的なものや総合的なものを修得するものにする、④オーバー・ドクターの問題はここで関連して触れることにすることなどを考えている。

以上の説明に対して次のような意見が交された。

- 人的資源ということには賛成であるが、オーバー・ドクターの問題が大学院問題懇談会では問題となっている。ここでは、オーバー・ドクターであってもなおかつドクターが必要であるということか、あるいはドクターはオーバーにはなっていないということか。
- これについては、ドクターの理解の仕方がいいかによる。いままでは教育・研究者にするのが狙いであったが、これからは社会の要請に対応できるようなかたちのドクター養成ということになる。

- 博士課程の目的を変えるということであるが、文部省が指摘しているオーバー・ドクター論への反論としては弱いのではないだろうか。
- わが国の大学院生対大学生の比が、欧米のそれに比して低率であるということを提言するのも一つの考え方である。
- 修士課程の現状が貧弱で、これでは責任をもって教育指導ができない点を強調する必要がある。
- II-2)「総合大学院」についての記述の部分は、「総合大学院というのは大学を単位としたもので、講座の壁をはずして新しい研究領域の研究を進めるといった特色を持つものであり、これは学部数が多くても少なくてもできる」というように改め、これのデメリットとして挙げている「相当数の学部が必要である」というところの表現は削除することにする。
- 新設大学が総合大学院を設置しようとする場合「既設大学院ほど強固な学部の基礎を必要としない。」とあるが、これは誤解を受け易いので、この辺は修正した方がよい。
- 「大学院連合」という用語は、一般では理解しにくいように思われるので、意味の通ずるような表現にした方がよいと思う。
- 総合大学院の場合、学位はどのようなことになるのであろうか。これは研究内容にふさわしい学位ということになるのであろうが、たとえば新しく「学術博士」というような考え方もあるが、これは社会になじみが薄いということで感心しないという意見もある。
- 「学術博士」というのはなじみが薄いので、研究内容により従来の学位名称を使ってもよいのではないか。
- II-3)の「連合大学院」についての記述の部分では、その特徴として一種のプロジェクト的なものであることを説明する。なお、連合大学院の場合には講座連合の形も個人参加の形もあるので、その辺原文を適宜修正する。また、最後の部分でデメリットばかり記され収拾策がないように受け取れるので、その辺を考慮して書き直す必要があると思われる。
- 連合大学院が、単一大学に設けられる大学院に比して困難な問題が起り得るということで、これに対処するために、大学院本部、共同利用研究センター、教育セミナーハウス等の設置を考えると述べているが、これらのものは当然措置されるべきであり、またこれにはメリットもある。困難な問題に対する対処ということではない。
- そのところの表現を「他方、連合大学院は、母体となる大学・学部が分散しているため、それに対応しての大学院本部の設置、共同利用研究センター、教育用セミナーハウスなどを整備する必要がある。」とすればよいのではないだろうか。
- 連合大学院の場合、予算はどこに来るのか。母体となる大学は、大学院を有する大学として存在することになるが、教官を出している大学の教官当積算校費はどのようなになるのか。
- 独立大学院であるから、そこへ予算がつき、そこから分けられることになると思う。
- II-4)の「設置形態の選択」というところでは、細々したことは書かないで総合大学院であろうと連合大学院であろうと、その選択は大学の自由であるということを書いておけばよいと思う。

- Ⅲの「既設大学院の充実」のところでは、新設大学の拡充整備が、旧設大学大学院の充実に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する必要があることを抽象的に表現することにする。
- 最後に、「その他」という項をたてて、いわゆる新制大学では修士課程の設置要望が強いので、とくに教育系学部の修士課程設置の必要性について提言することにする。

以上のような意見が交されたのち、成文については小委員会に一任することにして原案についてはこれを承認し、来る23日開催の理事会に諮らうえ大学院問題懇談会に提出することとした。

第3・第4常置委員会合同会議 議事要録

日 時 昭和52年1月14日(金) 13:30~16:30
 場 所 東京大学史料編纂所会議室
 出席者 (第3常置委員会) 広根委員長
 岡路, 綿貫, 岡本, 平島, 加藤, 豊田,
 桑原, 後藤, 水野, 山田, 許斐, 永松各
 委員
 粟冠専門委員
 (第4常置委員会) 山岡委員長
 村尾, 白淵, 宮島, 勝木, 鈴木, 三上,
 増尾, 綾部, 太田, 具島各委員
 井上臨時委員

開会に当り、広根第3常置委員会委員長ならびに山岡第4常置委員会委員長より次のような挨拶があった。

学寮問題についてこれまでに約5回の合同会議を開き論議を重ねてきた。学寮問題には多くのむずかしい問題があるが、どうやらむすびに近づき、小委員会の一応の結論もたようであ

るので、今日はその報告を受けてご協議をお願いする。

議 事

1. 学寮問題について

初めに綿貫委員より小委員会の検討結果につき次のように報告があった。

この前の合同会議(11月16日)で、アンケートの集計結果を基にさらに再検討してほしいとの要請があったので、去る12月8日に小委員会を開き、まだ不十分であった点について資料の分析をした。そのあと今後どうすべきかについても検討した。資料の分析は全部終了したが、とくに新しいことが加わったことでもないので前回の報告に付け加えるものはない。ただ、基本的な問題をどのように考えるかという点についてははっきりした見解がでていない。じつは、小委員として困ったことは次の問題についてである。

それは、小委員会はこの合同会議の委託を受けて作業をしているのであるが、その委託の内容が明白でない。すなわち学寮問題についてどのような目標で意見をまとめることを希望されているのか、また各大学の事情はまちまちであるが、われわれとしてはどういう形のものを出す必要があるのか、その点が十分に受取れないでいる。例えばアンケート調査の資料をまとめて、それをそのままの形で出すことでよいのかどうか。これを具体例でいえば、入寮選考の実態にはいろいろなかたちがあるが、これをそのまま外に出して、「入寮選考を寮生にまかせる」という例などが公表されると、これまで真剣に努力されやっと正常になった大学には予想しない迷惑をかける結果にもなる。小委員会としてはそこに躊躇せざるをえない。したがって、この

合同会議で何をどうすべきかについての方向ないしは指針を明示してもらいたい。このことが、小委員会が現時点で到達している結論である。

以上の報告に関し次のような意見が交された。

- いま説明のあった小委員会の見解はもっともなことである。小委員会としてはこの合同会議ではっきりした態度を決めないと作業の進めようがないであろう。私見を申し上げますと、学寮については福利厚生という観点からいえばこれがあったほうがよいし、また、充実もしたいと考えている。このことについては反対はないであろう。しかし、実際にはこれに伴い管理上のトラブルが起き、大学本来の研究教育に支障を来たす事例が生じている。そこで、管理上のトラブルをできるだけ最小限に抑えながらしかも福利厚生の実を上げる方向はないかというのが、この合同会議の検討すべき課題だと思う。
- 学寮の理想像というものについての統一見解はできているのであろうか。
- それについては数年前に小委員会が見解をまとめ、この合同委員会の見解として承認されたものがあるが、総会の採択されることなくならず、外部には発表されなかった。
- 文部省の考え方と合わないと思わしいのではないか。
- 文部省としては一定の基準を定め、それを満たさなければ寮はつくらないといっている。ここで検討して文部省の考えどおりの結論が出ればよいが、そうでなければ改めなければならないであろう。学寮の理想像といってもその時代の情勢にかかわりがあるので、その情勢の中で実行可能な理想像でなければならない。行政当局の方針と無関係な理想像

をつくっても役に立たないので、実際に実行できるようなものをつくる必要がある。小委員会は全大学の学寮の実態がつかめたのであるから、それによって得られた知識を駆使され、数年前とは異なった情勢の中にあって実行可能な理想の原案をまとめてもらいたいと思う。

- 合同会議としての結論が出れば小委員会としてはできるだけことはやる。ただ、いまの意見に関連して申し上げますと、アンケートは現状の調査であって理想とは関係のないものである。そこで、将来の問題として、国大協として摩擦が少なくてより合理的・理想的なものを考えるとすると次のようなことが考えられる。一つの考え方としては、新寮建設の場合と旧寮の場合に分け、新寮建設の場合には管理も光熱水費等の関係も明確にし、炊夫の公務員化の問題もできるだけ将来に問題を残さないかたちにしてトラブルが起きないようにする。新寮建設の場合には、このようにして、アンケートにはかかわりなく理想像を追っていくことはできよう。しかし、旧寮については新しい構想を出してこれに統一することはむずかしい。とにかく新旧共通の理想案を求めることは無理である。
- 新寮の希望はどのくらいあるのであろうか。もし、これが僅かであるとすれば、大部分はそれ以外のことになるから、その大部分の方の対策をどうするかということになる。
- 新寮設置の希望数は明らかでないが、新設の医科大学等は新寮建設を希望しているであろう。その他に老朽化し危険な状態にある旧寮の新改築を希望するものもかなりあると思う。
- 新寮建設希望数についてのアンケートはと

らなかったが、今回の調査では新寮・旧寮の区別は調査した。ただ、ここで「新寮」という意味は昭和34年以後に建築されたものということで漠然としているが121、それ以前に建てられた旧寮といわれているものが112で、新寮の方が若干多い。また、木造は106、鉄筋は127という数字になる。将来はおそらくこの木造は建替えていかざるをえないであろうから、その建替えの段階で望ましい理想像に近づけるということが考えられるのではないかと思う。

- たしかに、現実の問題としては老朽化した危険な建物は建替えなければならないが、その際にはやはり根本的な問題を考えなければならない。福利厚生的一面からすれば建替えてやることは学生に親切であることはたしかであるが、そこには管理上のむずかしい問題が起きてくる。
- 概していえば、新寮の方が利用率が高く木造寮はスペースの割に利用率は低い。したがって、鉄筋の方が利用率が高いから、なるべく早く鉄筋に建替えるべきであるという程度のみまとめられないことはない。しかし、それでは役に立たないと言われるであろうし、小委員会としては何をどのようにまとめればよいのかが分らない。
- 学寮については新寮と旧寮の差別のこともあるが、この合同会議は学寮の将来のあるべき姿をまとめようという趣旨で発足したものである。その点からして旧寮についても、あるべき姿に近づけて行くということでなければならぬ。新寮に建替える際にその方針で指導して行くことが必要である。
- 今回、文部省の世話で、かつて学生部長であった者、あるいは現在学生部長である4名

の教官が、3週間にわたり欧米の学寮の事情調査に派遣された。その人達の帰国後に諸外国の寮の状況を聞くことも有益ではないかと思う。

- いろいろ実態調査の結果をみると、大学には個性があるので、寮のかたちもまちまちである。管理については○管規とか2.18通達とかあるが、各大学は必ずしもそれにこだわらず適宜対応している。しかし、新寮を建設するに当たって一般的な準則をつくるとなれば文部省の考えを無視するわけにはいかない。その際に、大学のサイドからみて文部省の案よりは更にすぐれている案があればそれはそれでよいと思う。そこで、まず文部省の案をここに出して貰ってそれについて考えたい。

次に、寮のあるべき姿ということであるが、現在の寮は教育的意義をもった厚生施設となっているが、これを厚生施設としてあるべき姿を考えるのか、教育施設としてあるべき姿を考えるのか、同じではないと思う。また、厚生施設、教育施設のいずれを考えるにしても、管理の面から考える理想像はきびしくなるし、利用の面から考える理想像はゆるやかになるので、両者は一致しない。学寮を考えると大学側の理想とするのか、学生側の理想にするのか、どう規定するか。

- 新寮建設の場合と旧寮とを区分して考えたらどうかとの意見があったが、入退寮の関係だけについていえば、その方式の差異は地域的な影響が大きい。もう一つの要因としては大学の規模からの影響がある。また、大学が単一の寮をもっている場合は比較的対応しやすいが、複数の寮をもっている大学が一つの寮を改めるときには寮生の連合体と話合わなければならないから問題も複雑になる。

- 問題点を整理すれば、寮についてあるべき姿を追及していくことが一つの方向である。その場合に、新と旧の寮のちがいがあがる。考える立場の相違によって異なる理想像がある。それと、大学の規模の大小、単数寮と複数寮の場合の問題があるということで、これらを一つの考えにまとめることはむずかしい。しかし、それらの問題点を十分にふまえての理想像を追及するのが建前ではあるが、その場合大学として実行できないものであれば困るということである。

次に、寄宿料 100 円の旧い木造寮は順次建替えられていくとしても、問題は寄宿料 300 円のコンクリート、ブロック寮のことである。これをどのように考えていくかということがある。

もう一つは、文部省の考えをどのように位置づけるかということである。これには妥当な多くの意見があるようではあるが、国大協としてさらに望ましい寮の考えがあれば強調しておくべきであるということである。

- 文部省の考え方は無視できないが、国大協ないしは各大学の意見としてより望ましいものがあればそれに付け加えていく、という意見はもっともなことである。しかし、これを具体的にいえば、文部省の学寮についての見方は、まず物（建物）の管理ということを考え、人の管理ということは考えの外においている。問題はそれでよいかどうかということである。例えば、女子寮の管理をどうしたらよいかという問題がある。これは男子寮と同じでよいのかどうか。男女関係のことについて大学は責任はないのかどうか。そういう問題は考えなくてもよいのか。そのような問題も含めてこの合同会議は学寮問題を抜本的に

考え直す姿勢があるのかどうか。あるいは、なるべくトラブルが起きないようにしていきたいという程度の考えであるのかどうか。その辺がはっきりしないと検討の進めようがない。

- この際に、このような席で文部省係官の見解を伺うことも大いに参考になるのではなからうか。
- 学寮問題をまとめていく場合に幾つかの条件があるが、それをふまえたうえであるべき姿を追及していくという思想がこれまでの論議の底に流れていると思う。ただ、その際にいろいろなエレメントがあり、新寮と旧寮の相違というのはその大きな点である。寮を新設するについては管理者のみ理想像、利用者のみ理想像はかくあるべきであるという議論の展開は比較的しやすい。これに対して、いまなお相当数が現存する旧寮、つまり、種々トラブルの動因にもなったこれらの旧寮の問題はむずかしい。これには当面手をつけなくて自然の状況にまかせておくとすれば、これからの作業もすすめやすいであろう。そうして、それらの中で文部省の考え方をきくことも可能であろう。
- 女子学生のウエートも高くなったのでこれを避けてとおることはできない。また、学寮問題の中心は、大都市の大学と地方とでは相違もあるが、やはり炊夫の公務員化の問題であると思う。今日では学寮に食堂は不要という意見もあるが、学寮に食堂があるということは旧制高校時代からの歴史的事実であって、教育施設としての寮に食堂がないのは適当でないように思われる。
- その場合に地域的な問題はあろうが、寮生の炊夫だけが何故公務員でなければならない

のかという問題が出てくる。全寮制の場合ならば不公平ということもないが、一般の場合には寮生でない学生との均衡ということも考慮しなければならない。大学は寮生には安い食事を提供すべきであるという道義的責任があるとは言い切れない。食堂つきの寮というのが歴史的事実であるにしても、旧制時代の寮生はいまとは違って相当の代価を負担していたはずである。取るべきものは取って大学が食堂の世話をするというなら筋は通る。

- しかし、炊夫の賃金負担は相当多額なものになる。また、現に全寮制の所は炊夫を公務員化している。しかし、寮生を特別扱いにすることには問題がある。
- アンケート調査の食堂関係の部分をもとめてみたが、昔と今とでは寮に対する考え方はかなり異なっている。食堂の利用率も低く、最も多い夕食の利用が 76.92%、朝食の利用が54%というのが全国平均の利用率である。しかし、なかには 100% 利用のところもあるので一概にウエートが落ちているともいえない。これの大きな要因になっているのは地域性であるが、その外にも大学の伝統などの要素がある。概して都会地での利用は低く地方では高いとみることができよう。しかし、そうでないところもあるのでこの問題は複雑である。したがって、この合同委員会として各大学の学寮問題について役に立とうとするには、具体的な状況に応じてアドバイスするようなものを用意しておくことが必要であろう。そうして文部省にはそういうような実情が各大学にあることをこのような場で十分理解してもらうことにしたいものである。
- ただいまの発言の最後の部分、つまり、それぞれの大学の具体的な状況に応じてこの合

同委員会はアドバイスするというのが最もプラクティカルだと思う。ここで一般的なレコメンデーションをまとめても全大学に共通のものとして受入れられることは無理である。すなわち学寮問題の万能薬はない。それはむしろ有害になる場合もある。したがって、この合同委員会は学寮問題についてのデータを収集しておいて、具体的問題に応じてその解決に助言を与えて協力するというような、いわばコンサルタント的役割をもつ委員会にしておくほうが合理的である。国大協は全大学にレコメンドする立場にあるが、学寮問題だけはそれに適しない問題のようである。

- これまでの論議を一応まとめれば、①文部省係官との懇談の場を設ける。その際のテーマは食堂問題（炊夫の問題を含め）や男女間の問題等がある。②学寮問題についてのまとめをどのようなものにするか、ということである。これがこの合同委員会の本来の作業であるが、これには観点によりいろいろ意見があるので、それを念頭において処理しなければならない。学寮のあるべき姿については、新設の寮についてはまとめやすい。旧寮については種々条件が違い一律の基準を適用するのはむずかしいが、漸次一定の方向に近づけるということも考えられる。次にこれはやや次元が違うが、③学寮問題に関する各大学のよい実例を報告書の中に盛り込んで作り上げることも考えられる。いままでの論議の経過を一応まとめると大体以上のようなことになる。

ところで、学寮問題の中心をなすのは入退寮権の問題、負担区分の問題、炊夫の問題で、これが三本の柱をなしている。そうして寮問題には個々に特有の問題と共通の問題が

ある。ここでは共通的な問題が論議の主体になるのであろうが、その場合の背景には多くの個別の問題があることを言わないわけにはいかない。そこに寮問題のむずかしさがある。46年の調査研究のまとめのときは共通の問題を前面に出していた。今回はこれまでの論議の方向をふまえてまとめの作業に入ることはできないものであろうか。

- この段階でまとめの作業に入る前に、文部省および外国の学寮視察団の方から懇談的に意見なり情報を得て、その後でこの合同委員会の考えなりまとめの方向を論じ、総会の承認が得られるであろうところの姿を見出していただき、それをふまえて小委員会が原案作成の作業をはじめることにはいかがであらうか。

以上の意見交換があったところで、広根委員長から論議のまとめについて次のように提言があった。

本日の論議によって問題意識が明らかになった。それは合同委員会のコンセンサスがなければこれからのまとめの作業はすすめられないし、このままの段階でまとめたとしても46年の場合と同じように部外秘の取扱いを受けることになる。そこで、次回は文部省の係官および外国の学寮を視察された方の話を伺い、その後で本日の論議の締め括りをすることにしたい。

次に、永松委員から、資料「光熱水料（基本料金を除く）について」を基に、これはアンケート調査の結果につき前回に説明したものを簡単に要約しただけのものであると前置きし、次のことが述べられた。

光熱水料の徴収方法の統一見解として、(1)全

額徴収とする。(2)各大学の実情に任せる。の二つの検討事項をあげておいたが、これはアンケート調査から割出した問題点である。次に、昭和46年11月にまとめた「学寮に関する意見調査研究資料」の中の一部をここに紹介してある。これは、小委員会がこれからまとめの作業をすすめていく場合に、46年のまとめに大体一致するものになると予想されるが、46年のまとめが総会において保留になったのはどのようなところが不可であったのか、その点をチェックしてもらいたいからである。そうすればこれからの作業に参考になるのでよろしく願います。

これに続いて次のような意見が交された。

- 学寮における食事の費用は現在どのくらいの計算になっているのであろうか。
- 某大学の学寮では現在の食事は1日 240円ぐらいである。
- 1日 240円の食事で学生の健康を保つことは無理である。ところが、これを50円ないし100円でも値上げして世間並に近づけようとすれば学生とのトラブルが起きる。学寮問題については施設の問題のほかに食事の問題も明らかにすべきである。
- 賄の程度が低いので食堂の喫食率はわるく、炊事上に無駄が多いという状況がある。
- 次に炊夫の公務員化のことであるが、現状は全従業員の73.14%という割合になる。しかし、その中には定員内、定員外のものがあり、その外にパートタイマーのものもあるようである。
- 入寮選考の方式のことであるが、寮生の対象となる学生数が8,000人以上とそれ以下の大学とではかなりの違いがある。これを具体的にいえば、3,000人～8,000人の学生数の大

学では入寮選考に関しては他と比較してよく
いっている。学生数が8,000人までの大学で
は、何等かのかたちで入寮選考に大学が関与
しているのは50%以上となっているが、8,000
人以上になるとこの割合が25%くらいにな
り、非常に少なくなっている。この点からし
て、入寮選考の方式には大学の規模による差
というものが認められる。それと、地域によ
る差も大きく現れている。

- 規模の比較的小さな大学では寮の運営費の
行詰りという問題があるので、この問題も考
慮してほしい。
- 学寮についての今回のアンケート調査は、
前回の意見調査とは異なり、実態調査を中心
に行った。ただ、一点だけ「どのような観点
から寮を必要とするか」という意見調査を行
った。前回の調査では学寮の性格についての
回答状況は「教育的意義がある—4」、「福利
厚生的なものとして考える—17」、「両者の併
存的意義がある—58」であった。これで見ると
学寮は教育的施設であると同時に福利厚生
施設の面が併存しているという考えが支配的
であった。今回の調査では「どのような観点
から寮を必要と考えるか」という問であった
ので、若干ニュアンスの違いはあるにしても、
ある程度は寮の性格をどのようにみるか
ということとは結び付くと思う。今回の場合
は前回に比べ「教育的施設」とみる見方は減
っており、福利厚生施設という意義から必要
とするというものが増えている。つまり、教育
的意義は薄れ福利厚生の方に傾斜しているこ
とがわかる。それにしても学寮を必要と認め
ると答えたものは91.4%に上る。そしてその
内訳をみると、43.1%は教育的意義を認めて
いるので、寮の管理・運営について教育的意

義を全く認めないで、福利厚生施設として割
切ってしまうことはできない。純然たる福利
厚生施設として割切るとすれば学寮問題に対
する対応はむずかしくなるので、やはり全体
的には教育的意義も認めなければならないと
思われる。

以上の意見が交されたのち広根委員長から次
のような提言があり、了承された。

本日は学寮問題について多岐に亘る論議が交
され、ある程度の集約が行われたが、結論には
至らなかったもので、次回に文部省係官および海
外の学寮の視察団から直接あるいは間接に情報
の提供を受け、それをも参考にして基本方針を
煮詰め、その線に沿ってまとめの作業に入るこ
とにしたい。

2. 寄宿料等について

初めに広根委員長から次のことが述べられ
た。

寄宿料は昨年値上げの動きがあったが、国大
協の強い要望もあって結局値上げはしないこと
になった。ところがその後、また値上げされる
のではないかという状況が出てきた。そのよう
な情勢の中で去る1月10日に特別会計制度協議
会が開かれ、昭和52年度国立学校特別会計概算
要求についての国大協と文部省との協議が行わ
れることになり、その協議会に岡本委員が出席
されることになっていた。寄宿料の問題につ
いてはこの合同会議の意向を強調してもら
うようお願いしておいた。それで、岡本委員から
その審議の状況についてご報告をお願いした
い。

ついで岡本委員より次のとおり報告があ
った。

寄宿料については、結論からいえば今年価値上げが見送られる情勢にあるということである。去る10日に特会協議会が開かれ、まず、文部省側から、大蔵省の意向としては授業料・入学料・検定料および寄宿料等の学費値上げを意図しているが、文部省としては授業料・寄宿料の値上げは認めがたいという姿勢で臨んでいるとの説明があった。

わたくしは広根委員長から、寄宿料については、いま、国大協で学寮問題について鋭意審議中なので値上げをしないようにされたい旨の意見を述べるようにいわれていたもので、その旨を述べるとともに、文部省の考えの線で進めてほしいと要請した。また、同席の飯島第6常置委員長からも同様の趣旨のことがかさねて強調された。

そのほか定員と予算についての話があった。定員問題については、総定員法の定員枠の隙間が殆どなくなり新規増が窮屈になった。その影響は文部省関係が最も大きく受けることになるので、48年度以降新設の特殊の大学の定員については総定員法の枠にかかわらず当分の間国立学校設置法の定めるところによるものとするということになるであろうということであった。

52年度予算については、まだ、報告する段階には至っていないが、17%程度の伸びが見込まれている。そのうち7%程度は国債の償還に充てられるから、結局は実質11%ぐらいの伸びにとどまることになろう。文部省関係はこれより下廻ることはないであろうが状況はきびしいものがある、ということであった。なお、一般会計からの繰入れが今年は70数%で多少の減になるが、これは特別会計収入を積極的に増やす方向をもってゆくという政府の考えがあつてのことであろうかと聞きただしたところ、そのよう

な意図が政府にあるわけではなく、たまたまそのような結果になったということであった。

もう一つは、共通一次試験のことであるが、これについては、政界の一部からこれを法律で定める資格試験にしたいという動きが出ており、今後の動向は微妙なものが予想される。文部省としてはこの資格試験制定の法案の内容にはいくつかの問題があり、また、国大協が長年にわたる努力によって国立大学共通入試がやつと54年度から実施の結論が出た失先のことであり、混乱を巻起すことにもなりかねないので、慎重に対応していかなければならないということであった。

ついで丁子事務局長から補足的に次のことが述べられた。

寄宿料値上げについては、ここ2~3年大蔵省において懸案とされていたので、今年その問題が出されるのではないかと警戒していた。それで、昨年秋の総会の際に文部当局に対し授業料・寄宿料等を値上げしないよう関係委員長から要請をした。また、その前にも第3、第4両委員長より文部省に対し申入れを行っている。そのようなこともあつて今回は寄宿料の値上げは見送られる状況となった。しかし寄宿料をいつまでも現行のままに据置くことはむずかしい状況にある。その意味からしても今度の調査研究のまとめは極めて重要であると考える。

3. その他

(1) 新委員の紹介について

各委員長よりそれぞれ次のように紹介があつた。

第3常置 後藤 清市 (神戸商船大学)

第4常置 宮島 龍興 (筑波大学)

(2) 大学卒業予定者の就職事務開始時期について

初めに広根委員長より次のとおり述べられた。

これは第3常置関係の議案であるが、去る12月23日開催の就職問題懇談会で「昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」が協議された。その議事要旨を本日配付したが、これの内容は、

① 昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

② 企業と大学の間及び大学と学生間の就職事務について

および学生の就職に関するその他の議事がまとめられている。当日わたくしは欠席し平島委員（電通大）に代って出席をお願いしたので、とくにお話しいただくことがあればお伺いしたい。

ついで平島委員より次のとおり報告があった。

この懇談会では国大協としてとくに発言することはなかった。初めに文部省側から、昭和52年度の卒業予定者については、51年度と同様に「昭和52年10月1日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申し合わせる。」という予め用意された草案の提示があり、これについて意見が交された。その内容はこの議事要旨によりご理解願いたい。

ついで丁子事務局長より次のような補足説明があった。

「昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する大学8団体の申合せ」の内容は昨年と殆ど同じである。

なお、今回はこの「申合せ」以外に新たに「企業と大学の間及び大学と学生間の就職事務」に関しての協定の問題も審議され、大学側

としての結論はこの議事要旨に記されているようにまとまったが、その後文部省が労働省、企業側と相談の結果、その内容の一部に訂正があったのでご了承いただきたい。

以上をもって閉会した。

第3・第4常置委員会合同会議 議事要録

日時 昭和52年3月18日（金）13：30～16：00

場所 学士会分館6号室

出席者 （第3常置委員会）広根委員長

岡路（代：原崎）、綿貫、福井、脇坂、後藤、水野、山田（代：本家）、許斐、永松各委員

（第4常置委員会）

村尾、勝木、鈴木、榊、三上、増尾、太田、具島各委員

井上臨時委員

（文部省）十文字学生課長外1名

開会に当り広根第3常置委員長より次のように挨拶があった。

前々回以来、この合同会議において学寮問題について調査報告書作成の基本方針について協議をかさねてきたが、前回の協議の際、報告書の内容作成に着手する前の段階で、文部省学生課の学寮についての考えを伺うことにしてはどうかという意見となったので、本日、十文字学生課長にご出席いただいた。それで、本日はまず学生課の見解を伺うことから始めたい。

以上の挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 学寮問題について

初めに学生課長より次のような説明があった。

ここで検討されている学寮問題には、それぞ

れ歴史的経緯もあって、各大学はその解決がむずかしく、苦慮しておられる実情にある。文部省としても、学寮はこうあらねばならないという明確な考えがあるわけではない。

現在、国立大学の学寮施設は全学生数のほぼ13%を収容できるが、そのうちには老朽した施設もあって、実際の入居率は約70%にとどまり、全学生数の約9%が入居している状況にある。このような全体的な規模をどうするかという問題についても明らかな目標があるわけではない。

次に、学寮についてはその歴史的沿革からそれぞれの個性がある。それで、現状においても管理・運営の面、経費の負担区分等について、各大学において具体的対応の相違がある。そのような実情の中で、文部省の方からこうあるべきであるとの統一的な考えを出すことはむずかしい。そこで、文部省ではいままでの歴史的経緯や現状をふまえながら多少なりとも改善していくにはどうすればよいかという観点から試行錯誤している段階である。

次は、老朽寮の処置の問題であって、現在耐久度5,000点以下の寮が約90寮ある。その大半は木造の応急建築であるから火災の危険性は十分にあり、これまでも数件の火災があった。幸い人身事故は免れることができたが、そういう火災事故がいつ起こるかわからない状況にあるので、文部省や各大学の危惧も大きなものがある。この問題については国会においても、そういう危険な状況をいつまで放置しておくのか、という質問を受けたのであるが、老朽の90寮を5～6年間で整備するとすれば1年間に15寮くらいは改築しなければならないので、現在のテンポでは容易でない。しかし、文部省としては可能なかぎり早急に改築する方向で条件整

備に努力している。

ところで、この問題については大学の立地条件の問題からして、むしろ学生寮は必要ないという判断のところもあるように聞くので、そのような場合には漸次廃寮の方向でご検討を願いたいと考えている。

いずれにしても、老朽寮は改築し必要な部分は新しくしなければならないが、改築するからには、新しくできる寮の管理・運営がうまくできて、学生の修学に有効な施設として活用されることを期待したい。そのことが保障されるものでありたい望みをもって、当該の大学と個別に相談しながら管理・運営、負担区分、寮の構造の面において、今後の憂いをなくすることはできないであろうかと暗中模索している。また、寮に食堂を設ける問題の可否についても協議をしたうえで改築をしたい。

以上のような方針で50年度には東京芸術大と東北大の2大学に計3寮の新しい規格の寮を改築し、51年度には香川、千葉、信州、山口、九州、茨城の各大学の改築をすすめ、すでに完成したものもある。このようにスピードアップして各年10寮ないし15寮を建替え、4～5年の間に整備を終える予定にしている。

次に、新しい寮はどういう構造と機能のものに建替えれば、将来の運営面で問題がない寮として考えられるであろうか、ということで相談しながらまとめてきたところを具体的に述べれば次のようなことである。

第一は、構造の問題である。これは個室寮を原則とする。ただし、新入生については、学生生活に慣れるまでは特別の配慮をしたい、という大学の方針がある場合には、若干の部分について考慮することにする。この個室寮の原則は、寮の今後の運営と学生生活調査に出てきた

学生の希望条件を考えたいことである。

第二は、食堂の問題である。今後は寮の食堂というものは設けない。ただし、学生が多少の簡単な食事ができる程度の補食室を、寮内に適当に配置し、自由に利用できるようにする。また、大学の立地条件にもよるが、大学のキャンパス内の食堂を整備して寮生がその食堂で十分な食事ができるようにしたい。このようにして朝食は寮で作り、昼食と夕食は学内食堂でとるという方法を考えている。現状を見ると、寮食堂は食事原価が安いので粗末な食事になり、これを食べない者が多く、経営面からも困っている。また粗末な食事では健康にも影響する。それで、朝食は自炊にし、あとは学内の食堂で食べるようにした方が望ましいであろうということである。それに寮に食堂を置く場合には、炊夫の件費や人事問題等のむずかしい問題もあるので、寮食堂はつくらない方が管理運営面からもよいのではないと思われる。

第三は、経費の負担区分の問題である。これには、現在は負担区分が正確に守られないという状況がある。それは一つには区分する方式がむずかしいという問題があるので、新しい寮では学生個人が使用したものと共用部分のものとの区分が明確になるような構造面の工夫をしたい。できれば各個室にメーターを付けて、学生の負担区分が明瞭になるように技術面の配慮もして、学生の負担区分が守れるようにしたい。

第四は、入退寮の許可の問題である。これは管理・運営の基本をなす事柄であるので、大学が責任をもってこれに当たってもらいたいと考えている。

以上のようなことで計画をすすめてはいるが、結局、学寮はこうでなければならないとい

う理想像があるわけではない。とにかく、なにはともあれ老朽寮は改築しなければならない、という努力の中で、このようにしていくことがベターではなからうかというところである。

以上の説明に関し次のような質疑が交された。

- 補食室の構想をもう少し具体的に説明されたい。
- 補食室には、たとえばガスレンジや洗場やテーブル、椅子を置き、簡単な食事なら学生がその場で作って食事ができるようにする。また、数名のユニットを決めて、その単位でガスの使用料等を負担するなどのことが考えられている。
- 男子寮、女子寮の関係をどう扱ったらよいか。これをそれぞれ独立棟とする場合と接続させている場合とあるが、どのように扱うのがよいか。
- 同一建物を男子棟と女子棟に分け、その中間に管理棟を置くという方式が現にあるが、それで格別問題は生じてないようである。
- 管理棟を置くとなるとそこに詰める職員が必要になるが、その要員の配置を文部省で考えてくれるか。
- 現在の定員事情からして寮に定員を配置することはむずかしい。学寮に常住する職員のことについては、大学ないし学生部の内部操作で考えてもらいたい。なお、男子寮、女子寮の問題も含め、学生寮全般の問題について、最近諸外国の事情視察に派遣された視察団の報告会が明日開かれるので、その報告も参考にしより望ましい方向で計画をすすめることにしている。
- 外国の学寮について大雑把にいうと、ヨ一

ロッパでは政府補助があって学生の負担が低廉ですみ、アメリカでは下宿より高い寮費をとっているが設備はよい。日本ではそのいずれの方向をとろうとするのか。学寮の今後の構想については、わが国でも管理規程を守ることからさらに一歩すすめて、長期のビジョンをもって学寮の望ましい姿は何かを考えるべきではないか。具体的に言えば、学寮を救済対策的側面から考えるのではなく、学生の中には恵まれた家庭の者もいるし、また騒々しい市中の下宿よりは静かな環境でしかも設備の整った学寮で勉強することを希望する学生もいるのであるから、設備もよく、したがって寮費もそれなりに高くするような寮の設置も考える、というように多面的な方式を取入れる構想をたてるのが理想的であり、現実的にも相応しいのではないかと思う。

- その問題については、例えば東京芸大の寮などは修学上特別な設備の配慮が必要なので、新しい寮については、学生にできるかぎり良い修学環境を与えるという観点からピアノやアトリエの設備などを考えている。これからの新しい寮はそのような観点から考える要があり、そのうえ低廉であれば更によりと考えている。奨学金制度が充実していれば寮費が高くてもよいが、現在、低廉な生活費ですむ寮に入らないと修学を続けられない学生も少数ながらいる。
- 寮生雇いの炊事人を置いているが、その人を寮内に泊めることは認められていない。したがって、寮の近くに居る人で寮の世話をしてくれる篤志家を探さなければならないが、それは仲々むずかしいことである。
- 寮に管理人を置くことは望ましいが、それには管理人宿泊室を作る要がある。なお、そ

の場合家族と一緒に生活することはどうか。

- 管理人が公務員であれば、寮に宿直室を置いて、そこに職員が寝泊りにすることにすれば法律的には問題はないが、家族となると問題がある。
- 学生部の職員が交代して宿直するなら問題はない。寮の生活については、門限を決め、あとは学生の自律に任せるということになる。
- それではとくに女子学生の場合に問題が起こる危険性がある。あらゆるケースを考えてその措置を講じておく必要がある。
- 寮に食堂は置かないとの文部省の方針であるが、寮がキャンパスより遠い場合に個人経営の業者に食堂を委託しても差支えないか。
- そのような前例があったがうまくいかなかった。
- 大学の近くに下宿が少ない場合、食事のことが一番困る。
- 朝だけは寮で簡単な食事をし、あとは学内食堂の営業時間を延ばすことで解決を図る方法も考えられる。
- 男女間の問題であるが、これには大学側が責任をもたなければならない、というように考えねばならないのであろうか。大学には学生の自治ということもあるし、責任の判断能力もある学生の日常生活は個人の自由と責任に任せべき問題であって、そこまで大学側が監視しなければならないということは、現在の風潮からすれば時代遅れの感がする。
- 男女間の問題は管理人がいるいないの問題であるよりは女子学生の意識の問題である。交際は外ですればよい。問題はむしろ下宿の場合に起きやすい。次に学内食堂の経営を外

部団体に委託する場合、施設使用料が相当高くかかり、そのために食事が安くならない点があるので、その辺のことを配慮してほしい。

- 管理人の任務であるが、これはどのようにあるべきものか、宿日直と同じ程度のものであろうか。例えば、寮内に家族で居住していて熱心に学生の世話をし、寮生の相談ごとにもものってくれるので、寮の運営がうまくいくということもありうる。管理人が夫婦、家族一緒に寮に住むことは違法になるのか。
- 法律的には、公用財産（例えば道路）の上には私的な物は建てることはできない。公共用財産（例えば大学の敷地・施設）は私的な用途に用いてはならない。それでは国有財産は一切の私用が認められないかという問題になるが、その目的のための物であれば認められている（例えば公務員宿舎）。ところが大学のキャンパスに個人家族を居住させることは原則的には違法である。
- 最近大学院生が増えてきたが大学院生の寮を建てる考えはないか。
- 現在は学部学生と大学院生を分ける方針はとっていない。大学院生も一緒に入っている寮もある。大学院生の寮の問題は老朽寮の建替えが終わった後で検討したい。
- 寮生雇いの炊夫の処置はどうするのか。現在の時点で炊夫の公務員化をどう考えているのか。
- 現在の定員事情からして公務員化は考えられない。もし炊夫を置くなら寮生負担ということになる。
- 先程の話で、風呂については、その必要経費は学生に負担させるということであったが、浴場には資格をもったボイラーマンを置

かなければならない。そのボイラーマンの費用はどうするか。炊夫を学生が雇っている場合と同じようなことにならないか。

- 最近の状況は、浴場の多くはボイラーマンを置かなくてもよい限度で自動化し、それを大学の職員が火災の安全を確認しているのが現実の扱いである。大学のキャンパスから離れた場所に寮があるところもあるので、なるべく自動化し労力と経費がかからない方向で考えていきたい。

以上で文部省側との意見交換を終った（文部省側退席）。

ついで、委員長から次のことが述べられた。

山岡第4常置委員長は都合で少し遅れるとのことであるが、ご出席になられたら先般視察されたヨーロッパ諸国の学寮の状況についてお話を伺うことにしたい。ところで、前回の議事の概要を要約すると次のようなことであったと思う。

当合同会議では、昨年7月各大学に「学寮に関する調査について」のアンケートをとり、それを小委員会で整理、分析をしてご報告いただいた。その報告を基にして国大協としての考えをまとめるということで、本日学生課から出席願って文部省の考えを聞くことにしたのも報告書をまとめる上の参考の意味であった。また明日は、先程の話にもあったように外国の寮の視察団の座談会が開かれるので、この合同会議からも小委員会委員がオブザーバーとして出席することになっている。

その他前回の議事の内容の概略を紹介すると、

- (1) これからまとめる報告書の基本姿勢は、国立大学の寮のあるべき姿を描き出すことが必

要であろうということである。それを抽象的にいえば、学生の居住と修学に良好な条件をつくり出すことが必要ではあるが、そのために起こるトラブルを最小限に押えるにはどうすべきかということが一つの問題点である。

(2) 寮には既成の事実もあるので、あるべき姿を描き出すことは可能だとしても、これの実現はむずかしい。しかし、新寮建築の構想もあるので、その際にはあるべき姿を目標にすることができるであろうから、まず、新設医大等で具体的に実現してもらいたい。そして、旧い寮もできれば漸次これに近づける方向で考えたい。なお、あるべき姿にしても、立場や視点によって、あるいは立地条件や大学の規模の大小によって相違があるので、単一のあるべき姿を描き出すことはむずかしい。その辺のところをどうするかが一つの問題である。それと、これは別なことになるが、現在でも寮の管理運営がうまくいっているケースもあり、そのような良い事例は他の大学には参考になるので、それも報告書に盛り込むことを考えたい。

(3) まとめの作業に入るまえに文部省学生課の考えも聞くことも大切なのでその機会を設ける。その際には食堂の問題や男子寮、女子寮の問題についても意見の交換をすることが望ましい。

大体以上のようなことが論議されたと思う。それで、本日は報告書のまとめに入ることになるが、それについてご協議をお願いします。

以上の提言に関し次のような意見が交された。

○ 学寮問題については、学生課長もいって

るようにまず管理体制をしっかりと確保することが第一で、それができれば寮は建てられる。しかし、先程の寮問題についての文部省の考えは現実への対応策であって理想が乏しい。各大学の寮にはそれぞれの歴史があるのでこれの統一基準を作ることに国大協としても苦慮しているが、先程の文部省の話のようであれば、それをどうすべきかの選択の道は限られてくる。要は管理をしっかりとやってほしい、その具体的方法として食堂は別にする、炊夫の公務員化はしない、光熱水料費の負担区分は明確になるような設備をする、ということに尽きてしまう。そういうことであれば、わざわざこの合同会議が報告書をまとめて出す必要もなくなってしまふ。

○ 今日の文部省の話は、老朽寮を改築する場合の方針は出されたが、結局のところは、寮を巡って生ずるトラブルを、これまでの経験からいかにして少なくし、あるいは回避するかということの他にはない。そうして、それには現在の寮についての3本柱となっている問題、すなわち経費負担区分と入退寮選考権と炊夫の公務員化の問題をはっきりさせろということであって、事新しい何ものも見出すことができなかつた。ただ、これまでの議論を再確認することに終つた。

○ 報告書のまとめについては、前回にも見解が述べられたように、新寮も旧寮も一括した結論を出すことは無理である。これから新築ないし改築するいわゆる新寮は、どのようにあるのが望ましいかということについては一つの結論が出せる。しかし、旧寮についてはそれぞれに異なる歴史と事情があるのだから、これをここでまとめることは容易なことではない。先程の文部省の話は理想は乏しい

が、それぞれの寮の事情の集積によってできた現実的な結論ともいえる。なお、学寮の管理者の定員は本来必要なことであるので、たとえそれが現状では実現不可能であっても、その必要性をいっておく必要がある。管理人を置く代りに学生部職員を交代で宿直させるというようなことをいう必要はない。なお、旧寮の問題については一挙に解決することはむずかしいので、ここでは問題の力点を新寮に限定してまとめる外にはないと思う。

- 旧寮の耐用年数を短くし早目に新寮に改築することは考えられないか。
- その程度の報告書であれば容易く書くことができるが、それで国大協の報告書として総会の承認を得ることはできるであろうか。
- 旧寮を現在のままで管理を十分にせよといってもそれは無理な要請であるから、寮の耐用年限を他の同類の建物とは異なる性質があるとして、常識的にとおりうる年限に縮減して早めに建替えるべきであるということはいえないであろうか。寮の実態によっては火災予防上、あるいは日照の問題、虫害の問題からも、補修するよりは建替える方が予算的にも合理性のある旧寮もありうると思う。
- 寮の管理人を置くことの問題であるが、正規の定員配置が実現すればそれに越したことはないし、その要求は正攻法による要求である。しかし、それが実現するまでのいわば暫定措置の要求として、賃金ないしは謝金で雇入れる方法を講ずることも要望としては出せると思う。たとえば大学院生などにそれやってみるとよいと思うが、その手間賃を出して貰えるかどうか。
- パートタイムなら賃金が出せるが、アメリカのように50人の寮生に対し1人の管理者を

つけるとなると、年間では多額な予算を必要とし研究費がそれに食われることになる。

- 寮の管理人には必ずしも特別な人を必要としない。雑役的なことをやる人で寮生の顔を知り、手紙を渡し、伝言ができる程度でも十分である。それだけのことであるから経費も少なくすむ。そのように、基本は管理人ということにし、事情によっては最小限度雑役的な人でもよいということにして、理想と現実面の両方に対応できるように考えた方がよい。
- 議論の焦点が老朽寮を改築するという方向に向かい、いかにしたら早くそれを実現するかということになっている。一方、文部省はそれを前提にして、管理運営をしっかり、経費負担を明確に、ということを強調している。このことは旧寮を改築する場合にはそういう前提条件をはっきりさせなければならないと考えられる。しかし、国大協で取上げた寮問題は、その前提となる入退寮選考権、経費負担を巡ってトラブルが生じている現実の問題に対して、どのように対応するかというところから出発している。それを、いまのような方向で考えると、問題が出発点に戻ったことになる。そして結局、国大協として現実に起きている寮問題について、ある種の共通の線を出すということが、従来の原則を確認するということだけにとどまるような感がする。

このように寮問題という課題が、以上のような原則の確認にとどまるだけで終結することになるのかどうか。新しい寮を建てる条件を工夫してそれを促進するためにやるということだけであれば、それだけのことでよいのであるが、現実の寮問題というのが、そこ

に横すべりしてよいものかどうか疑問である。

- しかし、管理・運営を十分にせよといっても、それが可能な条件を整えなければ机上の空論に終るだけで問題の解決にはならない。そのためには改築・新築をすすめるなければならない。その手はじめとして物理的条件のあたりから問題を取上げることは望ましいということであり、また、その外に方法はないように思われる。
- 物理的条件をさきに整備すべきだということであるが、入退寮、管理・運営をしっかりとやるという問題は、かならずしも物理的条件を整備しなければならないということにはならない。そこには新・旧の寮の差は出てこない。ここでまとめる報告書が、ただ抽象的に管理・運営をしっかりとやれということだけのものではある程度のものでできよう。物理的条件はたしかに管理・運営のうえにかかわることではあるが、それは便利な一つの形態にすぎない。そういう形態のもとで、どうして管理・運営をしっかりとやることができないかということになる。そこにはやはり教官パワーの結集がなければ寮問題にうまく対応することはできない。

次に寮の構造を個室にするということは、それでただ負担区分をはっきりさせるというだけにとどまり、教育的意味があるとは思えない。また食堂にしてもいろいろな考え（自炊寮、業者委託、食堂なし等）があるが、試行錯誤の段階である。そのようなことから、寮の耐用年数を短縮し改築を進めるということと前面に出すより、まず国大協として管理・運営をしっかりとやるということをどのように詰めていくかということが主要な課題だと

思う。それとともに文部省がいま考えていることがベストであるかどうかを検討すべきである。

- 国費で寮を建てて業者にその運営を全部任せられることができるか。
- 全くの営利本位の企業であれば困るが、そうでない業者、たとえば財団法人等の公益法人に任せるとして、学生の管理は学長におくというかたちはとりうるのではなかろうか。あるいはそのようなことができるように法律改正を要望することも考えられる。
- ただ管理をしっかりとやれといっても問題は解決しない。そこいらの点を新寮、旧寮を問わずどう考えるか。ただ新寮の場合の管理形態を考えるだけでは不十分である。
- 「退寮願」を出せば管理がしっかりしているということになるのか。「退寮届」では駄目なのか。「管理」ということが問題になっているが具体的にははっきりしていない。国大協としてはこの管理方式のことを検討する必要がある。
- 今回学寮の実態調査をしたので、その中にある入退寮の種々なケースについて検討すればある線が出るのではないか。
- 大学の所在地域や規模によって方式がまちまちである。入退寮について何らかの形で大学が責任をもっていればそれでよいというのであろうか。
- その管理の仕方が問題である。
- 問題は寮の性格をどうみるかということであるが、自分の大学ではこれを教育施設とみることと学寮整備を進めてきた。その際国大協の意見が力になった。ただ文部省から行政指導があったとき、それを国大協としてどう考えているかという点が問題となった。

以上のような意見交換があったのち、委員長より今後の作業のすすめ方につき次のような提言がありこれを了承した。

この際のとめ方として、

- (1) 新寮建設にフォーカスを合せてまとめることにし、旧寮の問題については次のチャンスに譲る。
- (2) 「管理」の見解については、もっと立入った議論が必要である。
- (3) 寮の基本的な考え方については、さきに行った「学寮の意見調査」を中心にして展開する。
- (4) 以上のような考えのもとに小委員会の方で一応の叩き台をまとめ、それを基にして次回に協議する。
- (5) 次回は小委員会の作業の進行状況により後日決定することにする。

以上をもって閉会した。

第5 常置委員会議事要録

日時 昭和52年1月25日(火) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐々木委員長
西川、渡辺、坂本、久保村、桜場、牧、井上、西沢、中村、勝木、柿本各委員
(文部省)大崎高等教育計画課長、昆野同課長補佐、嶋崎国際教育文化課長補佐

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、予めお知らせしたように、①学長の国際交流、②在外研究員、およびその他についてお諮りする。ところで①については、川村国際教育文化課長が出席の予定であったが、やむをえない用事のため代りに嶋崎課長補佐が出席された。②については、前回(昭和51・11・16)

に文部省側からいくつかの資料配付があり、それについての説明と問題点の指摘があった。この在外研究員に関する問題の一つに、短期在外研究員の期間が今回1カ月、2カ月、3カ月の3種類とされたが、どのくらいの期間が適当かという問題がある。

次に、前回宿題のようなかたちになったことであるが、在外研究員の出先での行動にかならずしもよるこべない事例が少数ながらあるので、第5常置の適当な委員が海外を廻って、在外研究員の実態調査のようなことをして、よりよき在外研究員の姿にしたいということが話題となった。これについては後刻大崎課長も出席されるので、具体的なすすめ方について話合うことにしたい。なお、この問題には年度内の予算処理ということもあるので、そのことも含めて検討していただきたい。

次に、内地研究員制度の改正が図られているので、これについて佐野大学局長も出席して話をしたいということであったが、内地研究員のあるべき姿がそのままよいか、また大学間交流のことなどの問題もあるので、佐野局長の出席がなくともお話しを願いたい。

その他若干のことについてお諮りすることもあるが議事に入ることにしたい。

議 事

1. 学長の国際交流について

このことについて嶋崎課長補佐より次のように説明があった。

初めに、昭和51年度のタイ国からの学長招致についてご協力をいただいたことに対し、まずお礼を申し上げる。

本日、第5常置のご意見を伺いたいのは、52年度の外国学長招致の事業についてである。こ

れについて文部省の内部でもまだ具体的な案があるわけではないので、本日のご意見をふまえて計画の骨組をたてたいと考えている。ちなみに、この招致事業の来年度予算は増額されなかったもので、本年度と同じ規模の事業をすすめることになった。51年度は留学生問題を主眼にして、わが国にもっとも多くの留学生を送っているタイ国から3名の学長を、学術・文化の交流も含めての事業として招致した。

52年度については、必ずしも留学生問題にとられる必要はないと考えている。この事業の設けられた趣旨が、広くわが国の関係者との意見交換をはかり、あわせてわが国の実情を理解する機会を提供し、もって教育・学術・文化の国際交流の促進に資するということであるので、この趣旨に沿って新しい視点からのコメントをお願いしたい。

これまで外国学長を招致した実績は、昨年度がフランス、一昨年度が西ドイツ、今年度はタイ国から招致したというように、学長招致ということではヨーロッパ2カ国アジア1カ国である。このほか、文部省がこれまで教育関係者あるいは研究者等を招致した事業の実績を調べてみたところ、7名の学長を招致している。なおこの外に、学術振興会で招致したものもある。そして、従来の傾向を眺めてみるとヨーロッパ諸国がもっとも多く、その中で教育関係者・研究者の38年度以降の招致状況は、西ドイツ17人、フランス13人、イギリス17人、アメリカ15人という数になり、その他は少数である。アジア諸国からの招致も少なく、そのうちタイ国からの学長招致は昨年3人を含めて4人となる。次に、フィリピン3人、韓国3人、オーストラリア2人、インド1人および中近東地域からチェコスロバキア1人がある。

ところで学長招致ということになると、その国の教育情勢や規模なども考えなければならないが、その他に最近のわが国との文化協定・交流上の申入れなどの活動状況も考慮しなければならない。そのような視点から言えば、最近オーストラリアが非常に熱心に対日文化交流を申入れてきている。ごく最近の話であるが、オーストラリアのビクトリア州教育省次官から初等・中等教育教員の交換を通じ交流を図りたいという申入れがあった。また、ニュージーランドからは、教育者の交流および日本語教員の派遣方の依頼があって実現をみたという例があり、今後も教育者の交流を続けたいという意向がある。

そのほかには、イラク、リビア、タンザニア等から日本からの派遣の依頼がきている。また、オーストラリア、カナダからはわが国の大学に講座を設けたいという意向がある。さらにオーストラリアでは、日本および日本語に対する関心はかなり高いという新聞報道もある。

以上が最近の国際交流の動向である。これらも参考にご協議をお願いしたい。

これに関し次のような意見が交された。

- 先ほど西ドイツから17人招致したとの話があったが、それは行政官か。
- 行政官は除いている。研究者、技術者は入っている。
- 文部省で招致した7名の学長の国からはお返しの招待はあったのであろうか。
- 文部省が招致したのは、その殆どが開発途上国からの教育指導者の招致であった。その内訳はカナダ、オーストラリア、フィリピン、韓国、ベトナム、スウェーデン、アメリカで、当時は学長招致ということではなかつ

た。

- 西ドイツの場合は、先に西ドイツからわが国の学長6名が招待されたので、そのお返しとしてわが国が西ドイツの学長を招待した。フランスの場合は、わが国の方が先にフランスの学長3名を招待したのであるが、その際に、フランス側はわが国の学長3名を招待するように政府に伝えるということであったが、その後の反応はあったであろうか。
- 昨年3月、日仏合同委員会がフランスで開かれたので学術国際局長が出席し、そのことについても話をしたはずであるが、まだ具体的な反応はきていない。
- 来年度の招待国を4月までには詰めなければならないので、本日その方向づけをした。
- 昨年のこの委員会での話では、これまでは先進国を招待したので、これからはわが国に近いアジアないしは東南アジア方面から招待すべきであるというのが大勢の意見であった。そうして、それをふまえて昨年はタイ国ということになった。文部省側の先程の話によれば、オーストラリアあるいはニュージーランドが国際交流に熱心であるという感触を受けたが、結局は第5常置の結論によるということのようなので、どこにするか方向を決めなければならない。
- オーストラリアとの文化交流は、今後のわが国との関係を深めるうえでよい案だと思う。しかし別の考え方もある。これまでは比較的文化交流がスムーズにしている国とだけの交流で、ヨーロッパ諸国が主であった。しかし、今後は文化交流が殆ど行われていない共産圏、ことにソ連との学長交流を図ることも一つの考え方ではないかと思う。

- すでに文化交流ができている国との交流は放置しておいても自然に交流ができるが、国際関係のうえで殆ど交流ができない国が相当ある。そのような国に対しては学長が文化交流の開拓者になり、文化交流の範囲を拡大していくことが望ましいと思う。また、国大協の立場としてはお返しは余り考えないことにしたい。
- 文化交流が行われにくい国或いは行われていない国との交流も重要であるので、それらの国を重点的に追加するという姿勢をまず確立すべきである。ただ、アットランダムにソ連から一回だけ学長招待をするということではよくないと思う。
- 従来の経緯をみれば、初めは西ドイツ、フランスという比較的交流の盛んな先進国の大学の管理・運営が参考になるということでスタートした。そうして、次に発展途上国との交流もすべきであるということになって、タイ国が出てきたのであるから、かなりランダムにすすんできている。そうなれば、次は共産圏のソ連ということも考えられるのではないか。
- 社会主義国といえばソ連に限らず東欧諸国についても考えてみるができるが、社会主義の国家に限らず、要は容易にわが国に來られない国からの招待ということを考えることにしたい。
- 交流のない国とは続けてやらないと効果はない。また文化交流のある国に対して交流を積み重ねることも意味がある。
- そういう意味合いも含めて、ただ一回限りの招待で立消えになっては交流の意義は薄い。そこで、いままきに交流の火が燃えようとしているオーストラリアあるいはニュージー

ーランドを招待することは今後の文化交流に意義がある。

- 西ドイツとの交流は、大学紛争が終った後であったので、双方にその後の情報交換をしたいという意向もあった。次に、昨年のタイ国からの招待では、わが国の大学の水準が欧米先進国のそれと同じレベルにあることをタイ国側に認識してもらうことができた。このように、わが国の大学の発展にも資するような交流でありたい。そこで、オーストラリアについては、双方にどのようなメリットがあるかを事前に調べてみることも意味があると思う。
- 次に、ソ連等共産圏の国の大学の管理・運営はどのような状況にあるのか、そうして、自由主義国のそれとはどのような違いがあって、どちらが大学により相応しいかを知りたいという気持はある。
- 昨年タイ国を招待することになったのは、先進国は一応中止して発展途上にある東南アジアから招待するということになり、その中で、わが国に留学生をもっとも多く送っているタイ国ということになった。その際にも共産圏の大学の事情を知りたいという意思は高いものがあるという話がでた。しかし、政府間の国交が開かれていないので困難があるということのようであった。
- 共産圏の大学や研究機関の事情をわれわれが知りたいのは当然である。しかし、共産圏からはすでにわれわれが知っている以上の知識を得ようとするのは無理であろう。
- ところで、学長招待のテーマとしては何を設定するのであろうか。それによっておのずから相手国も決まってくると思う。
- 招待テーマはここで自由に決めてよいと思

う。タイ国の場合も初めにテーマがあってタイ国になったのではない。なお、学長招待となれば話題は、教育、研究、それに大学の管理・運営の三つが主たる課題になるのは自然である。

- オーストラリアについてであるが、わが国の知識はまだ薄いし、またオーストラリア自体もこれまでのイギリス志向型から脱却して、方向をわが国に向けてきたので、今後の文化交流の相手国としては望ましいと思う。
- 昨年は留学生問題を中心にしてタイ国から招待したが、もう1回くらい東南アジアから招待するのも一方法である。
- 一つの方針を立てたら暫らくはそれを押し通すことも必要である。1年だけで打切るのはおかし。
- これまで3回の学長招待が行われたが、第5常置が相手国を決めたのは昨年のタイ国の場合が初めてである。最初の西ドイツの場合は先方の招待に対するお返しであり、次のフランスの場合は文部大臣が先方と約束したものであった。国大協として計画的に招待国を決めたのはタイ国が初めてで、その際の主たる目的は、わが国に多くの留学生を送っている東南アジアの国に日本の大学をよく認識してもらおうということであった。タイ国以外で、わが国に多くの留学生を送っている東南アジアの国があるとすればもう1回くらいはその国を招待したい。なお東南アジアはいま発展途上にあるので、その意味においても有意義だと思う。
- 東南アジアから再度招待してはどうかとの意見が強いが、その方向でまとめてよいか。
- アジア諸国の昭和50年8月現在の私費留学生も含めた留学生の数は次のとおりである。

タイ：221 マレーシア：139 インド
ネシア：129 ホンコン：101 ベトナム：
745 韓国：777 台湾：1,917

このうち国費で賄っている留学生数は、

タイ：97 マレーシア：33 インドネ
シア：48 ベトナム：65 フィリピン
：54 シンガポール：33 インド：29
韓国：127

という数字になっている。

以上のような意見交換が行われたのち、委員長から次のような提言があり、これを了承した。

いま示された留学生の数および他の状況を勘案して、一応の案としてはインドネシア国とし、テーマは昨年と同様に留学生問題ということで話しをすすめ、何かの事情で変更せざるをえないことになれば、改めて協議することにした。

2. 在外研究員について

初めに委員長より次のとおり述べられた。

在外研究員のことについては大崎高等教育計画課長にもご出席いただいた。最近、52年以降の在外研究員の新しいやり方について詳細な資料が各大学に送付されたが、なお、ここで説明を伺うことにしたい。

続いて大崎課長より、本日お集まりの機会にご意見を伺いたいと思い参上した、と述べられたのち、次の資料を基にその内容の概略が説明された。

(1) 昭和52年度予算案の概要について

(2)―1 文部省在外研究員規程実施細目の一部改正について（通知）

(2)―2 昭和52年度文部省在外研究員について（通知）

(3)―1 外国人特別招へい教授について（通知）

(3)―2 外国人特別招へい教授の取扱いについて（通知）

以上の説明に続いて、昆野課長補佐より在外研究員についての従前との相違点等につき資料を基に詳細な説明があった。

以上の説明に関し次のようなことについて意見が交された。

○ 短期在外研究員の渡航期間を1カ月から2カ月または3カ月にするかは本人が選択するのであろうか。

○ 現在は原則2カ月ということで処理しているが、改正では本人が研究目的に従って考えてもらうことになる。ただ、1カ月の場合には滞在地等の関係その他についてもそれ程細かなチェックの必要もないが、長くなればそれ相当のことを明らかにしてもらうことになる。

○ 仮に、全員が3カ月を希望するとなれば人数の制約があることになろうか。

○ 予算の枠が決まっているのでその枠内で操作することになる。しかし、人数については、前年度に比べ少なくなることはないように配慮したい。

○ 「派遣期間が3カ月または2カ月の場合は、一滞在地において研究に従事することを原則とし、そのうち20日以内の期間を資料収集等のための旅行にあてることができる」とあるが、これは研究調査の実態に応じて若干の融通は認められるのであろうか。

○ これは原則であるので、資料収集等それ自体が主たる目的という場合であればそれに応じた取扱いはあると思う。

- 派遣期間も延ばし、人数も増やして貰いたいという意見が強い。長期の1年は1年半に、短期の3カ月は半年くらいにしないと効果がないと思われる。なお、研究上必要がある場合には既に在外研究員となった者も推薦できるとのことであるが、その選択はどのようにするか。
- 期間延長のことについては今後研究の性格などの点から考えさせて貰う。継続派遣が必要なものについては資料を提出して貰って検討する。2年希望の者は最初から申し出て貰う。
- 1年間の在外研究期間で派遣されている研究員から、研究の進み具合でさらに1年間延長してもらいたいという申出がある場合にはある程度は認められるのであろうか。
- 絶対不可能ではないが、ルールとしては、初めから研究内容・受入先の関係等から十分な計画をたててもらわねばならないが、派遣先の事情変更ということも例外的には起きることもある。
- 在外研究員は研究の必要上政情不安な国に行かなければならない場合もあって、その際に、政情の急変に遭遇し十分な連絡もとることができない事態に直面したという例がある。このようなことは、本人の不注意によるのではなく、外的な事情によるやむをえない場合であるので、その処置は具体のケースに応じて幅のある取扱いをされたい。
- 在外研究期間中には予期しない事態も起こりうる。その場合には本人に経済的な負担がかかることのないように処理している。ただ、関係法令の上で事務的な解釈処理をせざるをえない場合もある。
- 諸種の事情で早く帰国すると旅費を返還させられ、遅く帰国しても旅費を追加して貰えないといったケースがあるが不合理ではないか。
- 日数に応じて旅費計算をするので早く帰国すれば返還することになる。遅れる場合は事前に連絡して変更手続をすれば問題はない。
- 次に、在外研究員の追跡調査のことがある。これについて昨年11月16日の委員会で文部省から話題が提起されたが、第5常置としては、まだそれについての対応の結論がでていなかった。要は、問題のあるといわれているところを、第5常置の適当な委員が廻って実情を調べてくることはできないかということであって、もし、それができるということであれば予算措置を考えなければならないということであった。
- 在外研究員については不必要な制約はできるだけ緩和していきたいと考えているが、一方、短期の在外研究員については各方面から苦情なり批判なりがあるので、正すべきは正してより好ましい姿に改めたいと思うわけである。それで、そのための方策の一助として第5常置の委員に現地の具体的状況を見て貰うことを考えたわけである。
- 在外研究員の生活状況を学長が見て廻ってくる、ということであるが、これは戦前の例えば思想調査のような感じを与えることにならないよう余程慎重でなければならない。
- このことについては、前回に文部省側から「在外研究員に関する意見等（メモ）」というのが配付され、それを基にして、在外研究員に対するいくつかの意見や批判の事例をあげながら説明があった。例えば滞在地で何日間も宿舎に閉じこもったきりでいるとか、先方から講演を頼まれても応じないとかいった事

例が間間あり、批判の対象となっている。ここで話題になっているのは、そのようなことがあるから誰かを派遣して調査させるということではない。在外研究員は各学長が責任をもって推薦しているのであるから、そのような事実があれば自らの責任において処理することが基本ではあるが、そのような事実があると在外研究員制度の今後によく影響を与えることになる。そこで、在外研究員の一般状況を知るため軽い意味で一廻りして見てくるという程度の趣旨のようである。

- これは、個々の在外研究員の行動を調べるものではなく、まして思想調査をするというような性質のものでは全くない。要するに、在外研究員からの苦情はこちらで聞くことができるが、受入れ側からの苦情が聞けないので、それを聞いてもらいたいということである。
- わが国の国立大学は、その大学の学長に管理・運営の権限と責任を任されているので、その大学の教官の行動に、他の大学の学長がタッチすることは、大学の自治を侵すおそれがある。また、教官は自ら責任をもって在外研究に行くのだから、帰国後は、その研究結果を報告することにして、その義務を果すうえで自主的に自己の行動を管理することにすべきである。これが学生の場合であれば、その生活状況なり受入れ側の意見を調べることもよいであろう。
- この課題の真意は、在外研究員が熱心に研究しているかどうかを監察官的に見に行くということでは毛頭ない。現在研究員として毎年600人近くが渡航して外国の大学の世話になっており、戦前のような少数者が特定大学に行くのとは事情が変ってきている。それ

で、在外研究員制度をシステム化することによって、起きる摩擦を少なくする可能性はないであろうか、ということを考えてわけである。例えば、受入れ機関とも相談して在外研究員自身が実際に困っている問題、受入れ側で困っている問題等を、事実即して分析すれば解決の手掛かりを見出すことはできないかということである。

- 問題があれば在外研究員を派遣している大学の学長の責任において解決すべきであって、国大協が各大学の教官の問題に拘わることは問題である。要するに、問題の因をなすのは語学にあるのであって、それから派生的に起きるトラブルがあるという情報はそれとして受止め、長い間の努力によって正常化されていくところに在外研究員制度の存在意義があると思う。
- 在外研究員制度の改善のためには視察以外にもやれることがある。学長会議でも話があり、文部省からも通知が出ているので、各大学でその対策を考えればよいと思う。
- 外国へ行けば日本の事情を聞かれるので、準備しておく必要がある。
- 外国へ行く場合には何かトピックを用意しておいて30~40分くらいは話ができるようにしておくべきである。

概ね以上のような意見が交されたのち、在外研究員にまつわる問題については、とくに第5常置から実態調査のために委員を派遣することはしないで、今後、各大学がいろいろな方法を講じ、より好ましい状態に改めることにするという見解に達した。また、次の総会において、委員長から本日の議論の要旨を口頭で報告することになった。

3. 内地研究員について

内地研究員制度の改正案について、文部省側から資料を基に次のとおり要旨の説明があった。

この改正案は、内地研究員に甲種と乙種の2種類を設けることにしている。その資格は、甲種の方は現行どおりの「講座制による学部以外の大学の助教授、常勤講師、助手」（改正案では助手は講座制学部をも含める）を対象とするもので、従来の枠を広げる。次に、乙種の方は「国立大学、国立短大、国立高専の教授」および「博士講座制による学部及び附置研究所の助教授及び常勤講師」を対象とするもので、これは新たに設けたものである。これを設けた趣旨は、金はいらないが他の大学で研究することを公認する道ができないか、という意見がかなりあるので、その意見に応えようというものである。このような改正案によって、内地研究員に応えようというものである。このような改正案によって、内地研究員の範囲の拡大と機会の拡大を図ろうとするものである。なお、その研究期間、研究費の振替え等についても改正を考えている。

以上の説明に関して次のような意見が交された。

- 乙種内地研究員の場合は旅費を支給しないとのことだが、滞在費は出るのか。
- 乙種の場合は研修旅行または併任による方向で検討を進めており、併任の場合には往復旅費だけ支給、研修の場合は旅費も出ない。
- 乙種を設けることには賛成である。なお、甲種では主な対象が助手とされているが、大学によっては助手に等しい研究能力を有しながら助手になれない、いわゆる教務職員とい

うのもいるので、これも含めて考えることはできないであろうか。

- それは、大学の考えによることになるだろうが、安易に流れて問題が起きる可能性はある。なお、乙種に要する経費については、まだ検討しなければならない問題も残されている。

4. その他

- (1) 南ベトナムの留学生について、現在どのような状況にあるかにつき、その情報および意見交換が行われた。
- (2) 井上委員より昨年のタイ国学長招待についての報告書は、いま、そのまとめの作業が進行中であることの報告があった。

第5 常置委員会議事要録

日時 昭和52年3月28日(月) 13:30~15:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐々木委員長
渡辺、坂本、桜場、伊地智、井上、西沢、平木、中村、柿本各委員
白倉専門委員
(文部省)川村国際教育文化課長外1名

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに委員に就任された伊地智大阪外国語大学長と平木高知医科大学長の紹介があったのち、次のような挨拶が述べられた。

前回(1月25日)の委員会で、学長の国際交流に関し本年度の招待計画について、いろいろ協議の結果、本年も昨年に引き続き東南アジア地区から招待することになり、一応の案としてインドネシアを選定した。ところが学術振興会の方で同様な趣旨でインドネシア国の学術関係者

を招待する計画が先行していて、現在来日中である。このような事情から重ねて同国の学長を招待することもどうかと思われるので、本日改めて招待国をいずれの国にするかということをお諮りしたいが、前回の基本的な考え方を崩す必要がなければ、東南アジアの範囲で選定することにしては如何であろうか。なお、本日は文部省より川村国際教育文化課長にもご出席願ひ留学生についての状況等の説明をしていただき、そのうえでご協議願うことにしているのでご了承いただきたい。

以上のように挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 学長の国際交流について

初めに、川村国際教育文化課長より次のような説明があった。

ただいま委員長よりお話があったように、学術振興会の方で学術協力という趣旨で、52年度はインドネシア国の学術関係者を招聘するという計画が実施中であるが、その辺の事情収集が不十分のため、このことを前以てお知らせできずご迷惑をおかけしたことをお詫びしたい。そのようなわけで学振の方と重複するものかどうかと思われるので、招待国の選定につきご再考をお願いすることにした。

このことについて、前回の委員会で招待国選定の一つの方針が確立された。それによると発展途上国の東南アジア、とくにその中でもわが国と留学生交流その他を通じて結びつきの多い国の国立大学の学長と交流を深める観点で、この計画を推進したいということであった。したがって、この観点で選定するというになると、現在の留学生の交流の状況が参考になるの

で、その資料をお手許に配付した。

以上のような前置をしたのち、資料を基に留学生の状況について説明があった。

以上の説明に関して次のような意見が交された。

- この留学生交流の資料を参考にしながら検討していただきたい。前回にはマレーシアとの意見もあったが、どうであろうか。
- 前回の討議に際し話題にあげられた国としては、オーストラリアとか、ソビエトのような共産圏の国とか、発展途上にある東南アジア方面の国等であった。そして、種々協議の結果、初めて東南アジアのタイ国を招待したので、本年も更に続けて発展途上国を招待しようということになったのであるから、この方針を変える必要もないと思う。そのような意味から考えればインドネシアに代るのはマレーシアかフィリピンということになるのではなからうか。
- マレーシアか、フィリピンに決めるには、その国の大学状況を知らなければならない。
- マレーシアについては、ユニバーシティが5大学、カレッジが6大学ある。カレッジの方はその内容からすれば、招待する大学としては適当でないように思われるので、ユニバーシティの5大学に絞られることになろう。なお、ユニバーシティ5大学の名称は次のとおりである。
 - ①マラヤ大学（総合大学）
 - ②国立工業大学
 - ③ユニバーシティ・パタニアン・マレーシア（農科大学）
 - ④マレーシア理科大学
 - ⑤ナショナル・ユニバーシティ・マレーシア

ア

このうち純粋の単科大学は国立工業大学だけであって、あとの大学は現在総合化を目指しているというところである。

フィリピンについては1970年の数字であるが、大学の数が非常に多くて684校もある。このうち私立大学が580校であり、国立大学が22校という状況である。

- マレーシアやフィリピンの留学生はどういう方面を希望しているのであろうか。
- 留学生の数は、国費・私費を併せてマレーシア133名、フィリピン72名で、そのうち国費留学生は正確ではないがマレーシア30名、フィリピン40名程度である。専攻は主に自然科学であるが、社会科学の分野では経済学がある。
- フィリピンも候補にしたいところであるが、本年はマレーシアということで来年も一度発展途上国についても考えることにしてはどうであらうか。

以上のような意見が交されたのち委員長より、52年度の学長の国際交流については、招待国をマレーシアということにし、次のように具体の作業をすすめることにしたいと提言があり了承された。

招待者は、

- ①マレーシアの国立大学長5名（3名の予定を5大学全部とする。学長が名誉職の場合に副学長になることもある。）
- ②時期は今秋9月下旬～10月上旬
- ③滞日期間は2週間程度
- ④マレーシア国との具体的な交渉については文部省が当る。

なお、先方から返事のあった段階でさらに具

体的問題について相談し、6月総会まで受入れの基本方針を設定する予定とした。

次に井上委員より次の提言があった。

昨年のタイ国の学長招待に関する報告書をまとめて気づいた点について若干意見を申し述べたい。来日したタイ国学長は今度の訪問によって日本のことを再認識されたが、わが国も東南アジア諸国のことを考慮する必要がある。

今度のタイ国学長の訪日の際に提起された問題の第一は日本語教育のことである。タイ国では英語を教えている関係で、日本に留学する際には日本語教育のために欧米留学に比べて2年間は遅れるということである。そこで日本語の教育の仕方として、留学前に自国で日本語教育を行うようにしたいということを行っているので、その点本委員会でも検討し、また文部省の方でも考慮してほしいと思う。この日本語教育の問題はひとりタイ国だけの問題でなく東南アジア諸国全般に係ることである。4年前にわれわれが西ドイツに招待され視察を行った際に見聞したことであるが、ハイデルベルグの附属学校では外国人を入学させて24時間教育をする。大体10カ月訓練すれば講義を受けられるようになるとのことである。そのような教育方法もあるので、効果的な日本語教育の方法について検討してほしい。

第二は、学位の問題である。大学院の留学生について、欧米では学位が簡単に得られるが、日本においては容易に学位を得ることができない。これは帰国後の就職の際の処遇に関係するので、これを改善することはできないかということである。この要望に対しては、日本人も学位の取得はむずかしいということを話したが、国際交流を促進する立場からして、外国人だけ

に与える特別の学位ということが考えられないものであろうか。これはむずかしい問題だが、国大協を通して政府に要望してほしいと思う。

以上のような提言に関して次のような意見の交換があった。

○ 東京外語大では学部留学生を扱っており、府中にある日本語学校では一年間全寮制で24時間教育をしている。日本語学校ができる以前とその後では大変な違いがあり、日本語の教育に大きな成果をあげている。

日本人がドイツ留学する場合などでは、ドイツ語を全然知らないままに留学をすることはないが、外国人の日本留学の場合は日本語を全然知らない者も来るので、初歩から学ばねばならない。日本語学校を卒業した学生の話聞くところによれば、文科系の学問を学ぶには日本語の学力が十分でないが、理科系の学問を学ぶには、日本語よりも、むしろ基礎学科の学力不足であって、これらの学問ができればある程度の日本語の不足はカバーできるという評価である。そこで日本語学校では、これらの学科についても補習教育をしている。そのようなことで留学生の受入れについては年々よくなってきてはいるが、日本語教育は1年間集中的にやってもなお十分ではない。

○ 日本語教育のことは複雑な問題を含んでいる。語学に対するモチベーションのない者もいる。それと、日本語には会話的な言葉と書き言葉が違うという特殊性がある。かつて、アメリカ陸軍の語学校を見学したことがあるが、アメリカ人には東洋語がむずかしいので1年コース、西洋語は6カ月コースに分かれて学習をしていた。そこでの日本語教育

は話し言葉中心で、1年間学習した学生と話したが、その日本語はおぼつかないものであった。このような現実を考えると、基礎文化の違う民族がわが国に来た場合、日本語教育を1年間集中的にやってもその成果を期待することはむずかしい。モスクワでの語学教育の様子を聞いてもほぼ同様な事情のようである。日本語教育は、やはり留学生の自国で十分やってくることが望ましい。

○ ところが留学許可から出発までに3カ月ぐらゐの余裕しかない。この辺のところを改めることは考えられないものであろうか。

○ 国費留学生は文部省の方で選考委員会にかけて選考し、配置大学を決め、その大学の承諾が得られると正式に国費留学生となる。そこで航空券を送り来日することになる。

○ 留学生のために熱心に世話をする先生とそうでない先生とある。学生を留学生のチューターにして、週1回くらいは指導教官を含めて話し合うことなどを考えるとよい。

○ 日本語教育の問題については、折角国費をかけて日本に留学し勉強しても、言葉のハンディキャップがあつて十分な成果をあげていない。したがって日本語教育は、やはり時間をかけても徹底的にやるべきである。わが国のすぐれた学問と技術を十分学んだうえで帰国してもらいたいものである。

○ 学位の問題であるが、現在は受入れ態勢が十分でなく、ドクターコースをもっている大学も非常に少ないということがある。受入れることさえできるようになれば、その問題も緩和できるのではなからうか。

○ 日本語教育の受入れ態勢についてであるが、国費研究留学生の場合、日本語の学力が不十分な者は大阪外語大の留学生別科で半年

ないし1年間の日本語教育をしている。さらに、大学に入って専門の学問をやるようになってからも、日本語の課外補講を実施した場合には、国立大学にあってはその教官に謝金を支出している。そのほか日本語担当の教官を近年は毎年一人宛配置しているが、現在までに6大学に6名になっている。なお、52年度においては名古屋大学の語学センターに教授定員1名が配置された。このように専門に入った学生についても日本語が上達するように取計らっている。

- 日本語が最近非常に乱れてきている。特に外国語の単語が混ざって使われる場合に、日本語は外国人には理解しにくいということである。日本語の純化ということに心掛けるべきであると思う。

留学生の日本語教育の問題について概ね以上のような意見交換があり、ついで井上委員から次のような提言があった。

先年西独に学長6名が招待され、視察をして帰国した際の座談会の記録が「大学資料」に掲載されているが、そのときのドイツ側の不満ないし要求としては、ドイツでは日本の留学生をいろいろなかたちで引受けているが、日本はそれに対して何のサービスもしていない。これは全くの一方通行であるので、この関係を改めてほしいということであった。これらの要求に対してはアフターケアが必要であり、国際関係改善のためにもできるだけ先方の要求を受入れる方向で検討していくべきであると思う。

これに対し川村課長より、学長の国際交流については、そのあと始末ということも重要な要素であるので、文部省の方で要望の資料を整理して検討したい、と述べられた。

以上をもって学長の国際交流に関する意見交換を終った。

2. その他

(1) 在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会代表幹事より国大協への要望について

初めに委員長より、次のとおり述べられた。

このことは従前にもこの委員会で検討されたことであるが、今回また、在日韓国・朝鮮人を国立大学の教官に採用してほしいという内容の要望が国大協に提出され、来る3月31日に国大協を訪問しこれについて申入れをしたいということである。先方の話では外国人の国公立大学教官の任用がむずかしいのは日本だけであり、もし制度上の問題があるなら教授会メンバーになることにはこだわらないから前向きに検討してほしいということである。要望書が提出されたらご披露するが、ご意見があれば伺いたい。

このことに関して次のような意見交換があった。

- 文部省においても外国人の国立大学教官任用のことは前々から問題になっており、人事課と大学局の間で検討しているが、これは基本的には公務員全体に係る問題である。外国人は公務員になれないということは法律の条文にはないが、通説によると、そのことは当然なことなので殊更に書くことはしていない、ということである。この問題については、まともに公務員にするのか、あるいは客員教授でもよいのかということもあり、また省内で相談してみる。
- 大学教官は当人の意思に反して解職することはできない。外国人の場合はいろいろ政治的問題が絡むことがあるので、この問題は慎

重に考える必要がある。

- そのような手厚い身分保障をするか、或いは別な方法を考えるか、という問題もある。
- このような法制問題に係る問題も本委員会で審議するのか。外国人に係る問題はすべて本委員会の担当事項ということになるのか。
- 国立大学でも外国人を助手には採用している。それなのに教授には採用しないという点はおかしい。
- 外国人が公務員になること自体がいけないのではなく、責任ある地位につくと公権力行使の側面があり、それが問題になる。教授会メンバーになるとその問題が出てくるが、非常勤なら問題はない。

(2) 台湾からの留学生について

台湾からの留学生が多数にのぼっていることに関連し、国費留学生の有無、入国の取扱い情況、国籍の表わし方等が話題になった。

第6常置委員会議事要録

日時 昭和52年4月14日(木) 10:30~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

和田、九嶋、加藤、畑、井上、佐野、高橋、池田、古川各委員
石塚、吉田(代:徳平)、佐藤、塩野各専門委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新委員古川佐賀医科大学長の紹介があり、ついで次のとおり挨拶があった。

本日は、第一に各小委員会の情況報告をして、これに関するご意見を伺うこと、第二に私の学長任期が5月6日で満了になるので、役員・委員の改選が行われる6月の総会までの間の

第6常置委員長をどうするかについてご協議を願うこと、の二つが主な議題であるのでよろしくお願ひしたい。

ついで委員長より配付資料の説明があったのち議事に入った。

議 事

1. 各小委員会(大学財政、定員問題、給与問題)の報告について

(1) 大学財政小委員会報告について

先ず、前回(3月7日)議事要録の朗読があった。

ついで、委員長より次のように述べられた。

大学財政小委員会の経過についてはただいまの議事要録にあるとおりであるが、国大協として、大学財政の基本的な諸問題を整理しておくことは、第6常置委員会を中心とする国大協の今後の諸活動の基礎としても重要なことであると思われる。また、いままで国立大学の財政問題についての総括した報告書というものごども出されていないので、この際に国立大学財政に関する調査研究報告書をまとめようということは意義あることと思われる。そのようなことからこの問題が本委員会の検討課題とされ、一昨年6月総会時に開催された本委員会で大学財政小委員会の設置が決まり、爾後精力的に作業が進められた結果、その構想は次のような骨組とすることとし、その各項目の原稿もほぼ出揃った。

第I章 「序言」

第II章 「高等教育施策と国立大学財政」

第III章 「国立学校特別会計」

第IV章 「国立大学財政の内容」

第V章 「国立大学の財政的基準」

第VI章 「国立大学の財政の運用」

第VII章 「授業料と奨学金制度」

第VIII章 「科学研究と国立大学財政」

第IX章 「諸外国の大学財政との比較」

第X章 「結 語」

以上のような構成で、各章の執筆は各委員・専門委員で分担し、その総まとめを大石委員の手許ですることになっていた。ところが、大石委員が外国出張されることになったので、ある程度出発前までに整理したところを引継ぎ、本日の委員会に提示する予定にしていたが、大石委員のやむを得ない事情もあって、その運びに至らなかった。そこで現在考えられていることは、第I章～第VI章までを出張先で大石委員にまとめてもらい、残る章のまとめについては、全体を通しながら委員長のもとで行いたいと思っている。

第IX章の「諸外国の大学財政との比較」については、これも外国出張された大川専門委員の担当であって、これについては、既に原案をいただいているが、この原案によると、アメリカ、イギリス、ソビエトについては詳しく述べてあるけれども、西ドイツ、フランスについては書かれていないため、西ドイツとフランスの事情についてのデータを潮木（名古屋大）、市川（国立教育研究所）、その他の方々からもご援助いただけてまとめていきたいと思っている。

第VIII章の「科学研究と国立大学財政」の項については、これまでに提出された原稿ではやや不十分な点があったので、その補足を和田委員にお願いし、本日その原稿をいただいた。

第VII章の「授業料と奨学金制度」の問題であるが、授業料の性格論については、いままでもいくたびか国大協で討論してきているが、性格論そのものに踏み込むことはむずかしいと思われるので、従来国大協がとってきた見解と他

のデータを参考にしつつ主としてその変遷、物価とのバランス等のデータを提示することにし、この項では奨学金に重点をおいてまとめることにしたいと思う。

このようにして全体をとりまとめ、「序言」のところで大学問題の根源である学問の自由、大学の自治の問題をふまえて大局的、基本的な問題にふれることにしたい。そして、最後の「結語」では積極的提案を入れ完結したいと考えている。当初の予定よりやや作業が遅れているが大石委員の調整した原稿の提出を待って、以上のような方針で報告書原案をまとめ、草案ができたら第6常置で検討のうえ印刷に付することにしたい。なお、この報告書については文部省も関心をもっているようであるので、原案がまとまった段階でインフォーマルな形で意見をきき、その上でこの報告書案を各大学に照会することにしたい。

以上が報告書についての経緯であるが、次に当委員会に関係した事項として文部省の学術審議会がまとめた「大学教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」（中間報告）に対する国大協としての意見提出のことがある。これについては和田委員にこれの作成をお願いしたので、同委員から説明をお願いすることにする。

これについて和田委員より次のような説明があった。

この中間報告に対する意見をまとめるについては、各大学が文部省に回答した資料を参考にしたが、この大学側からの文部省への回答の中には明らかに中間報告を誤読しているような意見もあった。私はこの問題について文部省の特別委員会の委員となっており、中間報告案を作った側でもあったので、そのようなことで摩擦

の起きないように配慮してとりまとめを行った。

なお、事務局長より、この特許に関する意見書については、去る2月23日の理事会で了解を得て3月9日付で文部省へ提出し、その写を各大学にも送付済みである旨の報告があった。

ついで委員長より、大学財政の報告書の今後の作業のすすめ方について、まず塩野委員から私信のかたちで、大石委員に原稿を5月末までに送付されるよう連絡をとってもらい、その後全体の検討を重ね、最終的には秋の総会に報告できるようにしたい方針であることが述べられた。

以上の報告に関連し、飯島委員長が5月6日に学長の任期が満了になり第6常置委員長を辞任されることになるが、報告書作成の関連もあることであるので、委員長の事情の許すかぎり第6常置委員会に何等かのかたちで協力を願いたい、との発言があり、このことについてはちほど語ることにした。

(2) 定員問題小委員会報告について

国立学校関係教職員の定員問題について、委員長より次のように述べられた。

昨年夏から第4次定員削減の問題が始まり、これに対応して本委員会に定員問題を抜本的に検討するための小委員会が設けられ、11月以降検討が続けられてきたが、第4次定員削減は本年度より実施されることになり、一方、国立大学の拡充整備のための定員確保の問題もあるので、文部省とも協議して、当面の打開策として48年度以降の新設大学の定員を総定員法の枠から外へ出すという措置によって、急場を凌ぐということになった。このためには法律的措置が必要であり、国立学校設置法の改正案が現在国会で審議中であるが、4月20日前後には関係の諸法

案が審議終了になる見通しであるということである。これによって5,000~6,000人の定員の枠が浮くことになるので、52年度はどうか学年進行や新規要求に要する定員がほぼ例年どおり確保できることになるが、これと平行して52年度における削減の比率の問題がある。52年度は本来第3次定員削減の3年目に当たり、その削減率は0.6%となっていたものである。それが政府全体の定員事情で第4次定員削減に切替えられ、その削減率は0.8%ということになった。この変更は国立大学としてはにわかに対応し難い事情にあるため、関係当局と折衝して当初の枠以上にはしないということの了解が得られたものと理解しているが、その差の0.2%の処理は53年度以降の問題として後に残ったかたちになる。

それはそれとして、第4次定員削減が終わったあと、第5次定員削減を続けてやるのかどうか。このような機械的な削減をこれ以上進められていくことになれば、大学側にとっては非常に困難な事態となる。今回の当面の対策もいわば糊塗的なもので根本的な解決策ではないので、ここで息をついてはいけないとの意見もあって定員問題小委員会で引続き今後の対策を検討することになった。そこで佐藤専門委員を中心に、定員削減による国立大学の影響の深刻な実態の具体的なデータをとりまとめて貰うことにし、横浜国大、東京医科歯科大、群馬大、北海道大、広島大等の大学のデータを基に調査資料の作成を進めている。そして、この資料を基にして、これ以上機械的な定員削減を大学側が受入れることは困難であるので抜本的取扱いを検討してほしい旨関係方面に要請したいと考えている。そのため、定員関係等の法案が国会で審議終了した時点で行政管理庁ならびに文部省の関係官にも出席してもらい、懇談を兼ねた接触をしようとい

う予定を立てている。なお、この定員問題の資料については、とくに外部に公表する考えはなく、行管、文部省との懇談のときのデータとして使いたいのので、整理ができたところで第6常置委員会のメンバーには参考資料として配付することにする。大体このようなことで定員問題の作業を進めているのが現状である。

これについて次のような意見の交換があった。

- たまたま、現在週休2日制の試行がなされているが、これが実施可能の状態になれば、この事実を逆手にとられ、公務員はなお余裕を残しているのだとみられる心配もあるのでその点を考慮しておいてもらいたい。国立大学の週休2日制試行の結果はいつ、どこでまとめられるか。
- 週休2日制の試行についての各大学の結果は個別的に文部省に報告されるが、国大協としても各大学の報告を集めて検討し、これを集約して第6常置のコメントをつけ、逆手にとられることのないように定員問題と平行して処理してゆくつもりである。
- 職員組合では定削絶対反対、週休2日制完全実施といているが、これは相矛盾する要求のように思われる。しかし、そのような状況もあるので、この週休2日制の問題は慎重に対処する必要がある。できれば各大学が共通な基本的了解があった方がよいと思う。
- 論理的に言えば定削反対と週休2日制実施とは矛盾するものではない。週休2日制というのは労働条件改善の問題であって、もしそれによってオーバーロードになるなら定員をふやす措置が必要となる。現在行われている

週休2日制試行の趣旨は、現状の機能を落さないで労働条件を緩和することができるかどうかを調査しようというものであろうが、定員はふやさず、金は与えず、名目上やれるかどうかやってみてほしいというのであれば、機能を縮小しなければ対応できるはずがないことは自明であり、もし機能低下を来たすなら増員の措置を考えなければならないということになる。

- 一般事務では週休2日制実施による支障を数字上で示すことは困難であるが、たとえば、図書館のようなサービス業務では明らかに人員不足を生じて支障が表われる。
- 現状のシステムでは定削は到底無理である。しかし、合理化とか、内部的努力によって考えねばならない問題もあろう。しかし、それには待遇問題がからんでおり、その待遇改善は職階によらなければならないということから、これに対する批判もあるので、それらの問題も考える必要がある。
- 機構の改革は、待遇問題に関係があるが、事務の機能的改善も必要である。とくに会計法規の取扱い自体は極めて古典的で、しかも、現在の会計法の継寄せが国立大学では他官庁と違って多大なものがある。また、文部省とか中央的な行政庁との関係からくる大学事務局の労働分担等も非常に多い。このような機能的な意味で前提となる条件を無視することなく、あらゆる側面の問題を検討した上で機構改革をするのでなければ十分ではないと思う。

概ね以上のような意見の交換があり、これに関連して委員長より、次のような報告があった。

日教組大学部から国大協に対し会見の申入れがあり、去る3月12日に今村委員と私の2人が日教組大学部長等数人と会談した。そのときの主題は定削問題であったので、国大協としては本日ご説明したような方針で対処していることを述べた。これに対して日教組側は基本的には賛成できるということであった。

(3) 給与問題小委員会報告について

国立大学教官等の待遇改善について、委員長より次のように述べられた。

先般(51.10.25)の給与問題小委員会で人事院の加藤人事官、給与局長の出席を得て大学教官の待遇改善に関してフリートーキングを行った。目下問題となっている義務教育教員の待遇改善に伴う大学教官等の給与の逆転現象については、昨年の人事院勧告で、ある程度僅かではあるが是正された。しかし、ここで取り残されたのは助手の待遇問題である。助手は初任給からいっても、昇給程度からいっても義務教育教員に比して待遇条件は劣悪である。このことについては、人事院でもその事実を認識しているが、ただ人事院としては、助手の位置づけについて補捉しがたい問題が多いことを指摘している。人事院の見方では助手というのは次のポストである講師、助教授に移る極めて短期間の通過的存在であり、助手の待遇問題に手をつけるより講師、助教授へ早く昇任させることを考えればよいのではないかというような認識をもっているようである。これについて国大協の給与問題小委員会では、他の待遇改善問題もあるが、52年度の重点事項としては助手の待遇改善にポイントを置くべきではなからうかとの意見となった。そこで、小委員会で助手と教務職員の職種の実態についての再度の調査を行ってデータを作り、人事院と今年度の給与勧告前に話

し合いをする必要があるであろうということで、お手許に配付した資料「助手及び教務職員の職務の実態に関する調査のお願いと調査票への記入要領(案)」によって調査する計画をたてた。ただ、この調査は個人的内容にもわたる非常に詳しいものであるため、これを大学全体について行うのも問題ではないかとも思われるので、サンプリング調査ということで差支えない大学に依頼して行うことにしたいと考えている。また、その際にあわせて各大学が助手の任用をどのようにしているか、その実態についても問うことにしたい。そうして、これをできれば5月中旬頃にデータを揃え、人事院と助手の待遇改善について話し合いを持つことにしたいと思っている。助手の実情は人事院が考えているような一過性のものではなく、定着している部分があり、相当なキャリアをもっている人もいる。またその仕事の内容も大学にとって重要なものであるので、そのような観点から助手の待遇改善を推進して行きたいと考えている。なお、毎年出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」は例年のとおり出すことにしている。

以上の報告に関し、調査を依頼する大学の選定、調査票の内容等について若干意見が述べられた。

2. 後任委員長の選出について

この件について委員長より次のような提案があった。

先程も申し上げたように、私は来る5月6日をもって学長任期が満了になり、それに伴って本委員会の委員長を辞任することになる。それで次期委員長の選任を行わなければならないが、今度の6月の総会では委員の改選が行わ

れ、新しいメンバーのもとで新委員長が選出されることになる。そのような事情で、私の後任の委員長は1ヶ月半ほどの暫定的なものになる。それで、これをどのように扱うかをお諮りするのであるが、一つの提案として、ここで折角互選をして決めても、また6月に選挙を行わなければならないという事情を考えれば、在京の委員のどなたかに5月から6月改選までの間の委員長をお願いすることにはいかがなものであろうか。

この件に関し、協議の結果、次期改選の6月までの後任委員長については委員長に一任ということで了承された。

3. 飯島委員長の臨時委員委嘱について

飯島委員長の下で作業が進められ目下進行中の事項があるため、これが一段落するまで委員長退任後も協力をお願いしたい旨の提案があり、このことにつき協議の結果、飯島委員長の承諾が得られたので、引続き暫らくの間臨時委員として協力をお願いすることにし、この旨を理事会に諮ることとした。

医学教育に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和52年2月22日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

加藤(代:粟冠), 勝木(代:吉田), 豊田, 吉利, 脇坂, 武谷各委員
堀, 尾島各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日は第二次試験のことについて各委員より大学の事情なり、関連した情報を述べていただ

き、そのあとで専門委員の方で考えられた案があるので、その説明を聞き検討したいと思う。なお、今回筑波大学の堀原一教授に専門委員を委嘱したのでご紹介する。

以上のように述べられて議事に入った。

議事

1. 医・歯学部の第二次試験について

初めに各委員より、それぞれ各大学で現在検討されている第二次試験実施方法について詳細な報告があったのち、尾島専門委員がまとめた「医学部における第二次試験のあり方」(試案)についての協議に入った。

初めに尾島専門委員より次のとおり説明があった。

この「第二次試験のあり方」(資料)は中川、堀両専門委員の意見をきいて作った専門委員の試案であるが、これを土台に検討され、ある程度のコンセンサスが得られたら、これを各大学にアピールして、共通第一次試験をよい方向にもって行きたいと考えている。この委員会で検討のうえ、各大学に流した方がよいということになれば、そうしていただきたいと思っている。私の大学の医学部の小委員会では、大体この線に沿って、高校での選択科目の成績は内申書によって判定し、これと共通第一次試験の成績と面接の三者による総合評価で合否を判定することとし、第二次試験では学力検査は課さないという考え方をしている。

以上のように前置して、資料に基づきその要点的説明があった。

以上の説明に関し次のような意見が交された。

○ 国大協において、第二次試験についても、

十分討議がなされたのちに共通第一次試験実施の決定をすれば、このような困難は起こらなかったと思う。

- 共通第一次試験実施については、国大協としては、第二次試験は各大学の自主に任せるといふ原則から出発したのであって、その原則は、最後まで守られているものだと思う。しかし、その原則が間違いであるということであれば、これは最初からやり直すべきである。
- 国大協として、第二次試験の内容を決めるということについて、絶対反対であるという大学がいくつかあるので、それはできないということではなからうか。
- 昨年実施された共通第一次試験実地研究においても高校の格差は明らかに現われている。したがって、内申書を重視することについては疑問がある。なお、第二次試験において適性を重視することになると、学力の面では従来と変わってくることになる。
- 内申書重視は現状ではなお問題があるが、何年か先を見通しての方向づけということである。
- 現在の入試では、素直に高校の課程を学習している程度では仲々入試に合格できない。したがって、入試成績をあげるには、より以上の学習が要求されるということになる。そこで入試問題が素直になれば、自然に高校の教育も正常化されることになるのではないか。
- そのような狙いで共通第一次試験が行われるものだと思うので、第二次試験についても特別な勉強をしなすむようにすべきだと思う。
- 共通第一次試験で課す数学Ⅰの学力では医

学部で学ぶ生理学の数式が理解できないので、数学ⅡB・Ⅲの試験をする必要があるとの意見がある。

- 平常の学習成績を評価した内申書を重視するということは建前としては当然だが、現実に各高校で評価の基準が違っている。
- それを心配すると改善に歩もつながらないので、それには目をつぶり、一応高校は同じであるという前提にたつて内申書を重視する。現実に高校の格差はあつても、内申書の概評がAの者は、入学後の成績には変りがないということを重視したいという考えである。
- 国大協が第二次試験は各大学に任せるといふと、3科目も4科目も課するような案が出てくる。
- 一般の教官は共通第一次試験についての認識が薄い。それで第二次試験に重点を置くようになる。
- 専門委員の方では、一次試験、二次試験を実施するやり方がよいと思つて、この試案を作られたのであろうか。
- 共通第一次試験の実施が決まつたからには、これをますますよくして行くことを考えなければならない。専門委員一同はこの案に同意している。報告書にあるように、共通第一次試験は国大協の方で考え、第二次試験は各大学に任せるといふことであれば、このような勧告的な試案は必要ないのであるが、この委員会の中だけでも、これだけいろいろ意見があるのであるから、他の大学ではどう考えればよいか、困つてゐるものと思われる。したがつて、ここで第二次試験のあり方の試案でも示すことになれば、参考になるのではないかと思われる。

- この案を国大協の委員会として示すとなれば、「第二次試験は独自でやるのが建前であるが、もし面接なり筆答試験をする場合があればこのような選考の方法もある」というように示す以外にないのではなからうか。
- 「独自」ということを受取り方が少し違うように思われる。国大協のガイドラインの方向を指しながら独自にやるということではなからうか。
- ガイドラインどおりにやれとは決めてない。各大学の自由である、ということの方にウェイトが置かれている。
- ガイドラインという言葉そのものに対しても反撥があるが、それは別として、この案を見るかぎりではよい参考になると思う。しかし修正の要がある。
- この試案にいわれている小論文と面接のことであるが、従来医学部の入学者の試験に医学部教官はタッチしてない。そして採点は試験を担当する医学部以外の教官が行っている。今度小論文や面接を行うとなると、その採点は誰が行うことになるのか。医学部教官だけでそれができるであろうか。また、面接のところの参考事項に書かれているようなことを、医学部の教官に理解して貰うために、これから教育することは不可能に近い。かといって、他の学部の教官では医学教育のことは分らないので医学部学生の適性を判断できない。したがって、この試案は参考にはなるが、大学によっては、実施することは困難であろうと思う。
- 他学部教官が参加することによって医学部の自主性が損なわれるということであるが、高校の調査書の評価にしてもそれは高校側で評価したものである。判定のために用いる資

料を作る段階で他学部の教官が参加しても、入学者の決定は医学部長であるので、それまでの過程での参加にすぎない。したがって、問題はないのではなからうか。

- この案を各大学に出すのであれば、意見具申ということではなく、第二次試験のガイドラインに沿ってやる場合の参考資料という名目で出すことになる。
- それではこの試案の趣意に反することになる。この試案は医学部としての入学者選抜方法のことをいっているのであり、単に第二次試験のことだけでなく医学部全体のあり方を論じている。本来はそういうものが必要である。
- 小論文と面接のことであるが、小論文のみで足りるのではないかという意見もある。面接もよいと思うが、一体何をきくのか。また面接によって適性を判定する能力を一般の教官がもっているのであろうか。また、小論文の代りに心理テストを行ってはという意見もある。ただ、これにはプライバシー侵害という問題を起こした例もあり、一部には抵抗がある。
- 面接を行うことは、小論文のみよりも、それだけの効果はある。また、小論文だけでも、学科試験だけやるよりは効果がある。面接については小論文を参考にしながら行ったが、それなりの効果があった。
- 理想的には面接を行うこともよいが、時間や労力のある関係がある。1.5倍くらいに足切りをすれば可能かもしれないが、多人数では実施が困難である。
- 入学者の選抜については、いろいろな角度から数多くの方法を用いてやるのがよいが、実行可能な便宜さというものも考えるべきで

ある。小論文、面接による判定については、その根拠がむずかしいという難点がある。

- 小論文を点数化することはむずかしい。
- 面接の判定は面接者によって差が出てくる。
- 国大協の基本方針は総合判定ということであるので、適格者を選抜するためにこの試案に示すような5段階によってしぼって行く方法はどうか。
- 理想としてはよいが、医師の適性をみるということではむずかしい。
- この試案のどこに医学部としての特徴がでているのであろうか。
- A段階（医学部が求める学生の資質、履修すべき教科を募集要項に明示する。）のところが特に関係する。それを受けて小論文、面接などにより適性を検することになる。
- 医学部だけが他の学部と違う特別な学生を選考するのだという意識をもつことは、総合大学の中であってどうであろうか。
- 現在の医学にあっては、やはり人を選ぶことは大きなことではなからうか。
- 問題点は、医学教育特別委員会として医学部における第二次試験実施案を出すべきかどうかということである。
- 国大協としては第二次試験には触れないのに、この委員会として第二次試験に関する提言をしてよいかどうか。各大学に共通第一次試験の趣旨を理解して貰うことはよいが、医学部だけについてやることは適切かどうか。研究グループとして書くのは自由だが、国大協として参考資料として発表してよいかどうか。
- この試案は考え方としては妥当である。こういう考え方を頭に入れて各大学で考えて貰

った方がよいので、参考という程度で各大学に流してもよいのではないか。

- 参考資料として流すことはいま決められない。医学部の人達の反応を打診してみる必要がある。これを出して効果がなかった場合に困ることになる。
- 国大協の中で医学教育に関する特別委員会が設けられているということは、医学部にはそれだけ特異性があるからではないかと思う。したがって、この委員会から、第二次試験のあり方について各大学が迷っている時に、参考としてこのような案を出すことは意義があるのではなからうか。
- 大学の中であって医学部だけが特別であるということを強調してよいかどうか問題である。特殊性ということを余りいうと別物のように思われてしまう。
- 医学の専門教育はわれわれが担当するが、医学部の学生はまず医学進学課程に入学することになっており、この入試については専門学部の教官はタッチしない。いままで入試について何もしていなかった医学部教官がこれから注文をつけることになると、それでは医学部は自由にやればよいではないかということになる恐れがある。
- 国大協の方針は、第二次試験については各学部、学科の特殊性を考慮して実施するということであり、それで工学部関係などでは横の連絡を取っている所がある。その趣旨からすれば医学部についても同様に考えてよいのではないか。
- 入学後の2年間は教養部で教育するので、専門学部の意向で一方向的に決めたら問題になる。
- いろいろな考え方は参考になるが、この試

案を委員会の名で出すことには問題がある。

- こういうことを各大学に知ってほしいとは思いますが、委員会として出すのは不適当な気がする。
- 本日は委員の出席も少ないし、意見も分かれていますので、委員会としてこの試案を出すことは決められないが、何らか別形式による伝達方法を考えたい。

以上のような意見交換があったのち、委員会としては、この試案を各大学に示すことはしない。しかし、専門委員会の意向も活かすかたちで、これの取扱いを委員長に一任することが了解され閉会した。

教養課程に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和52年4月28日(木) 10:00~13:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 飯島委員長
久保、福井、佐々木、若槻、武谷各委員
式部、佐久間各専門委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日は、私の学長任期がこの5月6日で満了となるので本特別委員会の次期委員長選出についてまずご協議を願い、ついで主題である教養課程の問題についての話題提供ということで、広島大学の総合科学部についてその状況を報告し、今後の教養課程についての問題点をご検討いただくことにしたい。

以上のように述べられて議事に入った。

議 事

1. 委員長の選出について

このことについて協議の結果、武谷健二学長(九州大)を委員長に選出した。

なお、飯島委員長の退任に伴う委員の後任には、新たに広島大学長に就任される竹山晴夫教授(広島大)に委嘱することが了承された。

2. 当面検討すべき問題点について

初めに委員長より、広島大学総合科学部関係およびその他配付資料について、それぞれ次のように説明があった。

(1) 全国大学総合科目調査(実施状況集計)

広島大学の総合科学部では文部省より特別教育研究経費の配賦を受けて、昭和51年度より3年次計画のもとに「一般教育における総合科目に関する研究」に着手した。その第一段階として、全国の国公私立大学について「総合科目」の開設状況を把握するため、そのテーマ、対象学生、開講期間、各テーマ毎の担当者数と受講者数、単位数、運営組織等の事項についてアンケート調査を行った。この報告書はその回答に基づきその実施状況を集計したものである。

(2) 広島大学における総合科目の現状(中間報告)

これは、広島大学における総合科目の現状について、これをサマライズしたものである。

(3) 国立大学一般教育責任体制に関する調査研究報告書

その2——一般教育改革を主題として——

これは、国立大学一般教育担当部局協議会(教養部を設けていない大学の一般教育担当部局関係者の協議会)の一般教育責任体制調査検討特別委員会が、一般教育責任体制に関する調査を行った第2の報告書である。なお、この協議会が要望していた一般教育主事の設置のことは本年度より制度化された。この報告書はそれ

に引続いて一般教育の基本問題を検討したものである。

なお、広島大学の総合科学部の状況については、同大学の佐久間、式部両専門委員から総合科学部の学生便覧その他の資料を基に説明を伺うことにしたい。

ついで佐久間専門委員より前記(1)の資料および総合科学部の学生便覧に基づき、総合科学部における一般教育の現状と問題点等について説明があり、これに続いて式部専門委員より配付資料（I D E No. 177掲載の「広島大学総合科学部」）を基に次のように広島大学総合科学部の一般について説明があった。

まず、教養部の改組・拡充の可能性として、次の三点が考えられた。

第一は、大学全体を学部課程としては教養課程とし、文、理、教養の教官が一緒になって学部4年全体を専門課程の前段階として共同に負担するという構想である。しかし、この学部の壁を取り払うということは波及するところが大きく、実現の可能性については乏しいということである。

第二は、教養部解体論で、教官は関連学部に分属する構想である。これについては、人数が多い語学・体育の教官団の処置の問題や、博士課程をもつ学部へ研究費が少ない教養部の教官が参加することが受け入れられるであろうかという難問がある。

第三は、教養部を母体とした新しい学部を設けるという構想である。これについては、その可能性を検討するうちにその結果として、総合科学部というものができた。この総合科学部というのは、どういう理念、方向をもっているかということ、大まかに二つある。その一つは他学

部における伝統的な専門教育と並んで、アメリカのリベラルアーツのような4年制の教育課程を設けるというものである。これは教養部の教官団の実態からきている考えである。

次に専門を最初に固定しないでやるということである。このことによって一般教育がより高度な充実したものになる。そして、その方策として学部をつくり、一般教育を高学年でもやるようにする。そうすることによって教官は一般教育担当、専門担当ということもなくなり、また学生としては専門を狭く固定しないで4年間過すことになる。

ところが広島大学には文学部、理学部があり、これと上述のような学部とはどう違うのかということがある。総合科学部がリベラルアーツだけというのでは余り存在意義がない。そのようなものであれば文学部、理学部をモデファイすればできる。それで、教官団の研究の方向をどう位置づけたらよいかということがあり、境界領域の開拓を同時に含めることにした。その場合、これを従来のような人文科学科、自然科学科というように区分しないで、広い視野から新しい分野をつくることを考えた。

次に学部の組織と教育のことであるが、この総合科学部の学科は総合科学科の1学科だけである。カバーする領域の広さにもかかわらず1学科制をとるのは、人文・社会・自然の諸分野間に可能な限り有機的な関連をもたせ、総合性を実現しようとする意図からである。履修上、次の4つのコースが設けられている。

- ①地域文化コース
- ②社会文化コース
- ③情報行動科学コース
- ④環境科学コース

学生数は120名で、コース決定は2年次の初

めである。コースに対応する教官団は大講座制としているが、その人数は6~20名と講座によってバラツキがある。語学も体育も講座制としている。そのようにして教官団の新編成をした。学生は4年間に他の学部でない新しいコースを履修する。そういう新しい方向での学部教育を考えた。なお、上述の4コースは学生の最終専攻科目としては広きに過ぎるくらいがあるので、実際には各コースとも2~5群による下位区分が指導上設けられている。

学部教育の方はそういうことであるが、一般教育の方はどうしているかという、全学の一般教育については総合科学部が「立案、実施の責任をもつ」とされている。「全学的支援のもとで」との共通認識はあるが、目下のところ他学部からは総合科目への参加がある程度である。総合科学部になってから一般教育はどう変わったかという、目に見える形で劇的に変わった点はない。これからの検討や工夫にまつ点も多いのであるが、全学の一般教育についていえば、制度や仕組みという面では大きな変更はない。その中で改革の重点方向とされたのは一般教育と専門教育の一本化である。この点では、設置基準にいう一般教育科目と専門教育科目の区別は結局そのまま保持されることとなったので、現在のところ、総合科学部の専門科目の相当数を一般教育科目に振替可能とする措置で、ある程度目標に近づく努力がなされている。他学部の専門科目についても同様措置がとられることになれば、事情は大いに変わるであろうが、現在のところ進展はない。これに伴うべきものとして、縦割りによる一貫カリキュラムの推進がある。この点では工学部が、学部進学基準撤廃により、高学年における一般教育受講の道を開いて積極的な姿勢を示している。他の学部で

は基準緩和の方策でこれに応ずるに止まっている。

次に学生指導の点であるが、学生指導の面で教養部時代と最も大きく変わったのは、入学当初から学生の在籍地を学部とするシステムがとられた点である。したがって、入学時からチューター教官が各学部に入れられ、学生の指導助言にあたる用意がなされることとなった。もっとも、総合科学部が1・2年次生の指導面から手を引いたわけではない。その授業の大部分が総合科学部で受講される点を考慮し、総合科学部の側でも、すべての新入生に対して別にチューターを立て、一般学部と総合科学部がタイアップして、いわば二重の指導体制をとっているのが実情である。休退学については、総合科学部の助言を参考として、学部で決定される仕組みである。

総合科学部の構想、実状は概ね以上のようなことであるが、総合科学部は教養部の仕事、学部の仕事、また博士課程の仕事と複合的になっているので問題も多いが、教官団も増員され充実したので、将来を目指して発展を図りたいと考えている。

これについて、委員長より次のような補足説明があった。

いま説明があったように、総合科学部は教育体制が整い、教官組織が強化され、固有の学生をもち、事務職員数も増員された。このように以前の教養部に比べれば改善することができたと思う。

第一は、従来の教養部は科目制であったが、この改正によって大講座制となって、博士課程が認められたので、教官当積算校費、その他の経費についても博士課程並に改善され経費的に

も余裕ができた。これによって今後、研究設備、教官の研究チャンス等については大幅に改善されることになった。学生経費については、従来の配分を踏襲しているので総合科学部の経済的内容は相当楽になっている。

第二は、体育と言語の取扱の問題であるが、言語については、大阪大、名古屋大等で新しい試みが先行しているので、言語センター、あるいはそれに類する新しいかたちが実現可能であるかどうか、現在検討中であって、その間、大阪大および名古屋大の経験を参考にして方向を決めていきたいと考えている。

次に体育関係については、現在福山に高等学校教員養成課程体育というのがあって、ここにかんがりの体育の教官団があり、それに総合科学部にも体育の教官団があるので、これを統合して体育学部を設けようということで、学内の方針はほぼ決定している。これによって、体育学部は、体育の教師、あるいは体育の専門家を養成することになるのであるが、その場合体育の教師だけでなく、社会体育面で良い活動ができるような人材養成とか、また、学校体育だけでなく、社会人体育、老年者体育、障害者体育というようなものも含めて、いわゆる体育専門学校的な体育学校でなくて、医学とも関連した幅の広い構想とする。そのような学部ができれば、そこに体育の教官を移籍し、カリキュラムも編成し、また課外活動の指導も担当する。

第三は、総合科学部の大学院の問題である。講座としては博士講座として整備されつつあるが、総合科学部が計画されたときに、新しいかたちの4コースの学生については、当初より修士課程を予定してカリキュラムを編成している。博士課程については総合科学部の上に設けるということでなく、連絡的な総合大学院、す

なわち全学的視野での総合科学という新しい学問分野の専攻研究科として新設する考えである。しかし、これについてはプロジェクトはできるが、組織的構成としてどうするかが当面の問題である。

第四は、学生指導体制の問題についてであるが、一般教育の学生については、専門学部と総合科学部の両面から補導体制を行うという手厚さになった。しかし、これが逆回転すると、どちらも責任をもたないということになるおそれもある。このようなことから学生部の立場が大きき側面をもつことになろう。

大体以上のようなことであるが、この総合科学部については4年経過したところでアセスメントして、再評価した上で今後の進め方を考えたいと思っている。

以上のように述べられたのち、次のような意見の交換が行われた。

- 総合科学部では、初めは教員資格の認定制度はおかない方針であったが、就職問題のことを考えると、その課程をおかないと具合が悪いということになり、これを設けることになった。
- 総合科学部の就職問題については、就職委員会をつくって、これから努力するということであるが、東京大学の教養学科の先例もあることであるので、それ程心配するまでもないのではないかとと思われる。
- 総合科学部以外の学生の進学については、何か条件のようなものがつけられるのであろうか。
- 医学部、歯学部には、クリヤーになっている進学課程があるので判定会議にかける。工学部は、全部進学基準を撤廃した。これは、

多少単位の不足があっても卒業までに取ればよいということである。その他の学部は、その中間であって多少のバラエティはあるようである。たとえば、語学の単位には厳しい学部もあるようである。

- 学生は初めの1年で一般教育をやり、2年で専門科目をやるということか。
- 一般教育は一応36単位、それに語学、体育をいれて56単位くらいである。1年次の制限単位は20~24単位で、2年次では語学、体育を主とし、そのほか落とした単位を取り、また専門基礎もとる。
- 総合科学部には、総合科学部の学生と他学部から来る学生の二通りがあるが、他学部から来ている学生に対するメリットはどのようなことか。また、教官は総合科学部となったことで活気づいてきたか。
- 考え方としては活気ということに一番重点を置いているが、研究のバラエティができた。教官のレベルという問題だけでなく、横の広がりができ、一般教育として考えられているリベラルアーツの伝統的な学科だけでなく、いろんな関心をもっている教官の講義が聴講できるようになった。また総合科目というのは従来からやっているが、これに加味して他の学科も取入れる。外国語等についても、今までのようなリーディングのみでなく、いろんな形式を取入れてコンビネーションをもたせて行うということが考えられている。活気については、改革によって条件がよくなったので良い教官が集まるようである。現在一般学部と総合科学部の間には違和感はないようである。
- 一般教育と専門教育の一体化、振替えの問題について一番大きい問題は他学部の理解で

ある。一般教育を、1年とか1年半とかいうようにされるとうまくいかない。

- 広島大学は現在、位置的な関係もあって専門学科、一般教養科目というように自由に聴講できないが、将来の新しいキャンパスの構想には、そのことも考慮するつもりである。
- この改革によって、現在の学生組織にどのような影響を与えるかということであるが、旧教養部学友会というものがなくなり、また教養部学生自治会というものも成り立たなくなる。課外活動のサークルは成り立つが、この学生組織のことは今後の課題である。
- 教養部の問題として、予算的に格差を生じさせないということが基本であるならば、教養部でなくて、これに代る学部を設けるということになるが、これは文部省は認めない。何か良い方法が考えられないであろうか。
- 文部省は他の大学が東大や広島大の真似をして次々に要求されては困るという意識が先だって、現在の一般教育の矛盾をどう解決するかということについての関心が薄いように思われる。一つの方法としては、この委員会で大学課の関係官に出席してもらって、一般教育の問題点をあげて説得する必要があると思う。定員増については総定員法の関係もあって困難な点があるとしても、予算面で考慮されれば相当改善できるのではないだろうか。このようなことから条件の設定についてこの委員会で検討することが必要であろう。大講座制のことなども検討に値しよう。

概ね、以上のような意見の交換が行われた。

最後に武谷委員から緒方道彦教授（九州大）の専門委員推薦の提案があり、これを承認して本日の会議を終了した。

教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和52年4月30日(土) 13:30~15:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 飯島委員長
九嶋, 岩下, 大田, 岡本, 田浦, 井上(友),
高橋, 井上(久), 大賀, 小野各委員
真下, 山田各専門委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり述べられた。

本日お諮りすることは、一つは、私の学長としての任期が来る5月6日に満了することになるので、後任の委員長を決めていただくことと、もう一つは、当委員会の研究課題として検討を続けてきた「大学における教育系大学・学部の設置基準」の問題について、小委員会において精力的に作業がすすめられ、近く完了の見通しにあるので、今日の段階での情況報告をいただき、今後の取扱い方についてご協議をお願いすること、の2点である。

以上二つのことが本日の主な議題であるが、委員長の選任は後に回すことにして、まず、「教育系大学・学部の設置基準について」の議題から入ることにしたい。なお、前回(51年11月5日)の議事要録が配付されているが、前回は文部省の島田教職員養成課長および谷口教員養成大学院大学準備室長にご出席いただき、教員大学院大学のその後の経過と今後の見通し等について報告を承り、それについて意見の交換を行ったので、その議事を中心にかなり詳細にまとめてある。これについては朗読は省略するので修正箇所等があれば後刻ご連絡願いたい。

以上のことが述べられて議事に入った。

○議 事

1. 教育系大学・学部の設置基準について

初めに委員長より次のことが述べられた。

この特別委員会が国大協で発足以来、私がこの委員長を務めてきたが、本特別委員会としては、まず、「教員養成制度の現状と問題点」に関するレビュー的な報告書をまとめて公表した(47年11月)。次には「教育系大学・学部における大学院の問題」についての見解をとりまとめて公表した(49年11月)。ところで、その当時から作業の予定として考えられていたことは、教員養成あるいは教育系大学・学部の設置基準の問題であって、これについては教大協等で議論もあるが、国大協としては国大協の立場でこの問題を基本的に検討してみてもどうかということである。もう一つは、いわゆる教育系大学・学部ではない一般の大学あるいは一般の総合大学の中で教員養成の問題をどう取扱うかということが大きな問題になっているので、その問題についても研究してみようということである。このように、初めに予定したプロジェクトの中ではこの二つの問題が残っていた。そこで、当面「教育系大学・学部の設置基準」の問題について小委員会を設け、岩下委員にその主査になっていただき、作業をすすめてきたが、その作業の過程の中で、第4のプロジェクトとして考えていた「一般大学における教員養成の問題」というのも、このたびの小委員会の研究の中に包括されることになった。それで、この研究報告書が完成すれば、一応、当面予定した本特別委員会のプロジェクトは一とおりのまとまりがつくということになる。できれば本日の特別委員会に完成したものを報告して今後の取扱いをご協議いただくことが望ましいと思っていたが、小委員会の方では、まだ多少残った点があるためもう一回くらい小委員会を開催してま

めの作業をしたいという要望があるので、本日はまず、岩下主査からおおよその経過報告をいただき、そのうえでご討議ならびに今後の取扱い方についてご協議をお願いしたい。

ついで、岩下委員より次のように述べられた。

小委員会は、昨年11月5日の特別委員会の後11月30日、今年2月19日、3月29日、そうして本日午前の4回開いた。それを各回に分けることなく全体をとおして経過の概略を説明する。

資料「大学における教員養成の基準について」は、小委員会が発足する最初の段階でこのようなテーマ、内容について研究しようということ考えたものである。ところが、先程委員長より話があったように、小委員会での検討の過程で「一般大学の学部の中における教員養成の問題」を、とくに一本の項目を立てて別個の報告書としてまとめるということではなく、この報告書の中に含めるという方針となった。それは、一般大学の中で教育系大学・学部の問題を考えるという意味からそのような結論となったもので、これに従ってこの報告書の表題も「大学における教員養成の基準について」ということにした次第である。そうしてその内容と作案分担は次のとおりである。

I まえがき……………飯島委員長

II 開放制とその課題……………大田委員

(大学基準、大学設置基準、免許法、省令を含む)

この第II項はその後変更となり、これを「大学における教員養成とその課題」ということにし、ここで、一般大学の教員養成問題もふくめて取扱うことにした。

III 教員養成における研究組織と教育組織

(1) 課程制について……………岩下委員

(2) カリキュラムの構造について

……………真下専門委員

この第III項は(1)、(2)とあるが、その後、若干変更になり、(1)と(2)をそれぞれ独立項目とした。すなわち、(1)の部分をIII「教員養成における研究組織と教育組織」ということにし、ここで教育系大学・学部の場合を中心に検討し、その中に課程制の問題を含めることにした。そして、(2)の部分はこれをIVとして別立てにして取上げることとした。

IV 教員養成改革の実践と構想について

……………山田専門委員

上述の経緯からこのIVはVに繰り下がるが、ここでは、具体的には教員養成に関する大学改革の実践と構想についてということと述べることにしている。

総括……………岩下委員

以上のようなかたちの報告書を考えているわけであるが、これの作業の進捗状況について述べると、IIの「大学における教員養成とその課題」とIIIの「教員養成における研究組織と教育組織」については、すでに草稿が提出され小委員会では一応の検討を終えた。

次に、IVの「カリキュラムの構造について」とVの「教員養成改革の実践と構想について」は、前後関係等からその焦点が容易に決まらないということもあって、若干遅れているが、「カリキュラムの構造について」は、本日午前の小委員会に一応の草案ならびに残る部分の構想の紹介があった。また、「教員養成改革の実践と構想について」は、ほぼ9割程度まとまった草稿の報告があり、それを検討した。この二つについては小委員会としては原案をまとめてもらって、それを小委員会のメンバーに配付

し、その段階でもう一度小委員会を開き全体を通して検討を行う予定にしている。最後の総括のところは全部の原案ができたところでどのような内容のものにするかを相談することにして

いる。
なお、小委員会の希望としては、飯島委員長

の学長としての任期が5月6日をもって終ることになるということであるが、この一連の報告書については、初めからご心配をいただいていたので、飯島委員長のもとでこの作業が完了できるように引き続きご協力をお願いしたい。

ついで、委員長より次のことが述べられた。

これまで小委員会で検討された個々の内容については、全体の原稿が整理できた段階でご覧

いただいて審議願うこととし、本日は内容についての細かな報告はその際に譲るとして、これまでの作業経過は、いま報告のあったとおりであるということ

を了解することにしたい。したがって、小委員会の作業は継続していただき、5月の下旬ないしは6月の初旬にもう一度小委員会を開催して小委員会としての原案をとりま

とめていただくことにしたい。

ところで、わたくしは本日をもってこの委員会の委員ならびに委員長の任を終りたいのが念願であるが、この課題の作業がいま報告

いただいたような経過になり、わたくしにもまだ責任が残っているということであるので、ここで、ご承認があれば臨時委員として暫く継続させて

いただき、次の小委員会でまとめられる原案をわたくしの手許まで送付いただき、それに「まえがき」等も小委員に相談のうえ付け加え、あるいはわたくしの責任において全体的に見直しをして、かたちを調べてこの委員会に提出することにしたい。この委員会としては、それを最

終的に十分ご審議いただき、そのうえで理事会

・総会に報告あるいはそれについて各大学の意見を聞き、それによって最終的に整理をして公表するということになるが、その作業の運びは次期委員長にお願いすることになる。私としては、この報告書の原案のとりまとめからこれを委員会に提出のところまでをお世話させていただいてわたくしの責任を終えることにしたいと考えているので、その点よろしくご協議をお願いする。

これについて異議なく承認された。

2. 委員長の選任について

初めに委員長より次のことが述べられた。

委員長の選任は普通には選挙の方法によるのであるが、話し合いによって決めることもできるであろう。ところで、この特別委員会の発足した

当時は、教大協の組織と国大協の第7常置と称していた委員会の組織とが、メンバー的にもかなりオーバーラップして

いて、教大協の方の仕事の独立性と国大協の方の常置委員会としての性格というものが全く曖昧であるということが問題になり、そのような経緯もあってこの特別委員会を組織することになった。そのようなことから、本特別委員会の委員にはいわゆる教育系大学、教員養成をもつてはいるが総合大学というウエートが大きい大学、それに教員養成学部をおかない大学からも入ってもらって、国大協の立場から大学における教員養成問題を考えていこうということになった。そのような雰囲気

でこれまで運営されてきたので、ここ数年の間で教大協での仕事と国大協の特別委員会の仕事に、自らそれぞれ一つの性格ができてきたように思われる。したがって、次の委員長の人選ということについては一般大学、教育系大学

ということにあまり拘る必要はないように思われる。

これに関して次のような意見が交された。

- これまでの経緯からして次の委員長は一般大学から選ぶのが望ましいと思う。
- この特別委員会はいま進行中の作業が完了すれば解散ということになるのであろうか。
- この特別委員会は、はじめは常置委員会であったし、他の特別委員会とはやや異なる性格があり、内容的にもいわば永続性をもった問題があるといえる。今後に残されている問題としては、第一は、いま進行中の新構想の教員養成大学院大学の問題がある。これの成行き如何によっては、国大協として引続きフォローアップしていく必要があると思われる。第二は、教育系大学・学部^の大学院の問題である。教育系大学・学部^の修士課程設置はまだ僅かに緒についたばかりで、その後の進展はないので、これについても国大協は関心を払わなければならない。第三は、教育系大学・学部^の整備の問題である。これについては、今度出される報告書の中に、かなりのアウトラインが出てくるであろうところの基準の問題、カリキュラムの問題、構成の問題等についても、今後、各大学の実情に合せて前向きにすすめていくという問題がある。第四は、昨年、第2常置から回付された教育実習の問題である。これについては実習を引受けてくれる学校の確保に各大学は困り果てているという状況にあり、それに加えて近年教職課程志望者が増えてきて、これに対する教官の手当が甚だ不十分であるという問題がある。これについては、国大協として実態調査等を行って、その対策を検討する要があると

も思われる。教員養成大学・学部に関する問題としては、さしあたって以上のような諸問題が考えられるので、この特別委員会は当面休会ということにはならないと思われる。

- 教員委員の身分はどのようになるのであろうか。
- この特別委員会には地区毎に3名の委員が参加しており、その3名の内訳は、その地区の教員養成大学の学長、その他の大学の学長、それに教員委員という構成になっている。なお、特別委員会というのは、ある特定の目的を持って設置されているので、その委員は常置委員会の委員のように2年毎に交代というわけにはいかない。
- 特別委員会の委員には決まった任期はない。担当している課題のメドがつくまでやるということだが、教員養成制度の課題はいわば永遠的ともいえる。それで委員の交代については運用の問題として、あるいは今回の3回目の報告書が完結した段階で、将来のマンネリ化を防ぐ、あるいは新鮮な考えを導入するという意味において、先程の地区ごとの構成上の原則を維持したうえで委員の交代ということを考えてもよいのではないかとも思われる。
- この特別委員会の委員長は教育系大学の学長でない方がよいように思われる。教育系大学は単科大学的色彩があるが、いまここで問題になっているのは単科大学の問題ではないので、総合大学系の学長に委員長になって貰った方がよい。

概ね以上のような意見が交されたのち、次期委員長は、本日欠席だがまず神戸大学須田学長の都合を伺うこととし、その折衝は飯島委員長

に一任された。

3. 自由討議

以上をもって本日の議事を終り、続いて自由討議のかたちで次のような意見交換が行われた。

- 今回の報告書を考える過程での私の印象を述べると、教員養成は大学において行うということが基本原則になっているにもかかわらず、教員養成制度の改革というのは、いわば悉く文部省のイニシアチブによって行われている。国立大学が自発的に改革を打出してそのすじをとおしたという例が発見できないという状況にある。そこで、この特別委員会を今後も継続することは極めて望ましいことであるので、教員養成改革のいわばイニシアチブを一度ぐらいはこの委員会がとる必要があることを痛感した。
- 今回の報告書では、かなりケーススタディ的なものが出されることになるのではなからうか。
- そのような問題の掘り起しをやった。また、積極的に基準を維持し、それを向上させるために、国大協はこのような提案をしたいという方向での討議になっていった。
- 教大協でいま一番の問題になっているのは大学院の問題である。それには、大学院を創設するという場合に、その基礎になる学部の現状が千差万別であるという問題がある。それと、学部における教育・研究というのが免許法に強く縛られているという現状が教員養成の場合にはある。そのため教員養成大学・学部では免許法で要求されているものを満たすのがぎりぎり一杯で、それをいかにオーバーして教育をやり研究をやるかという余地は

殆どない。そして、そこどころに全ての問題が集中している。たとえば、教育実習の問題にしても免許法にあるからやるということになる。

次には、教大協で議論をして一つの案がでて、大学によって基礎となる学部に差異があるということがガンになって、それでは困るという強い反対意見が必ず出てくる。それで、教大協では基準案ができたけれども、これを歓迎する大学と、これに反対する大学がある。その差異については漸次かなり整備されてきたが、発足段階における各大学の条件の違いは依然として残っている。それを現状に合わせて学科目省令化したというだけで、その際に足りないところを補ったという実績はないが、極言すればスタートの段階での問題がそのままのかたちで続いているというとなえ方は否定できない。

ところで、単科の教員養成大学では、問題を直接概算要求に乗せることによって、ある程度の改革はできる。しかし、総合大学ではそれがかなりむずかしい問題である。

- そのような問題のあったことが国大協の第7常置を改組しようという理由の一つでもあった。
- 教員養成大学では一体何を研究するのかという議論もでてくることがある。
- 教員養成大学・学部における研究教育態勢は、たとえば、物理の場合についていえば、物理学そのものというよりは、物理教育の研究と教育でなければならないというかたちであってほしいものである。
- まず第一は、それをやらなければならない。しかし、それだけではすまされないということである。ところが、次の段階のことを

やるには、それに対応する施設・設備は全くないということである。そうして、物理の研究・教育をやるといっても、高校以下の教科としての理科・数学というのは、文部省レベルで教育課程審議会で諮って設定されるのであって、そこには大学における教科の研究・教育の研究というものはない。ただ、指導要領がでたらそれをいかに教えるかということで非常に次元の低いものになっていく。

- 教大協で設置基準案をまとめて教職員養成課に提出した。しかし、文部省は私学への跳ね返りと財政面の問題からその実現を渋っている。
- 学科目の中で理科教育が確立されたのは極く最近である。しかし、理科教育と他の学科の教育の関連が明確に掴めていないために、施設・設備にしても十分補足しがたい状況にある。したがって、学部設置基準要綱も他の学部にはあるが、教員養成の学部にはいまだにできないということで、建物基準にしても他の学部は講座・学科目を基礎に算定されるが、教員養成の学部はいわゆるドンブリ勘定ということにならざるをえない状況にある。それにしても、単科の教員養成大学の方は充実の方向に向っているのであるから、総合大学の教員養成学部にもそれを当倣めするという方針をたててもらいたいものである。
- もう一つの問題は、総合大学という視点からみる問題がある。地方の、学部の少ない総合大学的な要素のない大学で、たとえば工学部と教育学部だけの大学の場合には、その教育学部は教員養成学部として整備することも必要であるが、一つのユニバーシティがその地域にあるという考え方からすれば、単に教

員養成学部として整備されるだけでなく、総合大学としてみた場合に、地域社会の人文・自然系の諸々の要求に応じられる程度のシエアを導入して整備すれば、現在よりは余程よくなるであろう。また、そのようなケースに当る教育学部もあるのではなかろうか。教員養成大学・学部の整備にはもう少しダイナミックな仕方があるのではないかと思う。

それから別の問題ではあるが、最近、アメリカでは障害児の扱いを区別しないという情報が伝えられたが、これは、わが国の現実の問題として将来の障害児教育に影響があるのではないか。

- わが国では54年度から障害児教育が義務教育化されるとのことであるが、これの対応は容易なことではない。
- これは、ひいては養護学校の問題、特殊学級の問題、障害児教育の問題に抜本的な改善策を講じなければならなくなる問題になる。
- この問題は、当該の学校に受入れるということだけで解決できる問題ではない。受入れの問題と同時に、障害児に対する治療・教育の専門家の協同ということが不可欠の問題である。その意味では、ある地域として障害児を教育するためのシステムが必要になる。ところが、そういう問題を弾力的に受止めるようなシステムに、現在の教員養成大学・学部ができていない。いわゆる課程制はいわば定食メニューのようなかたちになっていて、ダイナミックにいろいろなスペシャリストを養成するという対応ができない仕組みになっている。それができるような態勢を整えることを最低基準にして教員養成大学・学部のあり方をたてていかなければならない。単に障害児

を普通学級に受入れただけでは問題の解決にはならない、それを受止める教師がいなければならぬ。

- この問題について一、二の成功例をPRするときには、一定の条件があってその支えによって成功したということを言わなければ、一般には本当のところはわからない。
- 教育の問題は一人一人の生きた問題が提起されるので、それを受止める態勢が固定しては何もできないのであって、ダイナミックでなければならない。
- 現在の大学は、戦前の大学を原理的に洗い直すことなく、したがって、ある程度の惰性がついて、そこに接続して出来上っている。それが教員養成大学・学部の場合は一層極端であるといえる。
- 教員養成大学では教科の研究をやるんではないが、教科の研究者を養成する道はない。そこに大学院の問題の中心があるが、博士課程設置への道は遠く学内では後継者は育たない状況にある。旧帝大の協力という問題にしても、博士課程を終えた者が教科の研究に興味をもつまでにはかなりの年月がかかる。教員養成大学の修士課程を修了する修士にしても、教科の研究よりは学問プロパーの研究に興味をもつ年代である。それを教科の研究に向けるのは容易ではない。
- 学問プロパーの方は一見むずかしいように見えても、ある程度の道が開けているので入りやすいが、教科の研究の方は、まだ、未知の分野であって、先輩も少なく容易く取付きにくいということではなかろうか。したがって、博士課程をもっている大学で、教科の研究にも興味をもつような博士を育てる努力をしなければならないであろう。

- 学問プロパーと教科プロパーとの間を媒介するものとして学問の認識論の問題がある。更にこれを掘り下げていくと発生的認識論の問題がある。その認識論や発生的認識論というものを介在させると橋渡しができる。その辺のところはまだ問題にされていないというところが、いま論じられている問題点だと思う。しかし、これは同時に学問プロパーといっている部分も、認識論の部分を問題にしないと発達が遅れるということもありうる。したがって、学問プロパーの方も教科プロパーの方も、両方とも克服しなければならない共通の課題をもっているという問題性が相互に自覚されていく必要がある。
- 学問プロパーといっても自然系の学問は、この50年の進歩は認識論や原理論の進歩とはいえない。それはテクニカルなアプローチの進歩が支えているのである。自然の根本認識の問題とか、学問形態の根本的な問題は、19世紀のある年代から殆ど置去りになっている。それが正に総合大学的課題であって、教員養成の悩みは、総合大学が当面している基本問題にかかわる課題だといえよう。したがって、この特別委員会に課された問題はまだまだ多くのものがあるということを認識しておきたい。

4. その他

- (1) 小野委員は4月1日付をもって大分大学を定年退官されたが、今回の報告書が完結するまで臨時委員を委嘱することになった。
- (2) 次回は、6月4日(土)(10:00~13:00)に小委員会を開催し、報告書案の全体を通して検討し、まとめを行うこととした。

科目別研究専門委員会委員長会議 議事要録

日時 昭和52年2月23日(水) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤実施方法等調査専門委員長, 湊(実施方法)委員

今井(国語), 戸田(数学), 阿部(倫社), 林(政経), 久村(世界史), 岩本(地理), 若林(基礎理科), 鈴木(物理), 野村(化学), 山田(生物), 岩生(地学), 垣田(英語)

以上の委員長または委員長代理, (日本史)は欠席。

岡本入試改善調査委員長は公用で欠席。

加藤(実施方法)委員長が座長となって開会。

議 題

1. 報告書のまとめについて

湊委員から概略説明があった。

- (1) 国大協としては最後の報告書となる。
- (2) 今年度までの調査研究の全ぼうが盛り込まれる。
- (3) 報告書の目次について説明。

科目別委員会からの報告のうち, 委員会開催日程を省略したい旨を申し出た。国語のみ, 原稿を訂正することで各科目委員長とも了承した。

2. その他

加藤委員長から, 大学入試センターにおける教科専門委員会問題作成部会の組織等について構想の概略を説明した。

- (1) 16の科目等問題作成部会を設置し, 各部会は約12名の委員で構成することとなろう。
- (2) 各問題作成の部長は教科専門委員会の委員となると同時に大学入試センター研究部評

価部門の客員教授に併任となる。

- (3) 問題作成部会は大学入試センターで開催し, 問題作成にあたる。その開催の頻度は年間約10回(1回3日)程度となる。

については, 入試改善の調査研究の経験を継承する意味で, 今までの委員のうちから3~4名は大学入試センターの問題作成委員の候補者として推薦する必要がある。

これは大学入試センター設置に伴う今回限りの臨時措置であって, 入試改善調査委員会はこれらの委員を大学入試センターに推薦することにしたい。この推薦方法について協議願いたい。

ついでこれに関して質疑応答が行われた。

- 委員の構成だが, 地理AとBが同じ部会で作られるなら, 部会の中で2つに分ける必要がある。
- 国語における現代国語と古典I甲についても考慮してほしい。委員の数をふやす必要がある。
- 以前, 高校教諭をモニターとして委員会に入ってもらった例があるが, 問題作成部会の中に入れるつもりはあるか。
- 国立大学の教官のみで構成することとしたい。
- 問題作成の年間スケジュールはどうなるのか。
- 本年は7月中旬までに3組(試行テスト用, 本試験用, 追試用)10月末までに2組(再試験用, 予備用)を作成しなければならない。
- 初年度はスケジュールが厳しいから委員を増員したらどうか。
- 予算の関係で困難であろう。

- 試行テストの問題と本試験の問題は質が違うのか。
- 試行テストといえども本番の試行だから、共通第一次試験の問題と同質のものを作ってほしい。複数の試験問題を用意しておいて本番の直前に「この問題を使う」ということにしたい。
- なぜ、そんなに一度に早く問題を作る必要があるのか。
- 試行テストの問題は11月までに印刷を完了しなければならない。共通一次の試験問題は、45万人分を印刷するのに1組につき約100日を要する。印刷工程上、早く原稿を入れる必要がある。
- 年度の前半に問題作成が集中するのは困る。夏休みに実習や出張が多いので、出張して問題作成にあたるのは困難である。(自然科学系)
- 問題作成の資料を探すため、図書館の閲覧を考えておいてほしい。
- 問題作成の委員であることが公表されると困るのではないか。
- 客員教授となる委員の氏名は公表されるが、個々の委員は公表しない。
- 委員の条件はどうであろうか。
- (1)子弟に3年間は大学志願者のいないこと。(2)任期は2年～3年で、 $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{3}$ かは交代する。
- 参考書・教科書の著者や予備校の先生は困るのではないか。
- その他にも考慮してマニュアルを作っておく必要があろう。

最後に加藤委員長が次のようなまとめの発言を行った。

科目別研究専門委員会の委員のうちから大学入試センターの教科専門委員会問題作成部会へ推薦する手続を次のようにする。

- (1) 実施方法等調査専門委員会委員長は入試改善調査委員会委員長と協議のうえ、各科目毎に委員候補者の推薦に当る相談員を選定する。
- (2) 相談員は特定の大学に偏ることなく、実施方法等調査専門委員会委員長と協議のうえ、委員候補者を選定する。
- (3) 実施方法等調査専門委員会委員長は(2)により選定された委員候補者を大学入試センターに推薦することについて入試改善調査委員会の承認を求める。
- (4) 入試改善調査委員会は承認した委員候補者を大学入試センターへ推薦する。
以上が了承され、閉会した。

実施方法等調査専門委員会 議事要録

日 時 昭和52年1月26日(水) 13:30～16:00
場 所 如水会館集會室
出席者 加藤委員長
湊、小野、清水、川村、竹村、三上、永田、秋田、細川、片山、上垣内、具島各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長より次のとおり挨拶があった。
国立大学共通第一次試験のことについては、昨年の秋の国大協総会でこれの実施について「昭和54年度大学入学者選抜から実施可能である」との結論が出され、これの実施に要する昭和52年度予算概算の要求を行った。この予算折衝は難航したが、入試改善調査施設関係者のご努力で、既に新聞報道等でご承知のような結果とな

り、いよいよ本格的にこれの実現に向かって具体的準備を進める段階となった。次に前総会において決まった「各大学における第二次試験のあり方についての連絡調査」のことについては、前回（12月3日）の本委員会で審議した案に基づき各大学宛に依頼した。

以上のようなことで、本委員会での作業もこれでいよいよ大詰めを迎えたが、残された問題として本年度の調査研究報告書の作成のことがある。これについては前回の委員会で概略ご協議願ったが、本日さらにその内容についてご検討願いたい。それと、今一つの問題として、公立大学協会から本協会に対し、「国立大学共通第一次試験の成績資料の利用の依頼」の申入れがあったので、これに対する態度決定のことに関し本日ご審議をお願いしたい。なお、以上の点については、本日午前中に開催された小委員会で協議を行い一応の考えをまとめたので、それをふまえてお諮りするのでもよろしく願いたい。それでは、まず前回の議事要録と本日の配付資料について田保橋入試改善調査施設総主幹より説明をお願いしたい。

以上の挨拶に続き、田保橋総主幹より前回の議事要録の要点の説明があり、これを承認した。ついで配付資料の説明があり、このうち以下の2つの事項について概略次のような報告があった。

(1) 国立大学共通第一次試験に係る昭和52年度概算額の概要について

去る1月20日に昭和52年度予算の政府原案が決まり、国立大学共通第一次試験に関する予算も計上され、54年度から共通入試実施の方向が決まったので、52年度に大学入試センターを設置してその具体的準備を進めることになった。なお、52年度の事業として、国立80大学を試験

場として高校生等8万人を対象とする試行テストを実施することになっている。ただ、今回の予算額が概算要求を下回った関係で予算の組替えをする必要を生じ、資料4の「概算要求と予算額の対照表」にみられるように修正されることになった。その主な修正点は以下のとおりである。

- ① 大学入試センターの「所要人員」については、昭和52年度52人（うち教官5人）を要求したが、これが28人（うち教官3人）となった。これに伴って研究部門5部門、管理部（2課）、事業部（2課）の要求が、52年度については、研究部3部門、管理事業部（2課）となった。
- ② 「施設」については、当面、東京教育大学農学部の既存施設の一部を改修して使用することになった。
- ③ 「設備」については、大型計算機、マークシート読取機（外国製機種5台必要のうち3台）を要求したが、これが大型計算機、マークシート読取機（外国製機種2台）となった。（53年度に読取機3台購入予定）
- ④ 事業関係の「試行テストの実施」については、高校生等10万人を対象として全国立大学を試験場として実施することを要求したが、これが高校生等8万人を対象として80大学を試験場として実施することになった。
- ⑤ 「本試験の実施準備」としての試験問題の作成、印刷、保管等については、52年度は試験問題の印刷は3教科分とし、残りの2教科分の印刷と解答用紙の印刷は翌年度回しとすることにした。
- ⑥ 「所要経費」については、総額3,087百万円を要求したが、これが1,393百万円（施設整備費100百万円を含む）となった。

① 「各大学の実施体制の整備」については、入学主幹等の配置計画に基づき所要人員（約120人）を52～54年度の3年計画（52年度34人）で整備することを要求したが、これが入学主幹等の既配置26大学52名に加えて、昭和52年度については18大学18名（6大学に主幹，12大学に係長）の配置ということになった。（残りは53～54年度要求）

なお、大学入試センター（仮称）の「性格」については、「国立大学共同利用機関とする」という原案がそのとおり承認された。ただし、この名称が「大学入試センター」ということになるかどうかは未定である。

(2) 全国盲学校長会からの申入れについて

過日全国盲学校長会会長より岡本入試改善調査委員会委員長に対し、共通第一次試験実施の際における盲学校生徒の受験に関し配慮方の要望があり、このことについて去る1月10日に文部省会議室において会長以下国大協首脳部と全国盲学校長会関係者との会談が行われた。その要望の趣旨は、共通第一次試験の際に視覚障害受験生に対し配慮してほしいということで、具体的には、①従来の大学入試の際におけるように試験問題を試験開始前の数時間に点訳するという方法では、全国共通入試の場合には処理が困難と思われるので、適当な処置を考えてほしいということ、②受験場の問題——身障者の受験に不便を来さない適当な施設を配慮してほしい、ということであった。

これに対し、当方としては、①の点訳の問題については試験問題を入試センターで事前に点訳して各大学に配布することを考えている、②の試験場の問題については盲聾学校の施設を利用するとともに、解答も点訳でなく介助者が受験生の答をきいて解答用紙にマークすることを

検討している、という回答をした。先方ではこの回答に満足の意を表したが、この身障者の受験の問題については、視覚障害者のみでなく、身障者一般について検討する要があり、今後全国高校長協会の特設学校部会とも話合って詰めを行う必要があると考えている。

なお、この問題に関連し、国大協第2常置委員会の佐藤専門委員（東京教育大学教授）より「視覚障害受験生に対する国立大学共通第一次試験の実施についての意見」（資料3）という文書が第2常置委員長宛に提出されているが、この意見書も参考にしてほしいとの盲学校長会側の要望であったので、これを十分参考にする旨答えておいた。ただ、この意見書の中にある「点字による共通試験実施上の問題点」の項に記されている漢字や地名等の点字化や図の点図にはむずかしい問題があり、視覚障害受験生の試験問題をどうするかという問題がある。また、視覚障害受験生は点字を使用する関係で試験時間も一般の受験生より延長しなければならないという問題もある。さらに弱視者に対する処置の問題等もある。それで、これらの問題については入試改善調査施設の方で検討し、試験問題作成委員会とも協議して解決を図りたいと考えている。

なお、その会談の際、先方に対し、共通第一次試験を受験しても大学・学部等の特性によって、必ずしも第二次試験の受験資格が発生するものではないことを伝えておいた。しかし、身障者の第二次試験や入学後のことについて、各大学は今後十分検討する要があると思われる。

ついで委員長より次のとおり述べられた。

盲学生その他身障者の受験には、試験問題や試験場設定等の上での技術的な問題がある。こ

これらの点についてはそれを検討する委員会を設けて対応しなければならない。今一つの問題は、身障者が第二次試験を受ける場合の各大学の処置の問題である。この場合、共通第一次試験における技術的内容を利用することができるが、合格後の受入れのことが問題である。このことについては理念論と同時に技術的問題についての対応を考えなければならない。共通第一次試験の方で身障者の受験が先行するので、各大学においてもその趣旨に即して検討して貰う必要があると考える。身障者、特に視覚障害者の場合、文科系への入学は可能だが理科系は困難である、というような問題もあるが、身障者の大学受入れについては以前から国大協で取上げている問題でもあり、その線に沿って対処して行く必要があると思われる。この問題については午前中に開かれた小委員会で、その具体的な姿については特定の委員会では検討を進めるということにした。その課題としては、①問題作成と試験場設定、②第二次試験との関係で各大学の体制整備を図ること、などが挙げられる。

以上のような説明に対し、視覚障害者のみでなく身障者全般について考えるべきこと、身障者の受験もできるだけ普通のものと同様な方法で行うべきこと、大学は身障者受験の相談に対応できる準備をしておくこと、学科の特性により受入れに制約があること、などのことについて意見交換があった。

圖議 事

1. 公立大学協会からの申し入れについて

このことについて田保橋総主幹より次のとおり説明があった。

去る12月7日付で公立大学協会会長から国立

大学協会会長宛に「公立大学の国立大学共通第一次試験成績資料の提供方依頼について」という要望書が提出された(資料2)。これは12月7日の公大協臨時総会で決定されたもので、その趣旨は「公立大学としても昭和54年度の入学志望者から国立大学共通第一次試験の資料を利用したいのでその提供をお願いしたい」というものである。この要望書は同日公大協会長から国大協会長に手交され、また文部大臣にも同趣旨の要望書が提出された。

このことについては、国大協としては共通第一次試験の実施の任に当るわけではないので、この申出に対し承諾を与えるという立場にはないが、国立大学の共通入試の実施に支障を来さないなら結構であろうとの態度で対応した。ただ、この問題については細部の事務的取決めに要するので、急遽事務サイドで検討を行い、去る1月5日に当方と文部省、公大協事務局との三者で検討事項について事務的折衝を行った。その内容は「資料2」にあるとおりで、以下のような事項である。

- ① 公立大学の参加について実際上の手続は、公立大学全体として行うこととなるか。又は各公立大学(又は各公立大学設置者)毎に行うこととなるか。
- ② 全公立大学が参加することになるか。一部の公立大学が抜けることも考えられるか。
- ③ 公立大学に入学を志望しようとする者は、国立大学共通第一次試験受験時点では、まだ公立大学とは特別な関係を生じていないが、これらのものをどう位置づけるか。
- ④ 実施上の諸問題について(受験手続をどうするか一受験料の問題も含めて。国立大学共通第一次試験実施については協力はどの程度可能か。各公立大学の入学志願者に対する国

立大学共通第一次試験受験の周知方法、時期をどうするか。成績資料等の提供時期、内容及び提供を受けた成績資料の取扱い（総合判定、成績判定、成績非公表等）等は、公立大学の場合も、国立大学と同様の方針で取扱うことが可能か。）

⑥ この問題に関しては、各公立大学は設置者の協議を必要としようが、どのような状況か。

公大協との第1回の打合せにおける検討事項について以上のような紹介があり、続いてそれぞれの事項に関する折衝経過の概要について説明があったのち、その後の状況および今後の見通しについて次のように付言された。

この日の打合せに基づいて、公大協側は去る1月11日の正副会長会議にこれを報告し、さらに昨日、総会（事務局長を含め）を開いて協議を行ったが、公大協としての結論は来る2月22日に再度開かれる総会で出される予定となっている。それで、国大協としてはその結論をふまえてこの申入れに対する回答を行うことになろう。

ついで委員長より次のような補足説明があった。

公立大学が国立大学共通第一次試験に参加したいという話は前々からあったが、その当時の話では国立大学でこれが実施された翌年頃より公立大学も参加したいということであった。それが今回、国立大学が実際にスタートする昭和54年度から参加したいという申入れとなった。この公立大学の参加についての問題点は、国立と公立とでは設置者が違うという点であり、その点から先程説明があったような諸問題が生じてくる。そして、これらの諸問題が解決しないことには参加の実現はむずかしいので、午前中

の小委員会では2月末に出される公大協の結論を待ってから検討しようということになった。

以上の説明に対し概ね次のような意見交換があった。

- 公立大学の参加を引受けるとした場合、共通第一次試験の受験者数が増大するが、現在考えられている実施機構で処理が可能か。
- 現在の構想では、国立大学共通第一次試験受験者数は約45万人と予測して設定している。公立大学が参加した場合、その志願者がこの45万人の内数に入るか外数になるかが問題である。大学志願者数については、去る12月25日締切りで各高校に対し大学志願者数調査を依頼した。その集計結果によると、大学志願者数は73万人、うち国立関係は30万人ということになっているが、変動要素があるので確定的なものではない。しかし、公立大学の分がふえても、当初予定していた45万人で納まるのではないかと考えている。
- 公立大学が参加することについての一番の問題点は、これにより国立大学の共通入試の実施に支障を生じないかどうかということである。公立大学では共通第一次試験の趣旨、内容について国立大学ほど理解が徹底しているかどうか。単に試験問題だけを利用するということにとられるのでは困る。
- 具体的には公大協の意思表示があってから考えるということにならざるを得ない。
- 公立大学33大学の足並が全部揃うかどうかまだ確認できない。先方の回答待ちということだが、概念論として公立大学の参加はよいかどうか。
- 短大も一緒に参加させてほしいとの話もあったが、短大は次元が違うのでお断りした。

この問題については国立短大協議会の方からも非公式の話があり、昼間部の医療技術短大では参加したい意向があるようであるが、夜間部の短大は社会人の入学が多い関係で参加には消極的であるようである。文部省としては、参加、不参加バラバラは困るという考えであり、いずれにしてもこの短大参加の問題は当面は間に合わない。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

この公立大学の国立大学共通第一次試験参加の問題については、来月末の公大協総会の結論を待って改めて考えることにしたい。このことに関する問題点は先程説明があったような事項であって、それらの点が円滑に処置されることが前提となる。

2. 報告書の項目(案)について

このことについて田保橋総主幹より、資料5「国立大学入試改善調査研究報告書項目(案)」に基づいて次のとおり説明があった。

本年度の調査研究報告書は、国立大学共通第一次試験に関する国大協としての最後の報告書となるので、従来の報告書のように会議録を羅列するという形でなく、これを読めば共通第一次試験の全容が理解できるようなものを作りたいと考えている。その内容は次の5つの柱に分れている。

I 「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善」に関する調査研究等の経緯

II 共通第一次試験実施に関する概要

III 実地研究

IV 各種資料

102

V むすび

(参考資料) 共通第一次試験実地研究試験問題

なお、Iの「経緯」については、既にまとめて各大学にも送付した資料7<「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善」に関する調査研究等の経緯>を基にして作成する。そのほか別紙として、入試改善に関する国大協総会における「意見」、文部大臣宛に提出した「要望書」、各種委員会名簿を付加する。

IIの「概要」については、これも既にまとめて各大学に送付した資料8<「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善」の概要>を骨子として作成する。なお、(1)の「趣旨」の個所には48年度以降の報告書で述べられている趣旨を総合的にまとめて書く。また、今年度において検討した実施時期の問題、正解例公表の問題、試験問題の配点公表の問題、英語A出題の問題、高校側の意見反映の問題等をこの「概要」の部分で詳述することにする。

IIIの「実地研究」については、従来の経過報告のほか、本年度の実地研究に関する各専門委員会(各科目別研究専門委員会、コンピューター専門委員会、各試験実施委員会等)の報告書、分析データ等を掲載する。なお、この各専門委員会の報告については、各科目別研究専門委員会の報告は各委員会から提出のあったものをそのまま載せるが、会議の経過等の部分は省略する。コンピューター専門委員会の報告は事務局でまとめた原稿を委員会で校閲して貰ったものを載せる。各試験実施委員会の報告はその要点を資料11のとおり要約してあるので、これを利用する。分析データについては今回の実

地研究の結果を分析した各種度数分布表等載せる。

IVの「各種資料」については、各大学への公式の通知、依頼等の諸資料を載せることにしている。

概ね以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 高校で英語Aを履修した者が不利にならないようにということで、英語の出題委員会で英語Aを出題することを了承したが、これをどういう形で出題するか。英語Aと英語Bを混ぜて一緒に出題するのか。それとも全然別個に分けて出題するのか。前者の場合だとその得点が英語Aのものか英語Bのものか判別できなくなる。各大学では英語Aと英語Bを同一には評価しないのではないか。
- 英語Aと英語Bの出題は別個にした方がよい。英語Aをどう評価するかは各大学の判断である。数学における「数I」と「数学一般」の場合と同様に考えればよいのではないか。
- その場合、両者の得点を各大学でどのように判定するかの統一見解はないのか。
- 各大学に任せることになる。
- そのことについては共通第一次試験のフィロソフィーをはっきりさせる必要がある。各学部、学科ではそれぞれ専門が違っていることから、その専門に関係の深い科目の成績を重視するような傾向がみられるが、共通第一次試験の趣旨は基礎能力をみるということではなければならない。英語Aを認める以上、英語Bとの間に格差をつけるということはおかしい。
- 共通第一次試験の結果の利用は各大学の自

由ではあるが、望ましいことは共通第一次試験の趣旨を尊重することである。そのことが各大学内部では必ずしも徹底していない面があり、例えば一次試験の「理科」で化学を受験しなかったものに対しては二次試験において化学を課そうというような考え方もみられる。

- 共通第一次試験の趣旨が、高校における日常の学習を重視することによって高校教育の正常化を図るということにあることが分ればよいわけである。なお、従来の報告書には各教科の配点（1教科200点）のことが触れられていないが、これを周知させる必要があるのではないか。それから、共通第一次試験の成績の各大学への通知は、各科目別に通知するということが書かれていないので、総点だけ通知するのかという疑問を持つ向きもある。それと、試験問題のミス訂正の連絡方法のことであるが、大学内における各試験場間の連絡方法についても考える必要があるのではないか。
- 各教科・科目の配点については、1教科1科目のものは200点、1教科2科目のものは各100点ずつということは暗黙の了解となっている。一次試験の成績の各大学への通知は各科目別の素点と総得点を個人別に知らせることになっている。大学内の各試験場間の連絡方法については種々なケースがあって一概に決められない。
- 問題訂正の発表時間を同時に行うようにする配慮も必要である。
- 資料7の(11)に第二次試験のあり方について記述されているが、その中の④に「共通第一次試験の成績と第二次試験の成績とを適正に総合して、学力検査の成績とし……」とある

が、これは第一次試験だけで判定を行ってはいけないという含みがあるものと思われるがどうなのか。

- 第一次試験の成績だけで判定し、第二次試験をやらないというのは共通第一次試験の趣旨に反する。
- 文部省の入試改善会議の際に高校側から、第二次試験は必ずやってほしいとの意見があった。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

種々ご意見を伺ったが、上述のような項目(案)によって報告書の取りまとめを進めることにし、立案された段階で小委員会でも検討し、さらに親委員会に諮って承認を得ることにするのでよろしくご了承いただきたい。

4. その他

(1) 各大学の第二次試験実施要項の内容について

第二次試験の実施要項発表の際に、共通第一次試験と第二次試験のウエートについて発表するかどうか、との質問があり、これについて委員長より次のとおり述べられた。

本年夏に公表する各大学の第二次試験の実施要項に一次試験と二次試験のウエートについて発表する必要はない。第二次試験の実施科目だけを発表すればよい。

ついで田保橋総主幹より次のとおり説明があった。

第二次試験の実施要項には、第二次試験の学力検査およびそれ以外の検査について、それぞれ実施する科目、方法等について発表すればよい。そのほか特別の選抜方法の内容——実技、小論文、面接、また推薦入学、予備選抜(二段

選抜)の採用の有無等、基本的なことを発表すればよい。一次試験と二次試験のウエートの公表は対象にならないし、配点のことも公表する必要はないであろう。

(2) 今後の日程について

このことについて湊委員より次のとおり説明があった。

国大協としては、去る11月の総会で共通第一次試験の実施について昭和54年度より実施が可能である旨の意見をまとめ、同時に文部大臣に対し、これが実現されるよう所要の施策を早急に講ぜられるよう要望した。それで、文部省では52年度以降の国立大学入学者選抜実施要項案ならびに実施細目案を2月末頃に発表し、ついで52年度予算案通過後の4～5月頃に最終的な実施要項を発表することになっているのでご了承いただきたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

実施方法等調査専門委員会 議事要録

日時 昭和52年4月12日(火) 19:00～21:00

〃 13日(水) 10:00～13:00

場所 如水会館集会室(4月12日)

学士会館3号室(4月13日)

出席者 岡本入試改善調査委員会委員長

加藤委員長

松本、帷子、湊、清水、川村、竹村、丸

井、三上、永田、秋田、細川、片山、上

垣内、河原各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに加藤委員長より、国立大学共通第一次試験のことに関し国大協関係者が国会(衆・参両院文教委員会)で参考人として意見陳述を行ったことについて概略の報告があったのち、次のとおり述べられた。

大学入試センターの設置の実現が次第に進んできたので、これまで国大協において担当していた事項を入試センターに引継いで行く具体案を詰める必要が生じてきた。本日はその関係のことをご審議いただくわけであるが、本日は午後9時に閉会しなければならないので、もし議事が完了しなければ、明日午前中さらに協議を継続することにしたい。そして、その結論を明日午後開催される入試改善調査委員会に諮り、引続いてその結果を理事会に報告し了承を求めるところにしているのです、よろしくご了承いただきたい。

ついで田保橋入試改善調査施設総主幹より配付資料の説明があり、これに関連して加藤委員長より、国会に参考人として出席した際に話合われた主要な論点についての説明があった。

議 事

1. 国立大学の入学者選抜実施方法について

このことについて加藤委員長より次のとおり説明があった。

今国会において昭和52年度予算案ならびに国立学校設置法の一部改正案が通過すれば、昭和54年度より国立大学共通第一次試験が実施されることになるが、それに伴い文部省は昭和54年度大学入学者選抜実施要項を本年5月末頃に発表することになる。この実施要項は、入試改善会議からの答申を受けて文部省が発表することになっているが、この共通第一次試験の構想は国大協において調査研究が進められてきた関係もあり、入試改善会議では文部省に答申を出す以前に国大協の意見を求めるということでその試案（「国立大学共通第一次学力試験実施に伴う昭和54年度以降の国立大学の入学者選抜方法について（案）」）を示されたので、これについ

てこれからご審議をお願いしたい。

ついで田保橋総主幹より、この試案の内容について紹介があり、そのうち主として次のことが検討事項となる旨が述べられた。

- 職業高校卒業者に対する英語の取扱いについて
 - 共通第一次試験の実施時期について
 - 第二次募集方式について
- なお、衆議院文教委員会から次の事項についての検討申入れがあった旨付言された。
- 共通第一次試験の実施時期について
 - 二段選抜（予備選抜）について
 - 第二次募集方式について
 - 第二次試験のあり方について

ついで加藤委員長より次のような補足説明があった。

過般の衆議院文教委員会入試問題に関する小委員会において、共通第一次試験の実施時期を12月下旬とすることは高校の教育課程の進行からみて問題があるので、国立大学の入学期を9月に改めるか、もしそれができなければ大学の新学期を少し遅らせることによって高校の教育課程を乱さないよう大学側で調整できないかとの意見があったが、これについては一応考慮する旨答えておいた。

次にいわゆる「足切り」の問題の論議に関連し、第一次試験で足切りされた志願者が他の大学を受験する機会が持てるようにするため、大学が入学定員の一部を留保して第二次募集を行うことを考えてはどうかとの意見があった。これについては一応検討すると答えておいたが、これが一部の新聞には第二次募集が実施されることになったというように誤って報道された。

次に第二次試験のあり方については、衆議院

でも参議院でも、第二次試験の出題科目については受験者の負担過重にならないよう配慮すべきであるとの意見が強く、そのことを国大協の立場として積極的に推進すべきではないかとの意見があった。しかし、国大協として各大学にこれを強制することはできないので、その趣旨は理解できるが、大学に対してはそのことを指示はできないと答えておいた。

なお、本日の参議院文教委員会に参考人として出席したが、その際に共通第一次試験の出題科目が多すぎて受験生の負担過重になるのではないかとの意見があった。これに対しては、第一次試験は基礎的学力をみるものであって、とくに受験のための準備を必要とするものではないこと、また第一次試験に出題するのは必修科目であるので、これを減らして一部の科目に限定することは却って高校教育に歪をもたらすことになるという点を強調しておいた。

概ね以上のような説明があったのち、主に次のような点について意見交換があった。

- 第二次募集を行うとすれば、既に他大学に合格した者はこれに出願できないようにしないと、志願者が殺到して混乱事態が起こることが懸念される。
- 第二次募集については、これを最初から入試要項に明示することをしないで補欠募集の形でやることも考えられる。
- ここにいう第二次募集は、いわゆる補欠募集とは違う。従来のような補欠募集なら特にここで取上げる必要はない。
- 第二次募集について、ここにいうように「入学定員の一部をあらかじめ留保し」と規定することには問題がある。
- この第二次募集は「特別の選抜方法」の一

つとして、このような方法もあるということ
で道を開いただけであって、これの実施はあくまで大学の自主的判断によるものである。

- この第二次募集の問題は、一部の新聞紙上でこれが実施されることに決まったように誤り伝えられているので、その間の実情を理事会にも説明したうえ各大学にもその真相を知らせるようにした方がよい。

そのほか、以上の報告に関連して、大学の入学時期を9月にすることの問題について論議が交された。

以上で本日の会議を閉会し、明日午前10時より審議を継続することにした。

第2日目の議事

初めに加藤委員長より次のとおり述べられた。

昨日に引続いて「国立大学の入学者選抜実施方法」の問題について審議をお願いする。これに関する検討事項は昨日も紹介したように5項目あるが、この順序に従って検討し整理して行くことにしたい。

議事

1. 国立大学の入学者選抜実施方法について (継続)

(1) 共通第一次学力試験の実施時期について

このことについて加藤委員長より次のとおり述べられた。

共通第一次試験の実施時期のことに関し、衆議院文教委員会入試問題小委員会で、大学の入学時期を9月にして共通第一次試験は高校の教育課程終了後の3月下旬に実施するようにして

はどうかとの意見があったが、この9月入学ということについては社会の各方面との関わりがあって簡単に結論が出る問題ではないので、今後の問題ということにして当面は脇に置くことにしたい。また、この9月入試ということが無理ならば大学側の配慮で入学時期を1～2カ月遅らせる方法とはれないかとの意見があったが、この点はどうであろうか。

この共通第一次試験の実施時期を3月下旬に繰り下げ、国立大学の入学時期を数カ月遅らせるという問題については、①試験場の確保に支障を来たす、②私立大学の入試スケジュールに混乱をおよぼす、③国立大学のカリキュラムのスケジュールを組む上で無理が生ずる、等の意見があり、結局、年末冬休中の「12月20～28日の間の2日間」という入試改善会議の提案が当面適当な案ということでした承された。

(2) 二段選抜(予備選抜)について

このことについて加藤委員長より、この試案の7の(3)に特別の選抜方法の一つとして二段選抜(予備選抜)のことが述べられているが、この趣旨で差支えないかと述べられ、これについて主に次のような点について意見交換があった。

- 参議院文教委員会では、共通第一次試験の成績をいわゆる「足切り」に使うことは共通第一次試験の趣旨(一次試験と二次試験の成績により総合判定する)に反するのではないかと、という強い意見があった。
- この試案では、「足切り」をする場合には「調査書の内容と共通第一次学力試験の成績により、第一段階の選抜を行い」とあるが、必ず調査書を利用しなければならないのであろうか。
- 第二次試験で出題しない科目の成績は調査書でみるということになるが、その科目の成

績を調査書に書くように要求することは高校での履修科目の指定につながることになる。また、大学側が要求する科目を履修していない受験生の調査書にその科目の成績が載っていないからといって、その者に不利な扱いをするということになるとそれも問題である。調査書を利用しろということになるとそういう問題が出てくる。

- この予備選抜の問題については、このあとでまた論議することにした。
- (3) 職業高校卒業者に対する英語の取扱いについて
加藤委員長より、このことについては当委員会ですでに英語Aを出題するという方針が決まっているので解決済みになっていると思う、と述べられた。
- (4) 第二次募集方式について

このことについて加藤委員長より、この問題については昨日論議されたが、それを整理すると、第二次募集についてはこれを統一的に実施することは考えず、やるとすれば部分的に実施するという考え方に立って議論されたと思う、と述べられ、これについてさらに次のような意見が交された。

- 国会では第二次募集の実施を国大協が統制するようにとのムードもあるようだが、国大協としては大学の主体性を尊重しこれまでアンケートを重ねて各大学の同意を求めつつ進めてきたのであるから、この急な提案に対しては慎重に対処する必要がある。
- この問題は入試改善会議から国大協で検討してほしい事項として提出されたものであるので、それに対する国大協としての意見をまとめる必要があるが、全大学一斉実施というようなことは考えられないことである。
- この第二次募集は「行うこともできる」と

いう趣旨のものであるならば、別段差支えないのではないか。

- この第二次募集は「特別の選抜方法」の一つとして推薦入学方式や調査書の利用等と同格なものとして扱い、各大学の自主的判断によって決めるものと受止めればよい。
- この試案のままの表現では疑義があるので、やるとしたらどういったテクニカルな方法があるかを書いておいた方がよい。
- この試案では、入学定員の一部について「あらかじめ」これを留保し、とあるが、この「あらかじめ」の字句は削った方がよい。
- 再募集には3つの形が考えられる。①従来も行われている合格者または入学者が入学定員に満たない場合、②合格発表の段階で、その成績が一定の水準に達しない者を切ることによって生じた欠員について第二次募集の措置を講ずる場合、③この試案にあるように、7月段階で発表される入試実施要項に、入学定員の一部について予めこれを留保し第二次募集を実施することを明示する場合、の3つの形がある。
- 試案の本文の「あらかじめ」の字句を削除するとともに、これが適正に運用されるように別に注釈をつけるようにしてはどうか。

概ね以上のような意見交換が行われたのち加藤委員長より次のような提言があり、了承された。

この試案の本文には「入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し」とあるが、この「あらかじめ」の字句を削除し、そうすることによって上述の②と③の双方のケースを含めることにする。つまり、第二次募集を予め公表してもよいし、第二次試験終了後にこれの実施を決めて

もよいことにする。それとともに、これを実施する場合の注意事項として、この第二次募集の応募者は当該年度に他の国立大学に合格しなかった者に限る、という注釈を付することにしたい。なお、この第二次募集方式は、推薦入学方式あるいは調査書の利用などと同様、各大学の自主的判断によってその実施を決定するものであるとの趣旨を前提とする。以上のようなことで入試改善会議に対し了解を求めることとしたい。

なお、このほか、この試案の文章表現について2個所の修正意見が採択されたほか、次の意見——第二次試験の目的については、この試案に示されている見解以外に、「共通第一次試験を補完するものである」ということが重要な意義をもつことを確認する必要がある——が了解された。

2. 「第二次試験のあり方」調査のとりまとめについて

このことについて田保橋総主幹より資料3「各大学における第二次試験のあり方等の検討に関する調査結果（中間報告）」に基づき次のような説明があった。

このアンケートは83大学に依頼したが、現在3大学が未回答（その他東京教育大は該当なしの回答）のため79大学について集計したものである。この資料の最初の部分に掲載されている総表の中の1「学力検査の教科・科目等について——共通第一次試験実施時の第二次試験について」の各分類項目の該当数は、回答のあった学部数を大学数に換算して表示してある（例えば5学部ある大学における1学部の回答は5分の1大学として計算した）。この集計結果で見ると一番多いのは「2教科2科目を課する」も

ので、これが23.20大学(29.37%)で圧倒的に多い。ついで「3教科3科目を課する」ものが9.10大学(11.52%)、「2教科3科目を課する」ものが6.90大学(8.73%)となっている。4科目以上を課するものも若干数あるが、これをどう考えるか問題がある。なお、ここでは上述のように回答学部数を大学数に換算して表示したが、結果的にみると学部数のまま表示した方がよいように思われるので、そのように修正したいと考えている。なお、ここでの「科目」の数え方は高等学校指導要領によるものとは異なり外国語、国語、数学等はそれぞれ1科目と数えているので、混同を避けるため特にこれを「試験科目」と呼ぶことにし、「注」においてその説明をすることにしたいと考えている。この総表に続く各設問項目毎の総括表は、大学名は省略してナンバーで表示し、その下に学部数を記入する形式とし、同系同種の学部毎に整理してまとめることにした。

以上の前置ののち資料の内容説明があり、これを各大学の検討資料として送付することが了承された。

なお関連して、この調査結果を公表してほしいとの文部省記者クラブからの申入れの取扱いについて協議され、その結果、総表の部分を公表する方針とすることとし、このことを入試改善調査委員会に諮ることとした。

3. 公立大学協会への回答について

公立大学協会からの「公立大学の国立大学共通第一次試験成績資料の提供方依頼について」の要望(51.12.7)に対する回答文について、その案文(資料4)の説明があり、協議の結果、異議なく了承されたので、これを入試改善調査委員会に諮ることとした。

4. その他

去る2月19日付で入試全廃推進会議より提出のあった「共通テスト構想に関するテレビ討論の申入れについて」に対する回答文(資料5)の説明があり、異議なくこれを了承した。なお、同会議の桑山代表よりその後提出された「共通テスト構想——大学入試の反教育性」(資料6)の配付があった。

入試改善調査委員会議事要録

日時 昭和52年4月13日(水) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

加藤、若槻各副委員長

松本、帷子、市古、湊、川上、小山、川

村、丸井、三上、永田、増尾、細川、円

藤(代:石川)、河原、岳中各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

国立大学共通第一次試験実施の決定が近づいてきて各方面の関心が高まり、去る3月12日に新自由クラブと入試改善問題についての懇談が行われたのを始めとして、国会においては3月16日(衆議院文教委員会)、4月6日(衆議院文教委員会入試問題に関する小委員会)、4月12日(参議院文教委員会)に国大協関係者を参考人としての意見聴取が行われた。また、3月12日には日教組との会談も行われた。このような情勢で共通第一次試験実施に関する諸問題をコンクリートに決定する必要があり、昨日も科日別研究専門委員連絡会議の開催に引続いて実施方法等調査専門委員会が開かれ、この会議は本日午前中にも継続された。その当面の具体的問題としては、国立大学の入学者選抜実施方法のこと、共通第一次試験実施に伴う各大学にお

ける第二次試験のことなどがあり、これらのことについて本日ご審議いただくことにしているのでよろしくご了承いただきたい。

ついで田保橋入試改善調査施設総主幹より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

議 事

1. 国立大学の入学者選抜実施方法について

このことについて加藤副委員長（実施方法等調査専門委員会委員長）より次のとおり説明があった。

まず本議題の審議に至るまでの経緯についてご説明したい。資料1—①の「国立学校設置法の一部改正案」が目下国会で審議されており、これが成立すると「大学入試センター」が設置されることになる。この法律案では大学入試センターは国立大学の共同利用機関として規定されており、この法律の施行に伴う内容規定は省令（資料1—⑧）で定められることになっている。これらのものの制定に伴って入学者選抜実施要項の決定公表が行われることになり、これを受けて各大学はそれぞれの入学者選抜実施要項を定めて入試を実施することになる。

本日はこの「国立大学共通第一次学力試験の実施に伴う昭和54年度以降の国立大学の入学者選抜方法」についてご審議いただくわけで、本日配付の資料は入試改善会議で検討された試案であって、国大協の意見を求めるために提出されたものである。入試改善会議ではそれらの手順を経た上で成案を作成し、入試改善会議試案として公表することにしている。本日の議題の趣旨は概略以上のようなことであるので、よろしくご審議をお願いしたい。

ついで田保橋総主幹より同資料の朗読があったのち、次のように付言された。

この試案は骨組みを示したものであって、正式の入学者選抜実施要項として発表される際には、さらに肉付けされるものである。なお、この試案の内容について、入試改善会議から非公式に国大協に対し以下の3点について意向を打診してきたものである。

①職業高校卒業者に対する英語の取扱いについて

②共通第一次試験の実施時期について

③第二次募集方式について

このあと加藤副委員長よりさらに次のとおり述べられた。

この入試改善会議の「昭和54年度以降の国立大学の入学者選抜方法について」の試案については、昨日から本日にわたり実施方法等調査専門委員会で審議を行ったので、その経過についてご報告したい。なお、この報告に当り、国会における共通第一次試験の問題についての話合いの状況にも若干触れるのでご了承いただきたい。

① この試案の3—(1)で第一次学力検査の出題教科、科目のことが述べられているが、この出題教科、科目のことに関しては職業高校側より英語Aの出題を配慮してほしいとの強い要望が出されており、入試改善会議からも非公式にこれの検討方の要請があった。この点については実施方法等調査専門委員会では英語Aを出題科目に加えることは差支えないという結論になった。ただし、この英語Aを受験する者は英語Aの履修を指定した高校でこれを履修した者に限ることとした。

② 3—(2)において、第二次の学力検査の目的を「入学志願者がその志望する学部、学科にふさわしい能力、適性を有するか否かを評価

するものである」というように述べているが、実施方法等調査専門委員会においては、ここにさらに「第二次学力検査は共通第一次学力検査を補完するものである」との趣旨を付け加えた方がよいとの意見があった。しかし、この意見はこの文面の中には盛り込むことはしないことにした。

- ④ 5において、面接、小論文を課することについて述べているが、この記述の中の「特に、第二次の学力検査を実施しない場合は、このことについて配慮する必要があること。」の「特に」の字句は、「……配慮する必要がある。」の頭の個所に移し変えた方がよいとの意見であった。
- ④ 6において、募集、出願受付、選抜等の日程に関して述べられているが、この中の共通第一次試験の実施期日を「12月20日から28日までの2日間」とすることについては、当面それでよいこととした。
- ④ 7-②において、特別の選抜方法の一つとして「入学定員の一部をあらかじめ留保して第二次募集を行うことができる」としているが、この点については実施方法等調査専門委員会では種々論議があった。なお、この第二次募集のことは、去る4月6日の衆議院文教委員会入試問題小委員会に国大協から4人の参考人が出席して意見陳述を行った際にも話題となり、そのとき、その問題は国大協としても検討してみると答えたが、そのことが一部の新聞にはこれが実施されることに決まったように誤報されるといったような経緯もあった。この第二次募集の問題については、実施方法等調査専門委員会では昨日から本日にわたり種々論議されたが、結局、この第二次募集は各大学が統一的に行うものではなく、

これを行う場合も推薦入学方式や調査書の利用等と同様「特別の選抜方法」の一つとして各大学の自主的判断によって決定するものと受止める、ということになった。その場合、これの実施については、各大学が入学者選抜実施要項を発表する7月段階で事前予告する場合もあるが、そのほかに第二次試験が終了段階で第二次募集実施が考えられる場合もある。そうなる、この試案の表現のように「入学定員の一部をあらかじめ留保し……」とするのは適当でない、と「あらかじめ」の字句を削除して、第二次募集は事前公表でも第二次試験終了後発表でもどちらでもよいことにするのが適当であるとした。なお、これの実施に当っては、第二次募集の出願資格を規定しないと混乱を生ずる恐れがあるので、これに応募できるのは当該年度に他の国立大学に合格できなかった者に限定し、これを実施細目に明示するというようにした。この第二次募集の問題については以上のような構想として、この旨入試改善会議に意見具申するというようになった。

- ④ 7-③の予備選抜（二段選抜）に関する記述の中に「主として調査書の内容と共通第一次学力試験の成績により第一段階の選抜を行い……」とあるが、この部分の表現については、「共通第一次学力試験の成績」と「調査書の内容」の順序を逆に入替えた方がよいとの意見であった。

実施方法等調査専門委員会での審議経過は概ね以上のとおりであるが、関連して共通第一次試験に関し国会に参考人として呼ばれた際の話合いの経過について概略ご紹介する。

昨日の参議院文教委員会に私が参考人として

出席した際に、共通第一次試験の出題教科、科目が5教科6～7科目では受験生に負担過重になるのではないかとの意見が出された。これに対して私は、共通第一次試験の出題教科、科目は高校における必修科目に限定しており、この科目数を減ずることは高校における必修科目の完全履修に影響を及ぼし、却って高校教育を歪める結果になるということを強調しておいた。

次に4月6日の衆議院文教委員会入試問題に関する小委員会に国大協から4人の参考人が出席した際に、共通第一次試験の実施時期について、これを12月下旬とすることは高校の教育課程終了前に食い込むことになり高校教育の立場を無視するものではないかとの意見があった。これに対しては、共通第一次試験の出題科目の大部分が低学年で履修が終了している必修科目から出題されるので高校教育の流れを阻害することはないと考える、ただ「社会」の一部においては履修を終わっていないのでその出題範囲を第3学年2学期までの履修状況を勘案して調整する必要はある、と答えた。これに対し一部の議員から、共通第一次試験の実施時期は高校における教育課程の終了後の3月下旬にし大学の入学期を9月にしてはどうかとの意見があった。この9月入学案というのは一考に値する案ではあるが、これは制度改革にもつながり、また現実問題として高校の教育課程、私立大学の入試、学生の就職、会計年度との関係等との関連があり、簡単に実現できるものではないので、その旨を答えた。これに対し、それでは国立大学における初年度の授業を圧縮し入学期を1～2ヵ月程度遅らせてはどうかとの意見が出されたが、これは初年度の授業短縮だけでは済まず全体の教育課程に影響を及ぼすことになるので困難である旨答えた。しかし、一応は検討

してみると答えておいたが、実施方法等調査専門委員会では、当面は従来構想してきた12月下旬の線で進めたい考えである。

次に第二次募集の問題もこの席上で提起されたが、これについては先程ご報告したとおりである。

概ね以上のような経過説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 9月段階で共通第一次試験の出願をする際に、志望校を2校記入して提出することになっているが、実際に受験する際には「特別な場合」はそれを変更しても差支えないのか。また、変更する場合に届出は必要ないのか。
- この志望校変更のことは「変更もあるべし」ということであって、よい加減に書いてもよいということではない。
- 第二次募集に応募できる者は他大学に合格しなかった者に限る、とするとのことだが、その判別はどこでするのか。
- 入試センターで事務的に処理できると思う。
- 他大学に合格しなかった者のデータはどのくらいの時間で大学に知らせて貰えるのか。
- 7月段階で予め第二次募集を公表している大学については、志望者が3月30日までに出席できるように処理できると思われるが、予め公表しない大学の場合は、3月20日の合格発表後に第二次募集を公表して募集に入ることになるので、4月中に入学させることは困難と思われる。
- 第二次試験で面接を行うことが望ましいとされているが、第二次学力試験終了後に面接を行うという方法を考えている。そのような方法で行っても差支えないか。

- そういう方法をとるとなると第三次試験を行うということになるが、それで差支えないかどうか入試改善会議に諮ってみたい。
- 共通第一次試験の科目別平均点等の公表を1月中に行う予定とされているが、「科目別平均点等」の「等」の内容を明示した方がよいのではないか。
- 科目別平均点以外の資料もできれば発表するつもりであるが、確実なものだけを表示した方がよいので「等」の字句は一応省くことにする。
- 追試験、再試験はいつになるのか。
- 追試験や再試験のことを入学者選抜実施要項に書くかどうか問題であるが、国大協の構想では、追試験は本試験の2週間後、再試験は必要に応じ行うことがある、ということである。

概ね以上のような意見交換があったのち加藤副委員長より次のとおり提言があり、了承された。

試案の5の面接、小論文に関する記述の中の「特に」の字句は、「配慮する必要がある」の文言の頭の個所に移すことにしたい。

面接を第二次試験終了後に第三次試験の形で行うという提案については、入試改善会議で検討して貰うことにする。

試案の7-②の第二次募集の個所については、文中の「あらかじめ」の字句を省いて「入学定員の一部を留保し……」とし、7月の入学者選抜実施要項公表段階での事前公示の場合と3月20日の合格者発表段階での公示の場合との二通りのケースがあることにし、この旨を入試改善会議に意見具申することにしたい。

なお、この第二次募集の志願者の資格につい

ては別途規定することにしたい。

試案の7-③の予備選抜(二段選抜)に関する記述の中の「調査書の内容」と「共通第一次学力試験の成績」の語句の順序は逆に入替えることにしたい。

試案の6-⑧の「科目別平均点等」とある個所の「等」の字句は削除する。

なお、第二次募集のことについて、これが一般的に実施される方針であるかのように新聞紙上に報道され、各大学に誤解を与えている向きもあると思われるので、このことについてはその趣旨、内容を文書をもって各大学に伝え了解を得る措置を講じた方がよいと思われる。このことをこのあと開かれる理事会に諮って了承を求めることにしたい。

2. 「第二次試験のあり方」調査のとりまとめについて

このことについて田保橋総主幹より、資料3「各大学における第二次試験のあり方等の検討に関する調査結果(中間報告)」に基づき次のとおり説明があった。

このアンケート調査は83大学に依頼したが、現在3大学が未回答(その他東京教育大は該当なしの回答)のため79大学について集計したものである。この資料の最初の部分に掲載されている総表の中の1「学力検査の教科、科目等について——共通第一次試験実施時の第二次試験について」の各分類項目の該当数は、回答があった学部数を大学数に換算して表示してある(例えば5学部ある大学における1学部の回答は5分の1大学として計算した)。しかし、これでは却って分りにくい面があるので、元の学部別のままの形で集計し直すことにする。この集計結果によると、「検討中」というのが22大

学(27.78%)があるが、具体的回答のあったものについてみると、大部分は3教科3科目以下ということになっている。なお、ここでの「科目」の教え方は高等学校指導要領によるものとは異なり、外国語、国語、数学等はそれぞれ1科目に数えているので、この場合はこれをとくに「試験科目」と呼ぶことにして、「注」でそのことを述べることにしたい。2「学力検査以外の選抜方法について」以下6「予備選抜について」までの回答結果は資料に示すとおりである。この総表に続く各設問毎の総括表については、大学名は省略してナンバーで表示し、その下に学部数を記入する形式とし、同系同種の学部毎に整理してまとめることとした。以上のような要領で報告書を作成し、これを各大学の検討資料として送付することにしたいのでご了承いただきたい。

以上のことが異議なく了承されたのち、加藤副委員長より次のことが諮られ、了承された。

この各大学における第二次試験のあり方に關する集計資料を公表してほしいとの文部省記者クラブからの申入れがあったので、実施方法等調査専門委員会でこのことを協議した結果、この資料の最初の総表の部分を公表してもよいのではないかという意見となった。なお、その際には、このアンケート調査を実施するに至った経緯とその趣旨を十分説明しておく必要があるということであった。以上のように措置してよろしいかお諮りする。

3. 公立大学協会への回答について

公立大学協会からの「公立大学の国立大学共通第一次試験成績資料の提供方依頼について」の要望(51.12.7)に対する回答文について、「資料4」の案文の説明があり、協議の結果異

議なく了承されたので、これを理事会に提出し承認を求めることにした。

特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和52年1月10日(月) 10:30~13:00
場所 文部省第1特別会議室(3階)
出席者 (文部省側)
木田、佐野、今村、犬丸(代:柏木)、井内、宮地各委員
大崎、阿部、植木、前畑各専門委員
(国大協側)
林議長、飯島、川上、岡本(道)、岡本(舜)各委員
岩田、稲野、佐藤、丁子各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

初めに議長より次のように挨拶ならびに専門委員の委嘱についての諮問があった。

本日は、文部省からの要請により臨時にお集まりをお願いした。

来年度国立学校特別会計概算要求のその後の状況について文部省よりご説明を伺い、それに基づいて意見交換を行うことにしたいが、その前に専門委員の委嘱についてお諮りしたい。

国立大学協会側専門委員として横浜国立大学佐藤事務局長を専門委員に委嘱したいのでお諮りする。

これについて提案どおり承認された。

次に木田事務次官より、新年早々にお集まりをお願いしたが、来年度予算の内示も目前に迫ったのでおおよその見通しをご報告し、ご協議をお願いしたい、と挨拶が述べられた。

協 議

1. 昭和52年度概算要求等について

(1) 学費問題について

初めに文部当局より次のとおり説明があっ

た。

昭和52年度の予算全体の問題については後刻会計課長より説明していただくが、大学局関係の問題として昨年秋から報道されている歳入関係の授業料・入学料・検定料・寄宿料の値上げ問題についてご報告したい。

この問題については、財政当局から非公式に授業料・入学料・検定料・寄宿料のいずれも値上げをしたいという強い申入れがあった。これに対して文部省としては、授業料は今年度大幅に引上げたのであるから、これを更に来年度引続いて値上げすることには到底応ずることはできないと強く反対の意思表示をしてきている。

入学料については資料にもあるように、50年度に50,000円に引上げられたが、私立の方は逐年上昇しており国立とのひらきがかなり大幅になってきた。また、その後の諸経費の上昇もみられる現在、この問題の対応はむずかしい状況にある。検定料についても資料にあるように、国立と私立とに大きなひらきがあること、その他いろいろ対処がむずかしい事情にある。

次は寄宿料についてであるが、これはこの数年間宿題になっていた問題であり、最終的な事務的折衝の詰めの段階になっている。

その他数字をあげての詳細な説明に関し、次のような質疑が行われた。

○ 学寮および寮費のあり方については、いまのままで適当かどうかについて疑問な点もあるので、国立大学協会は昨年から第3・第4常置合同委員会で検討を進めている。近くその見解をまとめる段階にきているので、その時点までは現状の変更がないように配慮してほしいという委員会の意見があるのでご理解願いたい。

○ 授業料については、国大協としては連続の値上げは絶対に困るということは、これまでも強調していることであり、言うまでもないことである。また、寮費については第6常置の方へも第4常置委員長より、現在第3・第4合同委員会で学寮問題の基本的整備の検討を進めているので、その結論がでたうえで合理的な寮費のことなどを検討するようにしてほしいという強い要望がある。

○ 入学料・検定料の値上げについては、国民生活の実情の次第もあり最終的な合意に達したものは了解していないが、仮にこれが行われる場合、これは大学院・研究生にも連動することになるのであろうか。

○ 基本のところが上がれば、それに伴ってほかのところも上がることにはなるが、その上げ分についてはきめ細かな配慮が必要になる。そこには性格の相違から当然には連動しないものもあろう。

(2) 定員問題について

初めに文部省側より次のように説明があった。

昨年、第4次の定員削減問題がでた際に、今後の総定員法に対する対応として、当面国立学校のある部分を総定員法の枠外に出す措置を考えざるをえないということであった。その後、このことについて自民党の行政改革委員会と折衝したが、何らか別途の対策を考える必要があるということであり、また行政管理庁長官と総理大臣との懇談でも国立学校職員の一部を総定員法の枠外に出す話が出た。文部省と行政管理庁との話し合いはその後進んできたが、48年度以降に新設された大学・学部については総定員法の総枠にかかわらず、国立学校設置法にこれを定めるという方向で措置をすることで了承がつ

いた。若干ペンディングになっているのは歯学部についての取扱いであるが、大筋としては行政管理局が主体になって法制局と協議し、国立学校設置法の改正を進めることになった。大体そのようなことで推移している。ただ、そのような形で国立学校関係の定員の一部が外に出ても、それによって定員需要が楽になるということにはならない。因に46年度から51年度までの「国立学校特別会計職員定員増加状況」は別紙資料のとおりである。なお、52年度は51年度の数を下廻らない数の確保をしたいということで努力しているが、状況は近年にないきびしいものがある。

これに関して次のような意見が交された。

- 国立学校のある部分が総定員法の外に出るとしても、それは総定員法の枠にそれだけの隙間をつくるというだけのことであって、国立学校の定員事情がよくなるということではないのではないか。
- しかし、何等かの措置をしなければ総定員法と現定員との隙間は2,000人程度に狭まり、国立学校の増員を賄うことはできなくなる。そこで、最低限必要なものを確保するために何等かの措置をとらざるをえなくなった。その状況は来年度以降のことを考えると更に苦しいものになることは明瞭である。
- この定員問題については第6常置としても定員問題小委員会を設け、国立大学の定員のあり方を検討している。主な作業としては文部省の方の状況や情報の報告をきき、一方、外国の大学の定員の状況等も調べることにしている。次に事務職員については、これまでのような機械的な削減を今後もやるとすれば、従来のような事務機構では大学の事務運

営は不可能になるので、大学の事務機構の合理化あるいは整備の余地があるかどうかという観点から検討を進めることにしている。この問題については文部省の人事課との連絡を今後も密にしていかなければならないが、作業のある段階では行管にも国立大学の定員の実情を再認識してもらいたいと考えており、このことは行管側も了解している。第4次定削の終りには第3次定削のときと同じような問題が起きる可能性がないとはいきれないので、国大協としてはいまから準備を進め用意をしておきたいと考えている。

(3) 来年度予算について

初めに宮地委員（会計課長）から次のような説明があった。

来年度予算は全体的な感触からすれば非常に窮屈な事態にある。一般会計の伸び率は17.2～3%ということであるが、そのうち7%相当は国債の償還費と地方交付税の増に当てられる要因になっているので、差引き11～12%が一般経費ということになる。そのような枠組みの中でどのように文教予算のバランスをとるかということが最大の課題である。文教関係予算が一般経費の伸び率より落ち込むことはないと思うが、11～12%増の中で特別会計を賄わなければならない。特別会計の歳入歳出において今年度特に異なる点は、国立学校特別会計も一般会計と同じように相当大幅に国債償還費の額が増えたということ、逆に前年度剰余金の受入れ額が相当に落ち込み、また、財政投融資金の借入れで賄う病院経費などの落ち込みの要因がある。これらの落ち込み分の埋合せをすれば約150億円の金額になるので、一般経費からの繰入れに頼れる金額は昨年より相当に落ち込むことになる。このような要因を繰込んでの特別会計はかなり窮

屈な状況にある。これから最終的な段階に入るが、要求の重点事項には十分配慮しながら対処していきたい。

なお、今年度経費のことであるが、授業料の値上げが後期に延期されたので、前期分約28億円の歳入が落ち込むことになるが、今年度補正予算が組まれることになり、それによる一般会計の繰入れで穴埋めしてもらうことに決着がついたので、全体経費そのものには影響がないということになった。

以上の説明に関し次のような質疑が行われた。

- 入学科・検定料が仮に大蔵案のように引上げられるとすれば、全体としてはどのくらいの収入増になるのか。
- 入学科で10億円弱、検定料で13億円くらいになる。ただし、入学科は暫定予算になると落ちる可能性もある。
- 一般会計の伸び率が11～12%で、特別会計はそれより更に落ち込むということであろうか。
- 政府全体の一般会計予算の伸び率が新聞報道では17.2～3%であるといわれているが、その中で国債の償還費と地方交付税の繰入れという要因を差引くとすれば、その他の増の要素に当てられる率は11～12%程度になるということであって、特別会計の方は一般会計からの繰入れがどのくらいになるか、文部省の全体経費がどの程度の伸びになるかによることになるが、国立学校特別会計の中だけの要因としては、歳入の落ち込み、歳出の当然増で食われる経費があるので、例年よりも一般経費の繰入れを多く見込まないと全体がパンクする状況になるということである。
- 一般会計からの特別会計への繰入れの比率はどのくらいになるのであろうか。
- 今年度の一般会計繰入れは76.3%である。その他に剰余金の受入れと借入金（財政投融資資金）を合せば、国立学校特会の全体構成の中では82.5%の比率になる。この比率は特会制度発足以来ほぼ同じ率を示している。
- 演習林収入の割合はどのくらいになるのであろうか。
- 演習林等の収入は一まとめにして雑収入ということになっている。51年度の農場・演習林収入は23億円である。このほかの大きな収入の要素としては附属病院の1,024億円がある。
- 一般会計からの繰入れのパーセンテージが落ちている傾向にあるようにみられるが、これは政策的なものであるのか、結果的にはこのようになるということであるのか。
- 政策的に一般会計繰入れを落すことはない。結果的にこのようになるということである。いずれにしても財投よりの借入金、前年度剰余金は、性格からみれば、収入を上げて特別会計を賄うという性質のものではなく、一般会計の繰入れと同じ性質のものと理解している。したがって、82.5%の数字は当初の見込みどおりの数字が保たれているということにはなる。上げられうる収入を出来るだけ上げて一般経費の繰入れを落すというような運営を行っているわけではない。
- 私立大学への補助はどの程度のものであろうか。
- 要求としては1,800億円を超える金額であるが、今年度予算は1,290億円である。これは私学助成法ができてから、用途としては経常費の半額を助成するということになっている。現在の比率としては23～24%が国債によ

って賄われているといえる。

2. 大学入試法案について

このことについて、文部省側より資料「大学入試制度改革案—大学入試法案要綱（新自由クラブ）」を基に次のように説明があった。

この資料は新自由クラブからすでに公表されたものをそのまま印刷にしたものである。その概要は、

- ① 国立大学協会が長年検討を重ね、その実施を決定した「共通一次試験」をそのまま大学入学資格試験として位置づける。
- ② 国立大学の共同利用機関として新たに創設される「大学入試センター」を国公私立の共同利用機関として、「大学入試資格試験」の実施機関とする。
- ③ 各大学が実施する二次試験については、その試験科目等を法律で定め、1科目とする。
- ④ 各大学が行う学科試験・面接試験は、国公私立を通じて試験日を統一する。その時期は毎年6月とする。このことは新学期を9月にすることを予定するものである。なおこの場合、受験生に2回の機会を提供するため、各大学は入学定員を2回に分け、試験を実施することとする。

以上がこの案の考え方であるが、これについてはまだ自民党文教部会と新自由クラブの間での話し合いはなく、また文部省との間での話し合いもない。しかし、これについては国大協の努力により共通一次がすでに現実の作業としてすすんでいるのであるから、その方向を推進するのが最も適当であって、法律をもって大学入試を規制することは適当でないということと、殊に「資格試験」ということについては問題があるという慎重論がある。

以上の説明に関し、主に次のことについて意見が交された。

- この問題について、文部省をはじめ国公私立の関係団体との話し合いは行われるのであろうか。
- 新自由クラブはこの考えで法案を提出し、議員立法として成立させたいということである。これに関し各大学団体の意見をきき、事務的折衝は文部省と行うということである。
- 資格試験とはどういうことか。
- 資格試験というのは、高校をおえただけでは大学入学はできない。高校を卒業してこの試験に合格しなければ大学入試の受験資格がないということである。したがって、高校の位置づけの問題、この試験のレベルの問題がある。
- 昨年の暮に福田総理と新自由クラブの河野代表が会見した際にこの問題が出て大きく報道されたが、その報道のように進行しているわけではない。文部省としては目下のところ、国大協が多年慎重に検討を重ねた結果、実施を決定した共通一次の実現が今回の予算編成では最大の課題である。
- 資格試験ということとはとにかく、共通一次を行った場合に、二次試験が従来と全く同じような形で行われると、受験生は負担過重になるだけである、という意見は与野党にある。各大学の努力と国大協の力でそうならないようにしないと問題は残ることになる。また政界筋では、私大のことを抜きにしてはならないとの気持が強いが、私大は一般に共通入試には消極的な現状である。
- 大学入試の問題は国民の関心事なので国会の場で論議しようという発想はある。今度の国会に入試センター設置のことが上程される

ので、関連して大学入試問題が論議される可能性はある。

- この課題にはいくつかの重要な問題があり、政界の動きという微妙な動向、世論の大勢などのこともあるので、慎重に対応していかなければならない。ただ国大協としてはこれらに答える見解は予め用意しておく必要があると思われる。
- 以上をもって本日の会議を終了した。

特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和52年2月2日(水) 10:30~13:00

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 (文部省側)

木田、佐野、今村、犬丸、宮地各委員

大崎、斉藤、前畑各専門委員、

大塚審議官

(国大協側)

林議長、岡本(道)、川上、飯島、岡本

(舜)各委員

稲野、佐藤、丁子各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

初めに、議長より次のことが述べられた。

本日は、去る1月20日の閣議で決定された昭和52年度予算案について文部省からご説明を願ひ、この予算案とこれに関連する諸問題についてご審議をお願いしたい。

まず最初に、このたびの来年度の政府案が決定をみるまでに、きびしい財政、政治事情の下で文部当局が種々ご労苦を重ねられたことに対し、お礼を申し上げる。

次に、議事に入る前に事務的なこととして、2月1日付の人事異動により文部省側専門委員には植木課長に代り斉藤課長を、また、国大協側専門委員には、岩田事務局長に代り吉田事務局長をそれぞれ委嘱することにしたいのでお諮

りする。

以上の提議が了承されたのち、木田事務次官より次のとおり挨拶があった。

52年度予算案のとりまとめについて本協議会委員の方々のご支援とご協力をいただいたことに対しお礼申し上げる。来年度の予算については十分には至らなかった点もあるが、お陰でほぼ満足すべきものとなった。国立大学の整備充実については学生定員2,000人の増員が認められ、これに伴って学部等の新設もできた。なお、先程もご報告があったように、昨日人事異動が行われた。これは東大事務局長の異動に伴う一連のもので、次のような異動発令があったのでご了承いただきたい。

(前任) (新任)

吉田 寿雄 (大学局審議官) (東京大事務局長)

大塚 喬清 (ユネスコ国際部) (大学局審議官)
(企画連絡課長)

七田 基弘 (学術課長) (ユネスコ国際部)
(企画連絡課長)

植木 浩 (研究機関課長) (学術課長)

斉藤 諦淳 (医学教育課長) (研究機関課長)

五十嵐耕一 (留学生課長) (医学教育課長)

光田 明正 (学術国際局付) (留学生課長)

議 事

1. 昭和52年度予算案等について

初めに議長より、昭和52年度予算案について文部省の説明をお願いしたいと述べられ、これについて宮地委員から、次の配付資料を基にして、文部省予算の大綱につき説明があった。

①文教予算の概要

②昭和52年度予算の概要について

③昭和52年度国立学校特別会計概算決定額

④昭和52年度国立学校特別会計職員定員表

⑤昭和52年度国立学校特別会計概算決定額基準系主要事項

次に、大学局関係の予算について、佐野委員から次の資料を基にして、重点施策の項目のうち、主要な事項を挙げながら、その概要の説明があった。

- ①国立学校特別会計教職員定員増加状況
- ②昭和52年度予算案重点事項
- ③入学料の改定単価表（案）
- ④検定料の改定単価表（案）
- ⑤入学料及び検定料の改定に伴い重点的に配慮した経費一覧
- ⑥昭和52年度国立大学学生増募予定数
- ⑦育英資金貸付金（52年度、増加額内訳）

次に、学術国際局関係の予算について、今村委員から資料「昭和52年度予算(案)重点事項」を基に、主なる事項を挙げながらその概要の説明があった。

以上の説明に続いて、概ね次のような事柄について質疑応答が行われた。

- 大学院生の当校費についてであるが、文科系と理科系についてどのような単価改定の意図があったのか。
- 理科系と文科系の間には現在まで当校費の大きな格差があるので、今回は文科系の当校費を重点的にアップして幾分なりとその差を縮小した。
- 当校費が伸び悩みのため特別教育研究経費が設けられたが、来年度の特別教育研究経費の伸び率はどうか。
- 特別教育研究経費は51年度から発足したが、当校費の関係からみると、来年度は教官当校費の伸びに重点を置いたことになり、特別教育研究経費はほぼ前年並の規模である。
- この特別教育研究経費が予算の枠として安定してくると、各大学でその配分について教

官が関心をもつものが多くなってくるので、その配分方法については国大協側とも十分に相談され、その趣旨が通るように取計ってほしい。

- 外国から教授を特別招聘するということがあるが、これは客員教授であるのか、それとも人物交流の一端なのか。
- 客員教授として考えている。なお、これについては、できるだけ各大学の要望に応えるよう努力したい。
- この客員教授招聘については初年度はその人選を文部大臣に一任したが、今後は国大協の第5常置委員会と打合せて貰った方がよいのではないか。
- 客員教授の招聘は本来は大学の要望に応じて行うべきもので、その交渉も大学で行うべきものと考えている。国大協とも相談して進めることにしたい。
- 大学の附置研究所は来年度は、増えないであろうか。
- 来年度、増設されるのは国立大学共同利用機関であって、附置研究所としての新設はない。部門の増とか、定員の充実ということについてはかなりきめ細かく考えている。
- 附置研はあまり増やさないという方針があるのではないか。
- 従来、学術審議会というのがあって、そこから答申をいただいているが、それによると、今後大きな研究組織をつくるには、共同利用型の開かれた組織に重点を置いて整備していくべきであるということであるので、その線に沿って進めている。
- 国立大学の研究室が研究費の不足でかなり困っている状況におかれている。これについてはどのような考えがあるのだろうか。

- 国民総生産にしろる公的教育支出の比率を見ると先進諸外国の高等教育の予算に比べれば、わが国の高等教育予算の比率は低い。この問題については一般世論も高めていかねばならないと思っている。
- 第6常置委員会で国立大学の財政問題について、いま検討を進めている。近く財政の諸問題について白書的なものをまとめ、来る6月総会に出すつもりでいる。いままでに文部省から資料等についてご協力をいただいているが、公表段階前に文部省の考え等についても伺いして十分反映できるようにしたいと思っている。なお、教官当積算校費の伸びが7%というのは低いのではないか。
- 国立大学の教官研究費のアップは他の省庁の研究機関の研究費とも関わりがあって仲々むずかしい。もし国立大学の研究費だけを引

上げるとすると余程の説明を要する。

- 配付資料<文部省所管予算の占める割合の推移(一般会計)>のグラフをみると50年度より急に上昇が見られるのはなぜか。
- それは、人件費の伸びという要素であるが、政策的には教育費の改善という要素も含まれている。
- 国全体の予算から見れば国債償還費、公共事業費、地方交付金等の大きい伸びがあるので、これらを除くと一般経費の伸びは9%くらいになる。それに比べれば文部省予算の伸び率は他の省庁よりは比較的高い伸び率といえる。

以上のほか、来年度予算の国会における成立の見通し等について懇談的な質疑が交され閉会した。

諸 会 合

(52年1月～4月)

1. 10(月)	10時30分	特別会計制度協議会
1. 14(金)	13時30分	第3常置・第4常置委員会合同会議
1. 22(土)	10時	第1常置小委員会
1. 25(火)	13時30分	第5常置委員会
1. 26(水)	10時	実施方法等調査専門委員会小委員会
同	13時30分	実施方法等調査専門委員会
2. 2(水)	10時30分	特別会計制度協議会
2. 18(金)	10時	第1常置小委員会
同	13時30分	第1常置委員会
2. 19(土)	10時	教員養成制度特別委員会小委員会
2. 21(月)	13時30分	第6常置小委員会(大学財政)
2. 22(火)	13時30分	医学教育に関する特別委員会
2. 23(水)	10時	理事会
同	14時	科目別研究専門委員会委員長会議
2. 25(金)	10時	図書館特別委員会専門委員会
3. 7(月)	13時30分	第6常置小委員会(大学財政)
3. 12(土)	10時	実施方法等調査専門委員会小委員会
同	13時	第6常置小委員会(定員問題)
同	15時	国大協・日教組会見
3. 18(金)	13時30分	第3常置・第4常置委員会合同会議
3. 19(土)	10時	外国学寮視察報告座談会(文部省)
3. 28(月)	13時30分	第5常置委員会
3. 29(火)	10時30分	教員養成制度特別委員会小委員会
4. 12(火)	15時30分	科目別研究専門委員連絡会議
4. 12(火)	19時	} 実施方法等調査専門委員会
4. 13(水)	10時	
4. 13(水)	13時30分	入試改善調査委員会
同	15時	理事会
4. 14(木)	10時30分	第6常置委員会
4. 28(木)	10時	教養課程に関する特別委員会
同	13時30分	学寮問題小委員会
4. 30(土)	10時	第6常置定員問題小委員会・給与問題小委員会合同会議
同	10時	教員養成制度特別委員会小委員会
同	13時30分	教員養成制度特別委員会

予 算 ・ 決 算

昭和51年度歳入・歳出追加予算（案）

国立大学協会
昭和52年2月23日理事会
昭和52年第60回総会

科 目	当初予算額	予備費流用額	追加予算額	予 算 現 額	摘 要
歳 入 の 部	円	円	円	円	
1. 会 費	60,185,000		6,061,000	66,246,000	富山医科薬科大学, 島根医科大学, 長岡・豊橋技術科学大学, 高知・佐賀・大分医科大学, 計7大学の会費
	53,771,000		677,000	54,448,000	
3. 雑 収 入	2,000,000		5,384,000	7,384,000	
歳 出 の 部	60,185,000		6,061,000	66,246,000	
1. 事 業 費	22,100,000	3,669,000	581,000	26,350,000	
(1) 総 会 費	2,400,000	481,000		2,881,000	会場費, 会食費等値上りのため経費の不足
(3) 役 員 会 費	150,000	88,000		238,000	
(5) 会 報 発 行 費	3,900,000	100,000		4,000,000	印刷, 製本費等値上りのため経費不足
(8) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	1,000,000	3,000,000	581,000	4,581,000	図書・資料頒布数の増加に伴う印刷製本費等の不足
2. 事 務 費	32,965,000	1,155,000	5,480,000	39,600,000	
(1) 諸 給 与	24,000,000		3,800,000	27,800,000	給与改訂により経費増加のため
(2) 備 品 費	400,000	860,000		1,260,000	瓦斯ストップ, リコピー
(5) 印 刷 費	200,000	5,000		205,000	事務用角型封筒作成のため
(7) 旅 費 ・ 交 通 費	1,000,000	200,000		1,200,000	国鉄運賃等値上りのため
(8) 庁 用 諸 費	1,000,000	90,000		1,090,000	光熱水料経費不足のため
(10) 退 職 給 与 引 当 金	2,000,000		1,680,000	3,680,000	退職者1名退職金(予定)
3. 予 備 費	5,120,000	△4,824,000		296,000	

【追加予算を要する理由】

上記各科目に記載の理由により歳出予算(図書資料頒布費・諸給与・退職給与引当金)に不足を生じ、歳入予算について富山医科薬科大学, 島根医科大学の予算の確定, 長岡技術科学大学他4大学の新規加入による会費の増加, および「雑収入」において「国立大学入試改善調査研究報告書」(昭和50年度版 51年3月)他3件の増収があったため, これに関係する歳入予算を追加する必要がある。

昭和51年度国立大学協会歳入・歳出決算（案）

国立大学協会
昭和52年5月13日理事会
昭和52年第60回総会

科 目	決 算 額	子 算 額				差 引 増 減	摘 要
		当初予算額	予備費流用額	追加予算額	予算現額		
歳 入 の 部	70,318,207	60,185,000		6,061,000	66,246,000	4,072,207	
1. 会 費	54,448,000	53,771,000		677,000	54,448,000	0	88大学分
2. 預 金 利 子	1,389,862	700,000			700,000	689,862	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	7,493,317	2,000,000		5,384,000	7,384,000	109,317	「国立大学入試改善調査研究報告書」（昭和50年度版）他3件13,584部の頒布収入及び送料収入
前年度繰越額	6,987,028	3,714,000			3,714,000	3,273,028	
歳 出 の 部	58,808,612	60,185,000		6,061,000	66,246,000	7,437,388	
1. 事 業 費	21,687,787	22,100,000	3,690,540	581,000	26,371,540	4,683,753	
(1) 総 会 費	2,856,466	2,400,000	481,000		2,881,000	24,534	
(2) 運営協議会諸費	0	350,000			350,000	350,000	
(3) 役員会費	259,540	150,000	109,540		259,540	0	
(4) 委員会費	452,606	1,300,000			1,300,000	847,394	
(5) 会報発行費	3,773,536	3,900,000	100,000		4,000,000	226,464	
(6) 調査研究費	4,748,149	6,000,000			6,000,000	1,251,851	
(7) 会議旅費	5,518,310	7,000,000			7,000,000	1,481,690	
(8) 図書・資料頒布費	4,079,180	1,000,000	3,000,000	581,000	4,581,000	501,820	
2. 事 務 費	37,120,825	32,965,000	1,162,590	5,480,000	39,607,590	2,486,765	
(1) 諸 給 与	26,676,696	24,000,000		3,800,000	27,800,000	1,123,304	
(2) 備 品 費	1,267,590	400,000	867,590		1,267,590	0	

科 目	決 算 額	予 算 額				差 引 増 減	摘 要
		当初予算額	予備費流用額	追加予算額	予算現額		
(3) 借 用 料	604,773	800,000			800,000	195,227	
(4) 消 耗 品 費	261,611	400,000			400,000	138,389	
(5) 印 刷 費	205,000	200,000	5,000		205,000	0	
(6) 通 信 費	816,540	1,100,000			1,100,000	283,460	
(7) 旅費・交通費	988,400	1,000,000	200,000		1,200,000	211,600	
(8) 片 用 諸 費	1,038,371	1,000,000	90,000		1,090,000	51,629	
(9) 雑 費	92,740	100,000			100,000	7,260	
(10) 被保険者事業主 負担金	1,489,104	1,965,000			1,965,000	475,896	
(11) 退職給与引当金	3,680,000	2,000,000		1,680,000	3,680,000	0	
3. 予 備 費		5,120,000	△4,853,130		266,870	266,870	
翌年度繰越額	11,509,595						

財 産 目 録

昭和52年 3 月31日現在

資 産 総 額	20,099,538円
1. 運 用 財 産	11,509,595円
(1) 普通預金	486,465円
第一勸業銀行本郷支店	447,071円
富士銀行 "	30,776円
三和銀行 "	8,618円
(2) 定期預金	8,500,000円
第一勸業銀行本郷支店	2,000,000円
富士銀行 "	1,000,000円
三和銀行 "	5,500,000円
(3) 金銭信託	2,523,130円
住友信託銀行神田支店	2,523,130円
2. 積 立 金 (退職給与引当金)	3,287,618円
(1) 普通預金	3,287,618円
第一勸業銀行本郷支店	3,287,618円
3. 図 書	101,540円
現行日本法規一式 55冊	50,000円
文部法令総覧一式 8冊	40,500円
文部省会計例規一式 6冊	11,040円
4. 備 品	5,200,785円
自動車, 金庫, 机, 椅子, 書庫, 謄写機, ロッカー, 電子リコピー, タイプライター等 252点	5,200,785円

昭和52年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

国立大学協会
昭和52年2月23日理事会
昭和52年第60回総会

（前年度予算額は追加予算額を含む）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
歳 入 の 部	68,965,000	66,246,000	2,719,000	
1. 会 費	58,343,000	54,448,000	3,895,000	88大学会費
2. 預 金 利 子	700,000	700,000	0	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	2,000,000	7,384,000	△5,384,000	「国立大学入試改善調査研究報告書」 3,000部, 他雑収
4. 前 年 度 繰 越 金	7,922,000	3,714,000	4,208,000	
歳 出 の 部	68,965,000	66,246,000	2,719,000	
1. 事 業 費	25,650,000	26,350,000	△ 700,000	
(1) 総 会 費	3,200,000	2,881,000	319,000	総会 2 回@95万円計 190 万円, 事務連絡 会議 2 回@50万円計 100 万円, 他に会場 費30万円
(2) 運営協議会諸費	350,000	350,000	0	協議会 5 回@ 4 万円計20万円, 他に会場 費・資料費
(3) 役員会費	300,000	238,000	62,000	理事会 6 回@ 3.5 万円計21万円, 常務理 事会 3 回@ 1 万円計 3 万円, 他に会場費 6 万円
(4) 委員会費	1,300,000	1,300,000	0	委員会および特別委員会 100 回@ 1 万円 計 100 万円, 特別会計制度協議会 4 回@ 3 万円計12万円(資料費含む), 他に会場 費18万円
(5) 会報発行費	4,500,000	4,000,000	500,000	会報 4 回@90万円計 360 万円, 他に原稿 料・謝金・送料90万円
(6) 調査研究費	6,500,000	6,000,000	500,000	各委員会等の資料購入・作成その他調査 旅費および調査職員給与を含む
(7) 会議旅費	7,500,000	7,000,000	500,000	学長以外の委員の会議出席旅費
(8) 図書・資料頒布 費	1,000,000	4,581,000	△3,581,000	「国立大学入試改善調査研究報告書」 その他頒布資料作成および図書購入費
(9) 30周年記念事業 積立金	1,000,000		1,000,000	目標額 300 万円 記念出版物, 祝賀パー ティー等
2. 事 務 費	38,520,000	39,600,000	△1,080,000	
(1) 諸 給 与	28,000,000	27,800,000	200,000	職員 (10人) の俸給・諸手当および臨時 職員給与
(2) 備 品 費	400,000	1,260,000	△ 860,000	庁用什器・備品等購入費
(3) 借 用 料	800,000	800,000	0	事務局・倉庫等借用料
(4) 消 耗 品 費	500,000	400,000	100,000	庁用消耗品等購入費

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
(5) 印 刷 費	200,000	205,000	△ 5,000	罫紙・その他庁用印刷費
(6) 通 信 費	1,600,000	1,100,000	500,000	電信・電話料および郵送料
(7) 旅 費・交 通 費	1,500,000	1,200,000	300,000	事務連絡旅費, 地方開催委員会事務旅費 および交通費
(8) 庁 用 諸 費	1,200,000	1,090,000	110,000	光熱水料, 新聞雑誌購入費, その他諸費
(9) 雑 費	120,000	100,000	20,000	職員厚生費, 清掃費, その他
(10) 被保険者事業主 負担金	2,200,000	1,965,000	235,000	被保険者事業主負担金(協会)
(11) 退職給与積立金	2,000,000	3,680,000	△1,680,000	
3. 予 備 費	4,795,000	296,000	4,499,000	一般予備費199.5万円および52年度給与 改訂推計額280万円(給与所要額の10%) を計上した

要 望 書 等

大学院問題に関する要望について (その1)

昭和51年11月5日

大学院問題懇談会

座長 正田建次郎殿

国立大学協会第1常置委員会

委員長 加藤 陸奥雄

高等教育懇談会は、本年3月「高等教育の計画的整備について」報告を発表し、今後10年にわたるわが国の高等教育の拡充整備計画の方向と内容を明らかにしたが、その最も重要な柱の一つとみられる大学院に関する問題については、“大学院問題懇談会”にその審議を委ね、これを除外した。

当協会は本年6月、これに対する見解を発表し、大学院問題は、直接間接に高等教育の根幹にかかわる問題であり、これと切り離された拡充整備はその内容の空洞化を意味するものにほかならないとし、大学院を含む高等教育の全体系を総合的にとらえ、これを正しく位置づける計画策定の速やかな確立を要請した。

さて“大学院問題懇談会”は昨年発足し、3年を目途にその検討の作業を進め、来年3月に、その中間報告をとりまとめる予定とのことである。当第1常置委員会は、問題の緊要性にかんがみ、大学院問題小委員会を設けて検討をつづけてきたが、現在の時点でその結果をふまえて要望を提出する必要を認め、下記のような要望をまとめた。大学院問題の中、博士課程についても、現在いろいろな問題が指摘されているが、これについては別の機会にゆずり、ここでは主として修士課程に関するもののみを取上

げた。貴懇談会においては、これを十分ご検討の上、その内容が中間報告に反映されるよう配慮されたい。

記

第一に、現在高等教育の計画的拡充整備を行う上で、最も基本的な重要性をもつ大学院問題は、博士・修士両課程の両面をもっているが、当面特に緊急に取上げなければならないのは、修士課程の充実と、それに伴う博士課程に関する問題といえよう。

中央教育審議会は、昭和46年6月「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」答申を出したが、修士課程の「大学院」については、博士課程のそれと同様に教育機関であると同時に研究機関としての性格をあわせもつものとして、学術の高度化と再教育の要請に応ずべきものとした(第1篇第2章第2)。更にその整備充実の推進に関しては、高等教育の多様化に対応する設置基準の運用や、整備充実に関する基本計画の策定、目標年次を定めての重点的な財政支出の必要を述べ、修士課程大学院を博士課程大学院と同様、当該大学だけに接続するものとせず、地域内の各大学を包括する研究体制の中核的な役割を果すことを原則とすべきであるとしている(第2篇第1章第4)。

このような基本的な位置づけは、修士課程大学院も重要な研究機能を果す地域の中核機関たるべきものとなすものにほかならないのである。

この中央教育審議会の答申の趣旨に基づき、昭和49年3月大学設置審議会は「大学院及び学

位制度の改善について」答申し、同年6月これをふまえて大学院設置基準が文部省令第28号を以て制定公布され、またこれに伴って本年5月大学院制度に関する法律改正が行われた。

この措置は、昭和47年3月の文部大臣の諮問理由に明らかなように、戦後20年余を経て、科学技術の著しい発展と社会の複雑・高度化、学術研究の急速の進歩という状況に対応できなくなった大学院を基盤的に整備改善する必要が生じてとられたものである。

このたびの法律改正で、修士の学位の位置づけが明確に規定されたが、設置基準では、修士課程大学院は「広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする」ものとされ、基本的に特定の専攻分野における研究能力の涵養を目指す研究教育機関として性格づけられている。

第二に、然らば、このような機能を果すべき修士課程大学院の実情は、その設置基準にみあう内容を備え、その設置の目的を実現しているといえるであろうか。今、修士課程の学科編成・教員組織・予算・施設等についてみてみると、先ず講座の教官定員については、明確な基準がなく、現実には学科・学科目制の基準が適用されている場合が多い。

また、その教官当積算校費は、学科目制を1とした場合、次のような比率がみられる。

		教授	助教授	講師	助手
(a) 実験	博士講座制	1.99	1.98	2.00	2.04
	修士講座制	1.16	1.15	1.17	1.17
	学科目制	1	1	1	1
(b) 非実験	博士講座制	1.78	1.80	—	1.72
	修士講座制	1.10	1.08	1.12	1.00
	学科目制	1	1	1	1

この表で明らかなように、修士講座制の教官当積算校費は、学科目制のそれと殆ど差がないといつてよい。

教官研究旅費についてみてみると、同様の実情がみられる。

	教授	助教授	講師	助手
博士講座制	1.18	1.48	1.48	1.74
修士講座制	1.00	1.01	1.01	1.09
学科目制	1	1	1	1

次に学部学科新設に伴う定員基準についてみると、現行制度では、次の表のようになっている。

(a) 学部等新設に伴う1講座または1学科目当予算定員基準

		教授	助教授	助手	雇員	備員	計
実験	講座制(博士)	1	1	2	2	1	7
	学科目制	1	1	1	1	1	5
非実験	講座制(博士)	1	1	1	1	1	5
	学科目制	1	1	0.5	0.5	1	4

(b) 学科新設に伴う予算定員基準(実験学科の場合)

		教授	助教授	助手	事務員	雇員	備員	計
講座制(博士)完成6講座	学科目制	6	6	12	3	15	12	54
	完成4学科目	4	4	4	2	6	9	29

修士講座制に対する基準は明示されていず、学科目制の基準が準用されることが多い。従つて学部で修士講座の大学院設置が認められた場合でも予算定員は増加しないのである。

また、現行制度では、学生定員基準は次表の内容が予算上の慣行となっている。

学部段階	講座制(博士)	1講座	6
	学科目制	1学科目	10
大学院段階	修士課程	1講座	2
	博士課程	1講座	1

修士講座の学部学生定員は、学科目制と同数の10として運用されている。

従って修士講座では $10 \times 4 + 2 \times 2 = 44$ となり、博士講座では $6 \times 4 + 2 \times 2 + 1 \times 3 = 31$ となる。

次にまた、施設の基準面積は、現行制度では地域によらず基準面積が独立に定められており、博士課程制、修士課程制、学科目制に対してそれぞれ12%程度の差異が設けられている。

以上のように、わが国の修士課程大学院は、極めて劣悪な諸条件のもとに設置されており、到底設置基準にみあう本来の研究教育の機能を果しうる状況にはないといわざるをえない。

第三に、政府は、従来、修士課程の設置については、すべての国立大学の各分野にこれを認める方針をとっているが、博士課程については、主として経済的社会的現実の需給（ソーシャル・ニーズ）や所謂オーバー・ドクター等の視点から、一部の例外を除いて新設大学にはその設置を認めていない。

しかし、このような方針には、再検討すべきいろいろな問題が伏在している。先ず、さきに制定された大学院設置基準は、博士課程の理念に関する基本的な変更を示した。即ち、従来博士課程は、「独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに専攻分野に関し、研究を指導する能力を養う」ものとされていたものが、今回の設置基準では、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」もの

に変わっている。これに伴って博士課程大学院のあり方やそれに対する施策も変わってゆくものと思われる。

一方、さきに発表された高等教育懇談会の拡充整備計画が実施に移されるとすれば、今後の10年間に、大学生数は大幅に増加し、それに伴って大学院進学希望者も増加し、また、修士課程修了者も増加するであろう。従ってこれらを受容する博士課程大学院の量的拡大も必要となろう。

次に、博士課程大学院の門戸を広げるのを妨げている要因といわれる所謂オーバー・ドクター問題についてみると、別表で明らかのように、わが国の大学院生対大学生の比は、欧米諸国に比して極めて低水準であり、現状がオーバー・ドクターの状況であるかどうかについては検討を要しよう。また、わが国並びに発展途上国を含むアジアの経済的社会的情勢も、むしろその拡大を図るべき状況にあると思われる。

以上の諸点にかんがみて、政府は、現在各大学がこのたびの法律改正に基づいて事態打開のために検討を加えている各分野における連合大学院・総合大学院・独立大学院等の構想を積極的に取上げ、これを指導助成するよう適切な措置を講ずべきであろう。

次に第四に、このことは、大学院問題がわが国の高等教育全般の内容や質にかかわり、更にはそのひずみの根本要因の一つであるという、その問題性の根の深さに思いを致すならば一層その必要性が痛感される。

いうまでもなく、博士課程大学院を中心とする大学院問題は、ただ単に大学院制度にかかわっているだけではない。それは高等教育全般に密接不可離に結びつき、その研究教育の内容や質のみならず、研究者養成にからんで大学その

ものの格差やひずみをひき起す根本的な原因の一つとなっているといっても過言ではないであらう。

従ってもしこの問題を、そのような現実を見落して、単独に切り離して取上げるとすれば、問題の本質を見あやまり、重大な誤りを犯すこととなろう。当協会がさきの高等教育懇談会の報告の基本方針に深い不満を表明した所以もそこにある。

もし博士課程大学院にかかわる拡充整備の問題を、所謂オーバー・ドクター問題の視点からのみ取上げるとすれば、現在わが国の高等教育がその根底にもっている欠陥やひずみを是正することは、到底望みうべくもないであらう。

以上の諸点をふまえて、最後に、次の四点について具体的な要望を致したい。

1. わが国の高等教育が、研究教育の世界的水準を維持し、新たな現実に即応して、前向きの展望をきり拓いてゆくためには、博士課程大学院に関する従来の方針を再検討し、条件の整ったものにはできうる限りこれを設置するようにし、現在各大学が構想している諸構想に対しては、できうる限り援助し、適切な指導助成の措置を講ずることが必要である。
2. 修士課程大学院に対しては、その設置基準にみあう本来の研究教育の機能が果しえられるよう諸条件を整備し、人的並びに物的の両面においてその内容を充実せしめるよう格段の力をそそぐことが必要である。
3. 教員養成系修士課程については、他の分野に比して著しく遅れている現状にかんがみ政府は、これに格段の配慮をされたい。
4. 大学院問題についての検討の作業を進めてゆく過程において、新設大学の意見が十分に反映できるような何等かの措置を考慮された

い。

尚、博士課程大学院についても、現在種々問題があり、検討を要するが、これについては、近く別に意見を述べることにしたい。

(別紙)

学部学生に対する大学院学生の比率(国際比較)

国名	学部学生数 (A)	大学院学生数 (B)	(B) (A)
日本 (1973年)	1,523,000	46,000	3.0%
アメリカ合衆国 (1971年)	6,892,000	908,000	13.2
イギリス (1970年)	186,000	42,000	22.6
フランス (1968年)	522,000	65,000	12.4

(注)日本：学部学生数には、短期大学在学者は含まれていない。

アメリカ合衆国：

1. 学部学生数は、短期大学を含め、学位取得コースの在学者数である。
2. 第1専門職業課程の在学者数を大学院学生数に含めた場合の(A)分の(B)は16.4%になる。

イギリス：学生数は、いずれも総合大学の全日制の在学者のみである。

フランス：学生数は、いずれも国立総合大学在学者のみである。

(出典) 文部省「教育指標の国際比較」(昭和47年版)「Digest of Educational Statistics」(1972年)

大学院問題に関する要望について

(その2)

昭和52年2月23日

大学院問題懇談会

座長 正田 建次郎殿

国立大学協会第1常置委員会
委員長 加藤 陸奥雄

当第1常置委員会は、昨年11月5日、貴懇談会に対し大学院問題に関する要望書を提出したが、その際、主として修士課程に関する問題を取上げ、博士課程については改めて意見を述べる旨記しておいた。

当委員会は、その後、国立の各大学に対して、現在各大学が持っている大学院の将来計画の構想についてアンケート調査を実施し、その結果をふまえて、博士課程の問題を中心に検討を加え、下記の如き要望をまとめた。貴懇談会におかれては、この要望書をご検討の上、中間報告の作成にあたって、その内容が充分反映されるよう配慮されることを切望する。

記

博士課程の大学院に関する問題のうち、最も緊急に解決を要する事柄は、新設大学にこれを設置する事の必要性であり、他は既設の博士課程の整備充実に関する問題である。

I 新設大学における博士課程設置の必要性

大学院博士課程の問題は、前回の要望書にもふれたように、ただ単にそれが大学院制度に関する問題ではなく、広く高等教育全般の内容や質と密接不可分の関係にあり、ひいてはそれが現在の大学間の格差や教育・研究上の歪を生む根本的要因となっている。

従って修士課程の設置にとどまる新設大学の現状は、施設、設備の上できわめて劣悪な条件にある。しかし大学院生の多くは旺盛な研究意欲をもっており、これを助長すべき立場にありながら、僅か二年の修業年限で大学院生の教育・研究を完了しなければならない。そのため止むを得ず論文博士の形式をとっているのが実情である。この事は博士課程をもたない教育者にとって実に不本意な事である。懇談会各位にお

かれてもこの辺の事情をよく理解され、研究・教育に新たな意欲を持たし得るよう充分の配慮を期待する。

さらに、わが国の現状を国家的視野に立ってみる時、物的資源に乏しいこの国が、今後の輝かしい展望をもつためには、量、質ともに豊かな人材の育成・確保以外に途はない。

一方、既設の博士課程大学院の実情は、限定された専門分野の研究や大学教官の養成など限られた領域において、その任を果してきた事は事実であるが、社会の現状は新たに生じつつある多彩な領域における研究開発や人材の育成を必要としており、そのための体制づくりを強く要望している。この現実に対応するためには、バラエティーに富んだ各種の研究者を養成する必要がある。

以上の如き視野に立って現在の博士課程を顧るとき、従来のいわゆる「博士」という概念は、新たな理念の中で見直されなければならない。まさにそれが新たな大学院設置基準が示す趣旨にも合致することであり、いわゆるオーバー・ドクターの問題もこの概念の転換によって解消されるであろう。なおわが国における大学院生対大学生の比が、欧米のそれに比してきわめて低率であることも吾々の要望を支持する一つの材料である。

以上の趣旨から新設大学に博士課程大学院を設置する事は、きわめて肝要な事である。

II 新設を要請している博士課程大学院の構想

博士課程大学院設置の形態には、従来の如く学部を基礎に置いた設置の方式もあれば、いわゆる独立大学院（昭和51年法律第25号により改正された学校教育法第68条の2）の形式もある。また観点をかえてみれば、いろいろの形態

の大学院を設置することができる。しかしここでは本常置委員会が昨年行った国立各大学へのアンケート調査（以下アンケートと略す）の中で、最も数多く示され、且つ強く要望している連合大学院と総合大学院の形式について述べる。

(1) 連合大学院

今回のアンケートによると、全国で9の博士課程連合大学院構想が示されている。そのうち農学系が4、工学系が5で、これらに参加する大学の数は、42校にも上っている。また中にはきわめて具体化した内容をもつ段階まで検討の進んでいるところもある。勿論これらの構想は、細部については互に異なるところもあるが、概括的に述べると、多くの大学の講座または教官が互に協力して一つの博士課程大学院後期課程を設けようとするもので、主としてそれぞれの分野でプロジェクト・チーム的な性格をもつ研究部門が造られることになる。

次にこれらの連合大学院がもつ利点をあげてみると、大要次の諸点に要約される。

第一に学部数の少ない大学であっても、当該学部の専門分野である連合大学院に参加することができる。第二に研究者の層が厚くなるため、専門分野が広がると共に同一の専門分野においても研究領域が広がる。その結果、第三には、従来の如く固定化された研究領域から固定化された量の博士を送り出すのではなく、多様化した広い学問領域から、いろいろの専門分野の博士を産みだすことができる。その際、関連分野の数講座よりなる大講座の編成や教官相互の協力態勢について配慮がなされていることも、新しい博士を養成するためには利点となるであろう。第四には教官層が厚くなることから、学位審査を適正に行うことができる。第五に教育・研究面において大学間の共同活動と交

流を促すことができる。これは大学内の閉鎖性を解消し、さらに大学間の人事交流をも容易にすることにもなる。

他方、連合大学院は母体となる大学の学部が分散しているために、それに対応するための大学院本部の設置や共同利用センター、教育用セミナーハウスなどの整備を必要とし、予算措置や運営面についても新しい対策が必要である。しかしこれらについてもそれぞれ対策が講じられつつある。

(2) 総合大学院

連合大学院が多数の大学の参加によって構成されるのに反して、総合大学院は一つの大学の中で、既存の学問体系や学部の枠にとらわれる事なく、新しい課程の内容に適應した研究体制を作ろうとするもので、学際的・境界領域の研究や新たに社会的要請によって提起された問題または領域に対して学内協力の研究体制を整えることを企図している。この度のアンケートによれば、上記の如き博士課程総合大学院の設置計画は14大学にもものぼり、この中には旧設大学も含まれており、学問の総合化が如何に必要であるかを物語るものである。

さて新設大学が総合大学院方式をとる場合も、博士課程大学院の後期課程を設置するのであるが、この形式にもいくつかの利点をあげることができる。まず当該大学が総合大学である時は、その大学がもつ特色を生かしてこれを設置することができる。その際、学部の壁をはずして作るのであるから、既設大学ほどの学部の基礎を必要としないし、大学院を有しない学部教官の参加も可能である。また既設の博士課程のあり方にとらわれる事なく、自由に構想を立てる事ができる。さらにこの種の大学院の設置は、当該大学の整備充実に大きく貢献する。ま

た予算面でも運営面でも、さしたる問題を残さない。なお総合大学院は、相当数の学部をもつ大学にとって、その設置が容易であるが、学部数の少ない場合にも、特定のテーマを対象とする一種の研究所的性格を有する大学院として設置が可能である。

以上新設大学が設置を要請している博士課程大学院の構想について述べたが、各大学が上述の連合大学院または総合大学院のいずれを選ぶかについては、それぞれの大学が置かれている諸条件によって、各大学が自主的に決定すべき事柄である。またこの二つの大学院の方式は、それぞれ別個の特色をもっており、相反するものではなく、既設大学院の有しない面を補うことにもなり、これらは相互補完的な役割を果すものである。

III 既設大学院の充実

今回のアンケートによれば、すでに大学院博士課程を有するいわゆる旧設大学の多くは、在来の研究科の拡充・整備のほか、特定の専門学科に基礎を置かない独立専攻、さらには総合的性格をもつ独立研究科の新設や共同利用のための大学院研究センターの新設等を構想している。これらの計画は、既設の大学院が新しい学問的、社会的要請に対応しようとするもので、わが国における学問的研究・教育が世界的水準を維持し、今後の飛躍の発展を遂げるために必要なもので、その実現が強く望まれるところである。

また大学院における研究・教育の諸条件は、大学院設置基準の制定・施行にもかかわらず、旧設大学においても、その要求するところのものを充たしていない。さらに新しい学問的要請や社会的需要に応じて、大学院における研究・

教育の比重が高等教育の中で著しく重味を加え、それと共に教官の負担や必要とする経費が著しく増大してきている。しかし遺憾ながら予算の伸びが物価上昇に伴わないため、実質的な研究・教育の低下を生じつつある。したがって新設大学のみならず旧設大学大学院においても、その整備拡充は急務であり、新設大学の拡充整備が旧設大学大学院の研究・教育の諸条件に、いささかも悪影響を及ぼす事のないよう充分の配慮がなされるべきである。

IV 大学院修士課程

この問題については、本要望書の冒頭にも述べた如く、昨年11月5日貴懇談会に提出した要望書に、その詳細を記載した。しかしその後、国立大学協会が求めたアンケートの結果が出たので、重要事項を取上げて補足する。

このアンケートによれば、各学問分野において、いまだ修士課程の設置をみない各学部が多数にのぼっており、各大学とも早急な修士課程の設置を切望している。また多数の大学において、教員養成系大学院修士課程の設置が計画されており、その実現を要請する声が高まりつつある。これに関して従来ややもすれば教育系学部は他の学部に比して修士課程の設置がうとんじられる傾向にあるが、次の世代を担う児童や青少年の教育は、何にも優先して重視されなければならない。その意味において、教育系学部には修士課程の設置が必要である。

この度のアンケートによれば、この修士課程の内容とするところは、既設のものとは異なり、学校教育、学科教育のあり方やその実践分野に重点を置き、さらに現職教員の再教育の機能も含むものである。また総合大学の中にある教育系大学院としての特色を発揮し得るものと

信ずる。

V ま と め

以上の説明により、当国立大学協会第1常置委員会は貴懇談会に次の事項を強く要望する。

- 1) 新設大学に博士課程の大学院を早急に設置すること。
- 2) 旧設大学の博士課程大学院をさらに拡充整備すること。
- 3) 修士課程大学院の設置が認められていない大学・学部速やかにこれを設置すること。とくに教育系学部または大学に修士課程大学院を設けること。

大学教官等の発明に係る特許等の取扱いについて（中間報告）に対する意見について

国大協議第18号2
昭和52年3月9日

各国立大学長 殿

国立大学協会第6常置委員会
委員長 飯島 宗一

さきに当常置委員会に付託された標記の件に関し、各国立大学の意見を求め検討の結果、去る2月23日開催の理事会の議を経て3月9日付別紙のとおり文部省学術国際局長宛送付いたしましたので、ご報告いたします。

（別紙）

昭和52年3月10日
第6常置委員会

“大学教官等の発明に係る特許等の取扱いについて（中間報告）”に対する当協会の意見については、各国立大学の意見の提出を求めたところ、中間報告に概ね賛成というのが大勢であるとみなすことができる。そのうち若干指摘された問題点を以下に列挙する。

(1) 職務発明の定義について

基準案第4(1)、(2)に一応定義されているが、これを明快な定義といっているところもあるが、この定義がはっきりしないと指摘しているところがある。具体的にもっとはっきり記述することの希望が多い。この他、

- a 教官の発明は校費によるものでもすべて職務発明とせよ。
- b 著作権とのバランスをとる必要がないか。
- c 「譲渡の申出をしなければならない」とあるが、この義務に疑問がある。「申出ることができる」とせよ。
譲渡を受けたら設置者はそれを活用することを義務づけよ。
設置者の取得は通常実施権にとどめよ。
譲渡義務違反に対する措置をきめよ。
- d 科学研究費補助金は発明を予定しているとは思えない。
- e 基準案第4にある「応用開発」とはどういうことかもっとはっきり定義せよ。

(2) 中枢システムについて

これについては支持が多く、現状でもこれが望ましいという主張もあった。若干の問題が指摘されている。

- a 遠隔の地の大学では利用しにくいことにならないか。したがって各地区の事務処理能力のある学術関係財団を活用してはどうか。
- b 業務内容を明確にすること。
- c 国が自ら行わず非営利財団に担当させよ。
- d 広報活動もするようにせよ。

(3) 学内システムについて

これについては設置の必要性はわかるが、こ

れの運営が教官、事務官の負担にならないかという心配の意見がかなりあった。また中枢システムを補完して機能するものであるだけ、両者を同時発足させなければ意味がないし、この報告の特許の取扱いができなくなる。事務機構（学内の）の整備も不可欠の問題である。この他に次の意見があった。

- a 学内に特許の専門職員を非常勤でもよいから置け。
- b 発明委員会の構成、機構を明確にせよ。
- c 発明委員会は事務の迅速性を失うものにならないか。
- d 発明者の意見書添付は不要、手数がかかるだけ。
- e 発明委員会の設置を義務づけるな。
- f 学内システムも非営利団体（財団）に担当させよ。

(4) 民間との協同開発による特許権について

これからの発明につながる研究には、民間機関との協同研究によるものが多くなるものと思われる。特に原理特許を技術化していくためにはこれが大切であるといえる。そこで、職務発明の定義にもこの点を考慮しておく必要がある。さらに、国家と個人、国家と民間との特許権の共有の制度を明示し、その権利の配分を明確にしておく必要がある。

(5) 補償金、奨励金について

一般に中間報告にも指摘されているように、限度額（補償金の）の大幅引上げの要求が強い。この実施率を規準案に明記せよという要求があった。この他、

- a 発明者の死亡、退職、転職のときの対応を示せ。
- b 研究奨励金は毎年度予算要求する必要なく、自動的に当大学、または当研究組織に

配分されるよう制度化すること。

- c 譲渡を受ける前提条件が整備されていなければ、権利を放棄する（国が）ことを明文化せよ。

（注） この考えには譲渡すなわち補償金という考えがあり、それが予算的に裏付けされていないとできないという考え方があるようであるが、補償金は特許収入でまかなうものであるから、理解しにくい主張である。

- d 教官の意思で譲渡したとき手続の費用は国が出すのであるから、したがって利益が国庫に入るのは当然である。

（注） これは単なる形式論理で、特許法の問題と実態に対する理解が不十分なための主張であろう。

(6) 個人発明（自由発明）の届出について

職務発明の項にも前述したように、個人発明は認めない、とするところもあるが、ある限定された発明以外は個人発明とする中間報告、基準案の考え方は支持されていると思われる。

ただ個人発明の届出をさせる必要はない、とする主張がある一方、故意に届出を怠った者に対する罰則規定が必要である、とする主張もあった。

(7) その他

中間報告25頁下から2行目、「教員の研究業績が何らかの形で大学外へ出るときは、一応すべて届出ることとし、……」とあるが、これは研究論文をも含むのか。雑誌、学会への投稿、発表がすべてこれで制約されるとなると、発表の自由が拘束されることになる。純粋学術研究の面からすると本末転倒の感がする。この点の疑義に答えるためにも、この記述は修正することが望ましい。

資 料

学費について（事務連絡）

国大協総第4号
昭和52年1月20日

各国立大学長 殿

国立大学協会
事務局長 丁子 尚

本日の臨時閣議において決定された昭和52年度予算（政府案）において、国立学校の入学科ならびに検定料の一部が昭和52年度より夫々引上げられましたが、そのいきさつについて国立大学協会の関係の点をご参考までにご連絡いたします。

昭和52年度予算の編成にあたり、昨秋以来授業料の再引上げが屢々新聞等に報道されました。これに対し昨年11月開催の国立大学協会総会の学長懇談会に際し、文部省当局に対し、大学側の意向として関係常置委員長およびその他の方々から熱心な反対意見が述べられたことはご承知のとおりであります。その後文部省と大蔵省との予算折衝に当っては、大蔵省側よりは、目下の財政事情と私立大学等との均衡その他の観点から国立学校の授業料、寄宿料、入学科、検定料等学費の全般について、一括して大幅な引上げの要求が再三にわたり繰返されましたが、文部省側としては諸般の事情から適切でない旨を強く述べてこれに対抗された趣であります。

去る1月10日緊急に特別会計制度協議会が開催され、文部当局からこれまでの折衝の経過について詳細な報告があり、これに対し熱心な意

見交換が行われました。その際国立大学協会側としては、授業料ならびに寄宿料の引上げについてはあくまでこれを阻止せられたく、万止むを得ず入学科、検定料の一部を引上げざるを得ない場合においても、国民生活の実態等を十分考慮して最少限度の引上げ幅に止めること、ならびにその場合、各種の場合（学部学生、夜間部学生、その他）に応じて実情に即してきめ細かな定め方を配慮せられたい旨を要望いたしました。その後の文部省と大蔵省との折衝の経過は新聞報道等でご承知のとおりであります。最終的に今回の案に決定されましたについては、上述の経緯のほか、会長、副会長、各委員長その他各大学の方々の公私にわたるあらゆる機会をとらえての意向と文部当局のなみなみならぬ努力の結果が反映したものと考えられる次第であります。

昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について （通知）

昭和52年2月16日

各国立大学長 殿

国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和52年度卒業予定者のための就職事務開始時期等について、去る12月23日開催の各公私立大学団体代表者による就職問題懇談会において別紙1のとおり申合せが行われましたのでご通知いたします。

大学卒業予定者のための就職事務開始時期に

については、ここ数年、諸種の事情より変更が繰り返されましたが、52年度の申合せを行うに当っては各大学団体、企業側関係間においてこの点を反省し慎重な協議が重ねられ、また本協会においてもその経過を踏まえ第3常置委員会ならびに理事会において十分な審議を行った末、この申合せに至った次第であります。

については、各大学におかれては以上の経緯に鑑み、別紙1の申合せに関し趣旨ご了承の上、大学教育の正常化のため、学内教職員に対してはもちろん、学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかり下さるよう、特段のご配慮のほどお願いいたします。

なお、この就職事務については、学生と企業との間における求人（求職）、採用選考に関することのほかに、企業と大学との間の求人求職事務のことがあります。この点について従来格別の取り決めがなかったため多少の混乱がみられた実情に鑑み、今般企業と大学との間の就職事務の円滑・適正化を図るため文部省、労働省、大学団体、主要経済団体で協議の結果、別紙2のような措置をとることといたしましたので、併せてご了承下さるようお願いいたします。

(別添 1)

会報第75号112頁掲載（略）

(別添 2)

昭和52年度卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務について

1 求人票等の大学・高等専門学校への送付

企業は、求人票、求人要項、会社説明会開催通知文書（10月1日以降開催するものであること。）、次の事項を記載した印刷物を、昭和52年8月16日（到着主義）以降大学・高等

専門学校へ送付するものとする。

① 採用予定人員

② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件

③ 選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の採用方法

2 求人内容の提示

上記1の資料を学生に対して提示するのは、昭和52年9月16日以降とする。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（抜粋）

(公布52・5・2)
法律第29号

第3章の4 大学入試センター

(大学入試センター)

第9条の5 国立大学の入学者の選抜に関し、共通第一次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関として、大学入試センターを置く。

2 大学入試センターは、国立大学以外の大学の要請に応じて、当該大学の入学者の選抜に関する業務の実施に協力することができる。

3 大学入試センターは、東京都に置く。

4 第1項の共通第一次学力試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(略)

附 則

(略)

3 昭和48年度以後に設置された国立大学並びに同年度以後に国立大学に置かれた医学部及び歯学部で次に掲げるものに恒常的に置く必

要がある職に充てるべき常勤の職員は、当分の間行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号）第1条第1項の職員に含まないものとし、その定員は、6,433人とする。

旭川医科大学

山形大学医学部

筑波大学

長岡技術科学大学

富山医科薬科大学

浜松医科大学

豊橋技術科学大学

滋賀医科大学

島根医科大学

徳島大学歯学部

愛媛大学医学部

高知医科大学

佐賀医科大学

大分医科大学

宮崎医科大学

鹿児島大学歯学部

- 4 特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要が生じた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の定員に付加すべき定員を、1年以内の期間を限り、政令で定めることができる。

（略）

大学入試センター設置に伴う関係法規（抜粋）

（教育公務員特例法の一部改正）

- 6 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第3章の3に規定する機関の長

及び」を「第3章の3及び第3章の4に規定する機関の長（同法第9条の4第2項に規定する研究所の長を含む。）並びに」に、「もっぱら」を「専ら」に改める。

教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（抜粋）

（公布52・5・2）

第3条の2各号列記以外の部分中「第3章の3に規定する機関の長及び」を「第3章の3及び第3章の4に規定する機関の長（同法第9条の4第2項に規定する研究所の長を含む。以下この条において同じ。）並びに」に改め、同条第1号中「第3章の3」の下に「及び第3章の4」を加える。

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（抜粋）

（公布52・5・2）

第5章 大学入試センター

（大学入試センター）

- 第47条 大学入試センターに置かれる職の種類並びに大学入試センターの組織及び運営の細目については、大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）の定めるところによる。

（共通第一次学力試験）

- 第48条 国立学校設置法第9条の5第1項の共通第一次学力試験は、各国立大学が大学入試センターと協力して、国立大学に入学を志願する者の高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。

大学入試センター組織運営規則

(文部省令第20号 公布52・5・2)

(職員の種類)

第1条 大学入試センター（以下「センター」

という。）に、次の職員を置く。

- 一 所長
 - 二 教授
 - 三 助教授
 - 四 事務職員
 - 五 技術職員
- 2 所長は、センターの業務を掌理する。
 - 3 教授は、研究に従事する。
 - 4 助教授は、教授の職務を助ける。
 - 5 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。
 - 6 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

(内部組織)

第2条 センターに、次の二部を置く。

- 一 管理・事業部
- 二 研究部

(管理・事業部)

第3条 管理・事業部においては、庶務、会計及び施設等並びに共通第一次学力試験の実施等に関する事務を処理する。

- 2 管理・事業部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
- 3 管理・事業部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 4 部長は、所長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(研究部)

第4条 研究部においては、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う。

2 研究部に、次の三研究部門を置く。

- 一 情報処理研究部門
- 二 追跡研究部門
- 三 評価研究部門

3 研究部に部長を置き、教授をもって充てる。

4 部長は、所長の命を受け、部の事務を掌理する。

(評議員)

第5条 センターに評議員15人以内を置く。

2 評議員は、センターの事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、所長に助言する。

3 評議員は、国立大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、所長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

4 評議員は、非常勤とする。

5 評議員の任期その他評議員に関し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

(運営協議員)

第6条 センターに運営協議員21人以内を置く。

2 運営協議員は、共通第一次学力試験の実施計画に関する事項その他のセンターの運営に関する事項で所長が必要と認めるものについて、所長の諮問に応じる。

3 運営協議員は、センターの教授及び助教授並びに国立大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、所長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

4 運営協議員は、非常勤とする。

5 運営協議員の任期その他運営協議員に関し

必要な事項は、別に文部大臣が定める。

(専門委員)

第7条 センターに、別に定める定数の範囲内で専門委員を置く。

2 専門委員は、所長の定めるところにより、共通第一次学力試験に関し、実施方法の検討、試験問題の作成その他の専門的事項を処理する。

3 専門委員は、センターの教授及び助教授並びに国立大学の教員のうちから、所長が任命する。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員の任期その他専門委員に関し必要な事項は、別に所長が定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

教育公務員特例法施行令第3条の2の規定に基づく大学入試センターの所長等の選考の手続に関する省令

(文部省令第22号 公布52・5・2)

(趣旨)

第1条 大学入試センター(以下「センター」という。)の長及びその職員のうち専ら研究に従事する者に関する教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第3条の2において準用する教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条第1項の選考の手続については、この省令の定めるところによる。

(所長の選考の手続)

第2条 センターの所長の採用の選考は、大学入試センター組織運営規則(昭和52年文部省令第20号。以下「規則」という。)第5条第1項に規定する評議員で構成する会議が推薦(当該推薦に当っては、規則第6条第1項に

規定する運営協議員(以下「運営協議員」という。)で構成する会議の意見を聴くものとする。)をした者について行うものとする。

(教授及び助教授の選考の手続)

第3条 センターの教授及び助教授の採用及び昇任の選考は、センターの所長が推薦(当該推薦に当っては、運営協議員で構成する会議の議を経るものとする。)をした者について行うものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

大学入試センター評議員規程

(52・5・2 文部大臣裁定)

(評議員の任期)

第1 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の職務の遂行)

第2 評議員は、大学入試センター組織運営規則(昭和52年文部省令第20号)第5条第2項に定める職務を行うに当っては、会議を開いて協議を行うものとする。

2 前項の会議の運営に関し、必要な事項は、大学入試センター所長が定める。

附 則

この規程は、昭和52年5月2日から実施する。

大学入試センター運営協議員規程

(52・5・2 文部大臣裁定)

(運営協議員の任期)

第1 運営協議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の運営協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議員の職務の遂行)

第2 運営協議員は、大学入試センター組織運営規則(昭和52年文部省令第20号)第6条第2項に定める職務を行うに当っては、会議を開いて協議を行うものとする。

2 前項の会議の運営に関し必要な事項は、大学入試センター所長が定める。

附 則

この規程は、昭和52年5月2日から実施する。

窓

ハマチ養殖の自家汚染対策の研究

窪田三朗

「現在、ハマチ養殖は生産量、生産額とも北洋のサケ・マスのを上回り、一つの形態を備えた産業になっている。この養殖は内湾で手軽にできることから急速に普及し、そのためにハマチの排泄物、残餌などによる環境汚染を起している。ハマチの主餌料は生(なま)または冷凍のイワシ類などで、解凍や投餌の際に多量の油脂成分が蛋白などと共に環境を汚す。環境汚染・老化という面から見ると海面を漂う油脂よりも残餌や排泄物の海底堆積の方が大きな問題であるが、海底堆積物の除去は養殖漁場の長期休業による回復以外に現実的な手段がない。研究者の中にはかかる理由からハマチ養殖を禁止すべきという意見を述べる人もあるが、そこには生活のかかった労働=産業があり、不安定な零細漁業から抜け出ることのできた人達の生活があることを考えなくてはならない。

ハマチ養殖の盛んな地区の中には三重県磯浦^{きさらぎ}のように自分達が汚した海は自分達の手で、可能なことから環境浄化をしようという地区もある。私達の研究グループは東京工業試験場の協力を得て、磯浦の人達の努力を現実のものに仕上げることにした。それには先ず可能なこと——油脂汚染は他種漁業に大きな被害を与えているが、海面に浮ぶ油脂成分は除去の可能性がある——を手始めに実験を計画した。

海面に浮ぶ魚油膜は液体から間もなく固体になる。これは養殖漁場にある多量の蛋白質と海水などに塩析作用が関与したためと考えた。この油膜様のものは風波により糸くず状になって表層を浮流する事実があり、この汚染物が油脂成分=液体であるという今までの主観を捨て、その除去・取り込みには油液吸取り方式の草炭繊維で作られたマットやフェンスでは効果が少ないと推定した。ヤシがらの繊維は丈夫で長く、水中でも腐敗しにくいし、吸水によって繊維が伸びるために間隙が開きマットが厚くなるという利点を見つけるに至った。両者をハマチ養殖場で比較実験したところ、ヤシがら繊維で作ったマットは草炭マットにくらべて、油脂汚染物を数倍取り込むことも判った。

はじめに実験に供したヤシがらマットは素材だけあれば養殖業者の手で簡単にフェンスに仕立てられるように設計したために、風波に弱いという欠点があった。現在実験中の新設計のものは上記のものにくらべれば多少手間がかかるけれども、彼らの手で十分に仕立てられるし、風波にも耐えられることが確認された。

私達の研究グループはハマチ自家汚染をある程度しか防止できなくても、少しでも効果が上るように時間をかけて改良を進めてゆくつもりである。働くことを惜しまない漁業者の生産の安定に役立つならば、水産研究者にとってそれは最大の喜びでもある。(三重大水産学部教授)

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
東北大学	加藤陸奥雄	前田 四郎
東京大学	林 健太郎	向坊 隆
福井大学	清水 英夫	五十嵐直雄
静岡大学	桜場 周吉	丸山 健
岐阜大学	林 金雄	館 正知
愛知教育大学	井上 友治	山田 作男(事務 取扱)
京都教育大学	小江 慶雄	林 保
大阪外国語大学	牧 祥三	伊地智善継
奈良女子大学	曾沢 太吉	川村 徹
島根大学	安達 一明	三谷 健次
広島大学	飯島 宗一	竹山 晴夫

○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
会 長	林 健太郎(東京大)	岡本 道雄(京都大)
監 事	小泉 明(一橋大)	宮沢 健一(同)

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第6常置委員会	飯島 宗一(広島大)	太田 善磨(学芸大)
教養課程に関する 特別委員会	飯島 宗一(広島大)	武谷 健二(九州大)
教員養成制度特別 委員会	飯島 宗一(広島大)	須田 勇(神戸大)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会(教員)	平田 栄(埼玉大)	金勝 久(同)
第4常置委員会(教員)	宮田 尚之(京都大)	百々 和(神戸大)

第6常置委員会	小泉 明(一橋大)	宮沢 健一(同)
医学教育に関する特別委員会	加藤陸奥雄(東北大)	具島兼三郎(長崎大)
同	相磯 和嘉(千葉大)	須田 勇(神戸大)
同	飯島 宗一(広島大)	小坂 淳夫(岡山大)
研究所特別委員会	林 健太郎(東京大)	向坊 隆(同)
同	加藤陸奥雄(東北大)	前田 四郎(同)
科学技術行政特別委員会	林 健太郎(東京大)	向坊 隆(同)
教養課程に関する特別委員会	林 健太郎(東京大)	向坊 隆(同)
同	飯島 宗一(広島大)	竹山 晴夫(同)
教員養成制度特別委員会	小江 慶雄(京都教大)	高橋 陸男(大阪教大)
同	桜場 周吉(静岡大)	三上 美樹(三重大)
同	飯島 宗一(広島大)	竹山 晴夫(同)
大学格差問題特別委員会	桜場 周吉(静岡大)	丸山 健(同)
特別会計制度協議会	林 健太郎(東京大)	向坊 隆(同)
同	飯島 宗一(広島大)	太田 善麿(学芸大)

○ 専門委員の委嘱

第6常置委員会	吉田 寿雄(東京大事務局長)
医学教育に関する特別委員会	堀 原一(筑波大教授)
教養課程に関する特別委員会	緒方 道彦(九州大教授)
図書館特別委員会	田辺 広(千葉大図書館事務部長)
特別会計制度協議会	吉田 寿雄(東京大事務局長)
同	逸見 博昌(文部省大臣官房会計課副長)

○ 臨時委員の委嘱

入試調査特別委員会 (入試改善調査委員会)	加藤陸奥雄(入試センター所長)
第6常置委員会	飯島 宗一(広島大教授)
教員養成制度特別委員会	飯島 宗一(広島大教授)

○ 幹事の委嘱

関東甲信越地区	吉田 寿雄(東京大事務局長)
中部地区	山本 鉞(名古屋大事務局長)
中国四国地区	横江 照郎(広島大事務局長)

寄贈図書

- 教育と情報 3月号 No. 228, 4月号 No. 229 (文部省)
- 厚生補導 12月号126号, 2月号128号, 3月号129号 (文部省)
- 産業と教育 1月号, 2月号, 3月号, 4月号 (産業教育振興中央会)
- 会報 第33号 (大学基準協会)
- 大学一覧 昭和51年度 (大学基準協会)
- ESP 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (経済企画庁)
- 国際交流 第12号(冬季号) (国際交流基金)
- アジアの友 1月号 (アジア学生文化協会)
- 私立大学教育の充実と向上のために 私学財政委員会報告 (日本私立大学連
盟)
- インターナショナル・リクルートメント・ニュース 第26号, 第27号 (外
務省)
- エネルギー対話 第6号 (エッソ・スタンダード石油)
- 逐次刊行物目録 昭和49年版 (国立国会図書館)
- 参議院文教委員会審議要録 第77~79国会
- われわれの大学をよりよく理解するために カレッジ・コミュニティ調査第一
次報告書1977年 (関西学院大学)
- 新入生を知ろう '76 (東京農工大)
- 広島大学総合科学部創設記念論文集
- 広島大学開放講座講義録 PHOENIX-HEALTH No. 10 (広島大学)
- 保健管理センター事業報告 PHOENIX-HEALTH No. 11 (広島大学)
- 学位論文審査要旨 昭和52年3月 (岡山大学)
- 教育工学研究所研究報告 第4号 (東海大学)
- 紀要 第9号 (聖徳学園短期大学)
- 学生健康保険組合実態報告書 昭和50年度 (山梨大学)
- 明治学院百年史資料集 第5集 (明治学院)
- 筑波フォーラム VOL. 2 (筑波大学)
- 文学部論叢 第57号 (立正大学)
- 理工学部集報 第5号 (佐賀大学)
- 学位論文 第17集 (徳島大学)

◆ 編集後記 ◆

本号の特別寄稿には、タイ国学長団の来日についての詳細な「報告」と「学長団からの報告」を、前者は井上奈良教育大学長を煩わし、後者は東京大国際主幹室の但馬事務官に訳をお願いした。東南アジア諸国との教官、学生、その他の国際交流の貴重な資料となろう。今後これが各方面に充分活用されることが望ましい。ほかに矢張り特別寄稿として、山田宇都宮大学長から「教育雑感」を、窓欄には三重大学窪田教授から「ハマチ養殖の自家汚染対策の研究」をお寄せいただいた。以上誌して感謝の辞とする。

その他会議諸記録および資料等を加え、本号は148頁の大部のものとなった。また今号から一部の声もあり、表紙の色が変えられた。手にとって見られてご感想は如何であろうか。会報全般について各大学の平素からのご意見を伺いたいものである。

昭和52年6月16日 印刷
昭和52年6月20日 発行 (非売品)

会 報 第 76 号

編集兼
発行者

丁 子 尚

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113

東京都文京区本郷7丁目3番1号
(東京大学構内)

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)

(直通) 03 (813) 0647